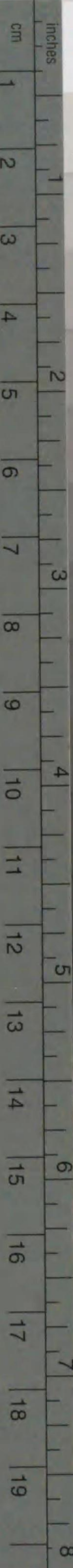


Kodak Gray Scale



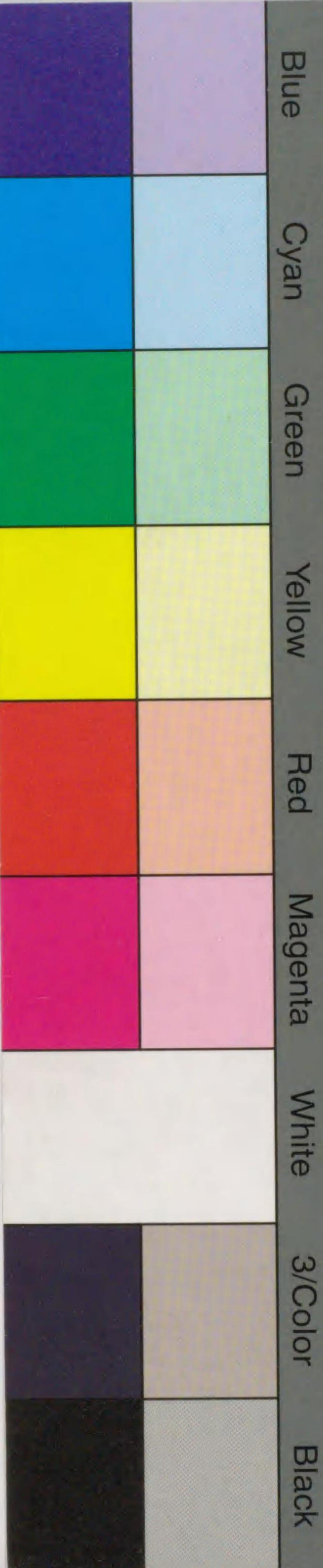
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



584

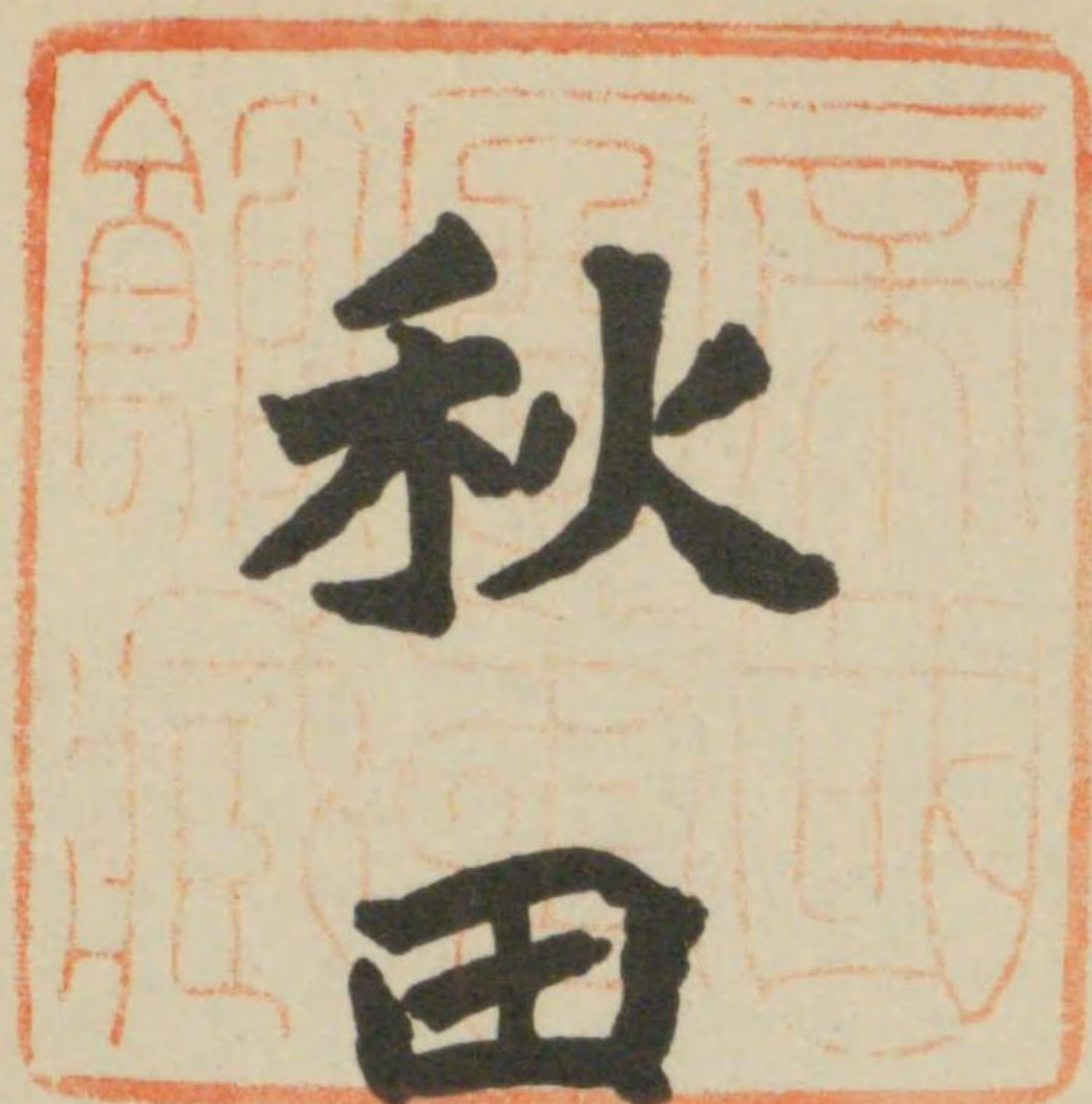
f

584-14



1200501523534

193

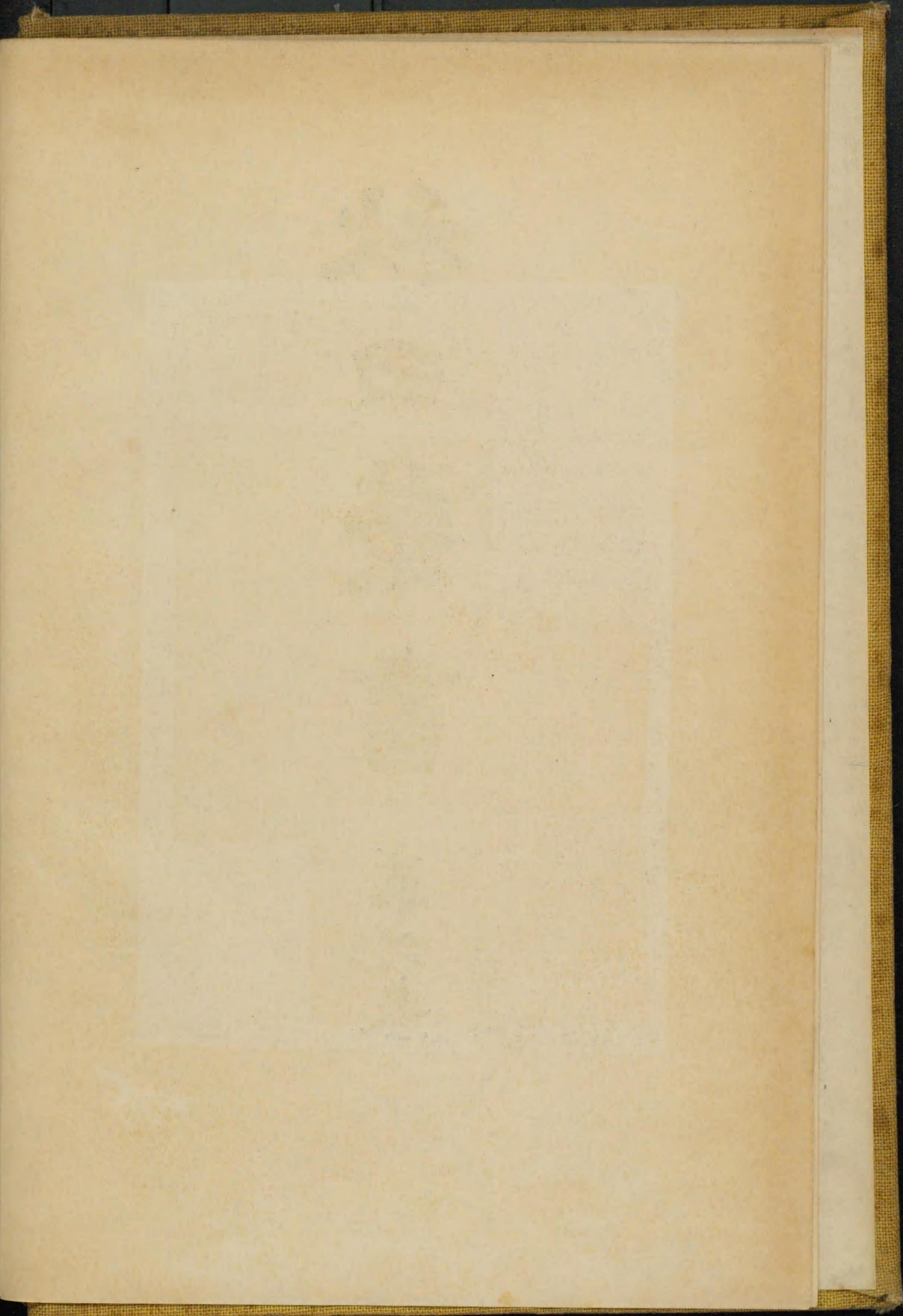


秋田

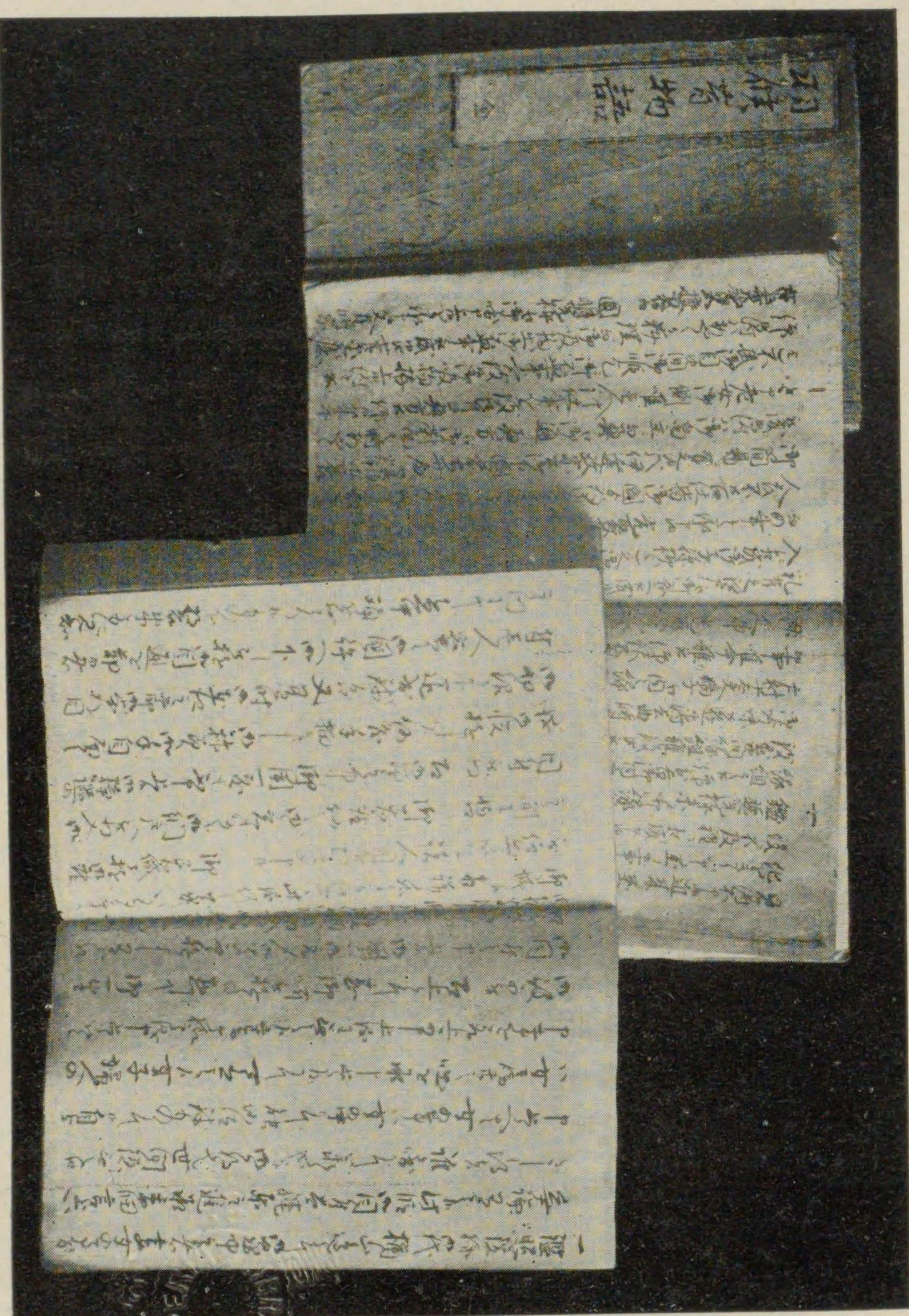
叢書

第九卷





(照参題解) 本布流「語物昔田秋」の種三



藏氏木々佐(左)

藏館書圖田秋(中)

藏氏藤齋(右)

伊底波の國校萬起多六郷の里に、みずかる料楚の諏方のかやと
 なる藝つして、せうるや、おほみやはしらたつるや、さや
 かのみやしるながら、其よそひことならず。御射山祭のころは鎌
 年もいで来て、おのつから御覽の御鷹とはなりぬ。庭に眞寒泉お
 り、此清水の形々廣くしなさは、諏訪の湖に擬らふこちして、
 いではの不と名に負ふ鳥游の縁もつりなむかし。此神りし齋
 藤則庸もたる一まきの布美あり。ひらき見れば花あり、紅葉お
 り、此水の面には秋のもなかの空もすみわたり、みねに鳴鹿の命
 毛にこらなにくれと彩り、嬌戀ふ山々の梅春は霞にけふり、お
 るは鐘禮に染たす色のうすくこきくまとり、畫のことはしるきな
 後の月に殘る菊、撫子のすかたまで、おもあやに、言さぐ詩、
 やまと歌、連歌の滑稽、たはやざぶりの片歌すら是に擧せたり。
 一は、そがはしがき。
 おむしやう十とせまきり、いお
 ひとせといふとの
 すがたの
 眞
 澄
 ふか月の
 つきたちの口。



584-14

秋田叢書第九卷 目次

解題.....一

秋田昔物語——秋田千年瓦

秋田昔物語.....一

秋田千年瓦.....六七

月出羽道 仙北郡(三).....菅江 眞澄著.....七九

五卷.....七九

笠木の里の巻はしがき.....八一～ 神宮寺邑.....九一

六卷.....一三三

松倉邑.....一五五

仙北郡神宮寺郷古記由緒録(富樫傳市郎記).....一六七

七卷

高關下郷邑……………一九七
蛭川邑……………三二
大曲西根邑……………二二七

八卷

内小友邑……………二五五
中田新田邑……………二九五
宮林新田邑……………二九七
高關上郷邑……………二九八
四ッ屋邑……………三〇〇
新谷地邑……………三〇七

九卷

大曲邑……………三一〇
……………三〇九

十卷

戸地谷邑……………三六七
戸蒔邑……………三六九
東川邑……………三七〇
寶門清水邑……………三七三
萩目邑……………三七三
小貫高畑邑……………三七四
飯田邑……………三八〇
川目邑……………三八二
六郷西根邑……………三八四
下深井村……………三八五
藤木邑……………三八六
金澤西根村……………三八七
二本柳邑……………四三三

十一卷

六郷高野邑……………四一五
六郷川内池邑……………四五六
六郷本館村……………四六一
……………四一五

十二卷(六郷諸寺院之部 上)

吉水山善證寺派……………四七六
松本山真乘寺……………四八八
一心山善應寺……………四八九
大悲山真光寺……………四九七
高柳山真乘寺……………五〇九
東昭山圓勝寺……………五二六
法望山照樂寺……………五三七
真如山廣圓寺……………五四二
……………四七五

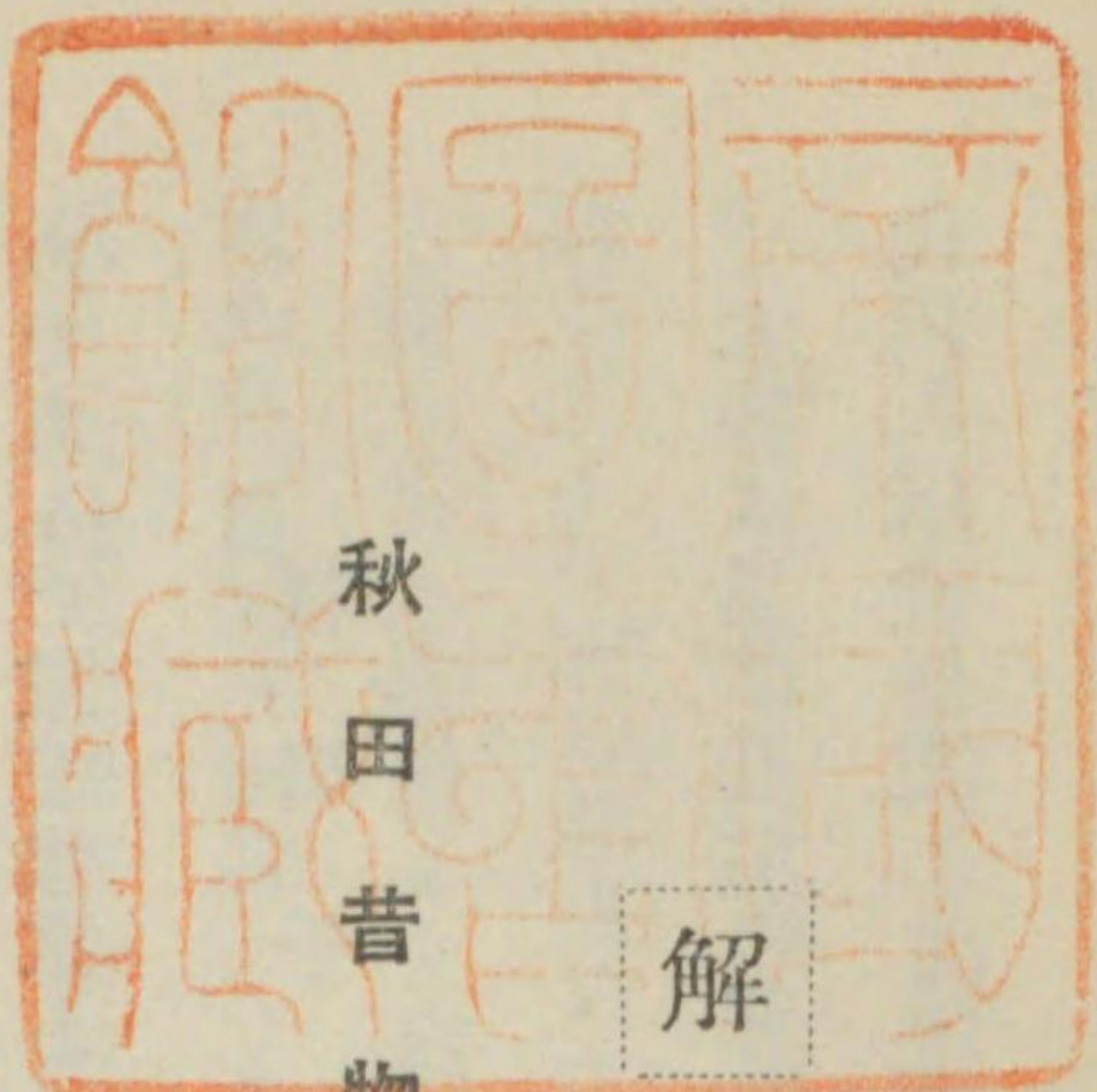
十三卷(六郷諸寺院之部 下)

慧日山淨光寺……………五四七
和光山長明寺……………五四九
地福山廣照寺……………五五七
花卷山珀淨寺……………五五九
吉水山善證寺派……………五六〇
福田山大桂寺……………五六二
長應山本善寺……………五六四
池中山臺蓮寺……………五六五
龍雲山永泉寺……………五六八
本宮山圓福寺……………五七二
醫王山極樂寺……………五七三
東光山本覺寺……………五七四
……………五四七

口繪寫眞版

◇三種の「秋田昔物語」流布本

◇菅江眞澄翁書畫



秋田昔物語

解

題

一卷

校訂者 深澤多市

此の書は寛延四年の交、藩士那珂忠兵衛通實江戸にありて、子孫奉公の種にすべしとのことにて書き記したるものなること明らかなるも、其の原本を見ることが出来ない爲めに、縣立圖書館本と故齋藤甘淵翁の舊藏本とを對校し底本としたが、此の兩書は同源のものと思はるも、何れも誤字、脱字があるから、相互考覈して二三を補正した。

然るに圖書館本の標題には「羽侯有明昔物語」とあるが、齋藤本には單に「昔物語」とある。其の内容は略一致するが、圖書館本には綱木氏の藏書朱印ありて卷末に、

于時天明元歲

丑十月上旬於武州寫之畢

の貼紙あり。又齋藤本には卷末に「平塚氏」とある、これも其の舊藏主のことであると思ふ。舊藩士が、

解題

那珂氏の遺著を珍重して傳寫した心持しが床しい。

沼館町の佐々木輔四郎氏又同種類本の一卷を藏す。標題は「羽侯昔物語」とありて、扉には「御家羽侯昔物語」とあり。而して卷末には、

天保十年

今宿

亥九月

佐々木氏

とありて、内容は前半は前記諸本にない事柄を記し、中間には相互取捨して一致を缺き、最後は又脱落したものである。標題は似て居るも内容の似て非なるは、古人の好みによりて取捨按配したるものなるべし。

今本叢書に輯録するに當り書名を「秋田昔物語」と改めたるは、書名によりて内容を想察する便のためである。敢て他意あるにあらず。

秋田千年瓦

一卷

校訂者 大山 順 造

本書は黒澤道形の著にして、文化十四年夏洪水のため、今の北秋田郡澤口村脇神字小勝田に於て、米代川の斷崖崩壊して土中より古代家屋の出現したるに筆を起し、古來天變の甚だ多かるべしとの推定

のもとに古史や古傳説を擧げ、又雄物川の變遷に關して説明を試みたものである。此の書の名傳へられて而して久しく現本存せざりしが、著者の自筆本が鷹巢町某氏の所有になつて居る事が知られ、謄寫流布するに至つたものである。

按るに、小勝田より古代遺物の出土したることは菅江眞澄翁の記録にも殘されてゐる。又平田篤胤大人の「皇國度制考」にも記されて居るが、其出土物の大小形態等に關して詳細を缺けるは遺憾である。然るに、故眞崎醉月翁の編次されたる醉月堂隨筆には、其の家屋、器物等の形態、寸尺等遺憾なく記録され、器物の一部は尙保存されて居る。

本書著者二階堂道形通稱本之介、又勘彌、又多右衛門 又長右衛門、又又兵衛と稱し、諱を道恒とも稱した。明和四年九月生る。父道申、母は江幡通喬の女なり。水戸にありては藤田一正等と交遊あり、常州及秋田の故事に通ず。文政六年九月道形其の自著秋田千年瓦、齧田浦風を獻す、褒して黄金を賜ふ。官國老に至る。黒澤氏を稱せしも、文政八年允されて二階堂氏に復す。

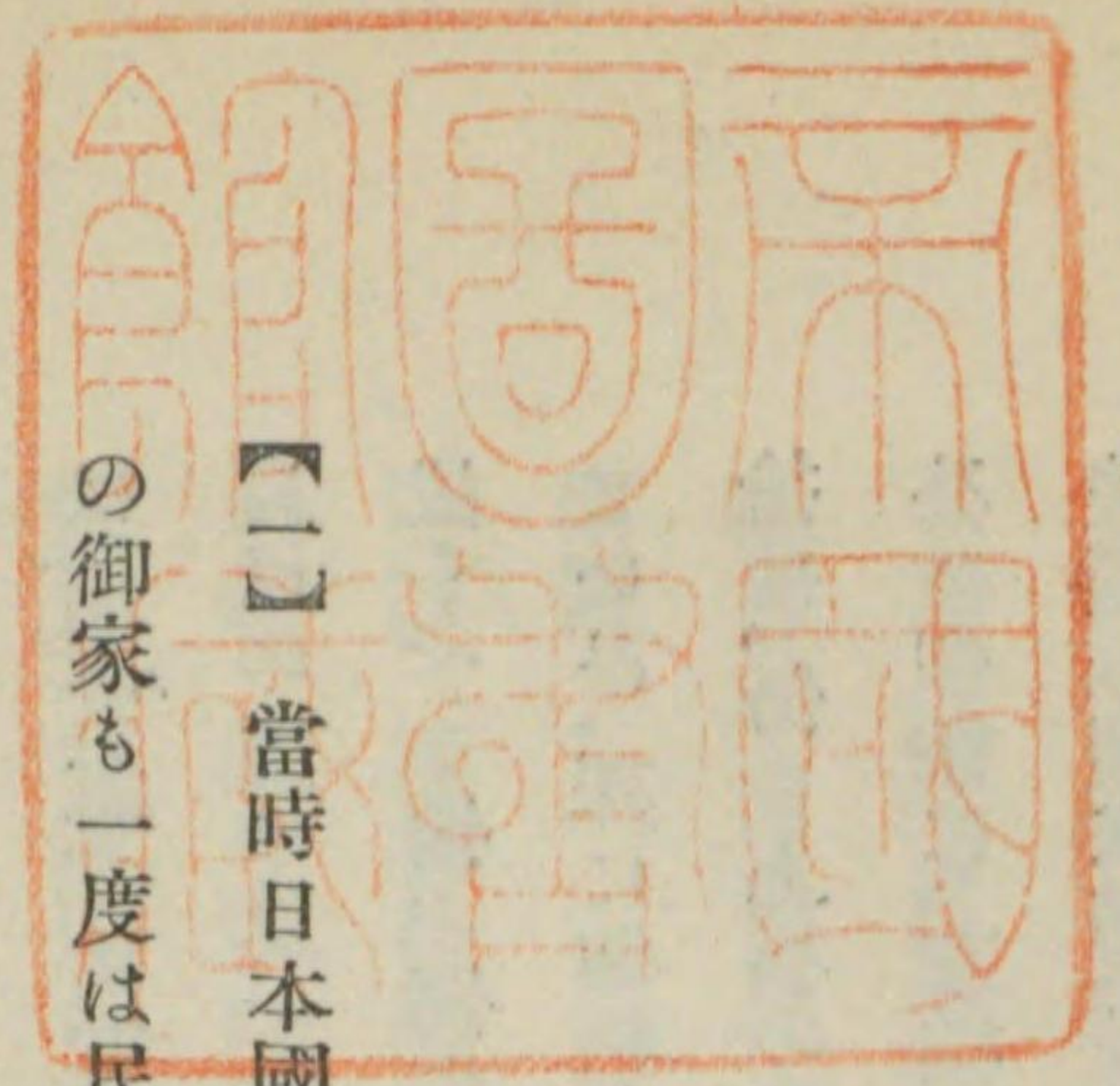
秋
田
昔
物
語

秋田昔物語目次

一	御高家佐竹氏	一
二	義昭公家名を惜む	二
三	名将義重公	三
四	勇者の武者振ひ	四
五	佐竹の二重釣	四
六	知行高八十三萬石餘	五
七	金砂山籠城	五
八	家中歴々の由緒	六
九	家名は常州の在處名	二
一〇	太田城より水戸城へ	二
一一	秋田へ遷封	三
一二	質素なる下向	四
一三	大塚權之助の事	五
一四	在處預の面々	五
一五	義重公寢具	六
一六	心服せざる百姓ありき	六
一七	兩主の見解	六
一八	親族の諸侯	七
一九	大和家と津輕侯	八
二〇	歌の鐵炮由來	九
二一	義重公官位の事	九
二二	御預の本多、福富	九
二三	夢切刀の由來	一〇
二四	夜中御用には	一〇
二五	半右衛門の大勇と内膳の奇智	二
二六	何ぞ其聲の吾君に似たる	三
二七	馬術の名手義宣公	三
二八	矢田野四郎左衛門追放を免る	三
二九	梶原美濃立退く	四
三〇	小野崎舎人の頓智	四
三一	江戸言葉に科料	六
三二	徳川家の感情	六
三三	御用御頼老中	六
三四	農耕の道を説く	七
三五	國々の産物	一〇
三六	年々借銀を増す	三
三七	說南楚の掛物と宗夢肩衝の茶入	三
三八	側近役目の事	三
三九	職制の變遷	三
四〇	廻座の事	三
四一	伊達家の感謝	四
四二	同家の返禮	六
四三	餌刺金右衛門	六
四四	歴代の御手傳	七
四五	義隆公と目付役	七
四六	夜の義隆公	六
四七	藩主下國の場合	六

四八	家康公の判物……………	三
四九	榎山侍屋敷の創始……………	四〇
五〇	矢橋村々始……………	四〇
五一	武藝學問の事……………	四〇
五二	光聚院縁組経緯並經濟國政の事……………	四二
五三	義隆公と菅谷隼人……………	四三
五四	芳賀七之丞の事……………	四四
五五	御切銀と元祿銀……………	四五
五六	召仕女中の事……………	四五
五七	文化北漸……………	四六
五八	盆踊の事……………	四七
五九	上覽踊……………	四七
六〇	藩主の弔意……………	四八
六一	家臣に呉れる羽織……………	四八
六二	御會所の沿革……………	四八
六三	軍割の事……………	四九
六四	御目見得口上の事……………	四九
六五	何れも内藏之助以上……………	五〇
六六	義處公百姓を思ふ……………	五〇
六七	奥女中の事……………	五一
六八	家臣を輕視せず……………	五一
六九	鷹野の御供……………	五一
七〇	加賀侯の家風……………	五二
七一	江戸屋敷の由來變遷……………	五三
七二	年頭盃酒記……………	五四
七三	義處公國事を憂ふ……………	五四
七四	遺骨は高野山に……………	五五
七五	火の番の事……………	五五
七六	香圖の紋……………	五五
七七	御勤行列の事……………	五五
七八	虎皮の打懸……………	五五
七九	席觸等の事……………	五五
八〇	國繪圖の事……………	五五
八一	南部侯との不和……………	五五
八二	佐竹氏神八幡宮……………	五五
八三	家中被召上高の事……………	五五
八四	義苗公の聰明……………	六一
八五	義峯公鑑言……………	六一
八六	義峯公の思慮……………	六一
八七	御供觸の事……………	六一
八八	役儀被仰付順序……………	六一
八九	大島小助と根岸惣内……………	六一
九〇	藩主、東家、家老……………	六一
九一	仕置場の事……………	六一
九二	御初野の事……………	六一
九三	家紋の事……………	六一
九四	佐竹遷封以前の秋田……………	六一
	以上……………	

秋田昔物語



【一】當時日本國中の御大名様の御内にて、御家は未曾有の御高家と申事は餘之儀にて無之候。いつれの御家も一度は民間の御住居被成候得とも、御先祖昌義公様常陸國守護職の勅命を蒙らせられ、京都よりはしめて常州佐竹の郷え御下向被成候より今日に至るまで、終に民間に御降被遊候儀無之候、其故を以御高家也と奉申候。其間數百年に及び諸家之盛衰誠にさまざまなる事に候得とも、全く御家を保給ひし事いかなる故にやと竊に考候に、君臣相ともに御領知を御弘め被成候事を不被思食、ひとへに昌義公様の從禁中下し給はりし御領知を守らせ給ひ候ゆへかと奉存候。其故は、義昭公様源眞公様御代まではさのみ御大身にも成らせられず候、此段隣國にても服し候哉、御代々に天下の亂度々に候得共御領知を御たもち被遊候。古今國を富し土地をひろめ候を事とせし家、かならず早く災害ならびいたり候。かくのごとく御代々御簡易なる御餘風御子孫様へ御傳へ被成、萬々歳御繁昌被成候哉、後來御先祖様の思食

を御守被遊候は、天地と共に御長久、御國家をおんたもち可被遊と奉存候。此段は古書付等も見へ不申候得共、必然ケ様にも可有之哉と考申候。拙者儀幼年より御家の古事承傳候は、以前之儀は口つからは承傳不申候、凡義昭公様御代之頃より之儀を承傳申候。古書付に傳候事は爰に書記にも不及事に候、只むかしより人の語傳る事は、老人は去り若人衰へ候得は自然と古物語も跡たへ申候故、如此書記置候は、御自分先々御奉公のたすけにも可相成やと書記申候。乍去昔物語を承置候儘にて書記、殊に此書在京の内相認、古書一卷も相考不申覺之まゝに記候故誤り多く可有之候。

【二】 義昭公様御代鎌倉之上杉憲政公北條家に鎌倉を追落され、常州へ御立越被成義昭公様へ被仰候は、御當家とは古御よしみの事他に異候是は上杉家より義仁公様御養子に被爲入候御由緒也。今度北條家を討擧憤を散し度候得とも自己の力に及かね候、某に御成替り北條家を御討被成候は、上杉の家名、關東八州の管領職共永く進置くべく候。偏に願御滿被成候へと御懇に御たのみ也。義昭公様御答には、仰のこと古き御よしみていひ、殊に御懇の御頼に候間任其意一戦を可遂候。去ながら、當家の家名は由緒有之儀に候ゆへ難打捨候、仍て上杉の御家名は申受間敷候。管領職斗を譲給らは早々人数を出し可申との御答也。憲政公被仰候は、左様にては手前の家跡滅却する儀にて候間、管領職斗は進しかたく候よし被仰けるより越後國へ御立越、長尾喜平治景虎公を御頼被成候へは早速領掌有之、上杉家名を御相續被成候是則後年謙信公と申候。其後北條家と景虎公と御取合始り、景虎公より義昭様へ御加勢御頼被成候に付御出馬被遊候。其頃義重

公様闔信公様には御年十五とも十六にならせられ候とも申候、同じく御出馬御初陣之よし申傳候。御陣中にて景虎公御對談之節、古き御よしみを思召早速御出馬被成候儀を謝し給ひ、景虎老後の杖と存候得とも、乍慮外景虎に御あやかり候へとて備前三郎國宗の御刀を、義重様へ御初陣を祝せられ被進候と申傳候、只今御納戸に有之候。此節佐竹、上杉の御勢にて、小田原の城二、丸蓮池まで御責入被成候よし承傳候。

【三】 源真公様御年三十餘之御とき御隱居遊し闔信公様へ御家督御讓、是は闔信公様甚御武勇ゆへと承候。其の頃は日本中歴々名將多く、織田信長公、武田信玄公、北條家は關八州を併吞せんとす、上杉謙信公みな近國に武勇を振われし。それより引繼ては太閤秀吉公、權現様、伊達政宗公、何れも古今の獨歩するの名將達にて候。此節闔信公様御年若にて御世を繼せられ候へとも、多氣清幹をはしめ茂木、白川、小田氏彼是を御追討被成、其外蘆名、那須、相馬、岩城、宇都宮、二階堂、玉生、皆川、安房の里見まで御幕下に屬し候と申候。凡五ヶ國へ御手かゝり申候よし、常陸は一圓、其外奥州、下野、上野、安房の國の内まで也安房は上總と隔候故御手かゝり候と申儀不審御坐候、承違去ほとに闔信公様も日本名將の内と申唱候由。其内か。但し里見氏志を通し候様五ヶ國と申儀は儘に承候。譯は、小田原の北條家關八州を打靡け、己御領分をも心懸候て野州まで出張、同國沼尾、小川か臺と申處まで闔信公様と北條氏政御對陣有、其間に切所有之はかく敷諍合無之所、土岐殿扱にて御相引に被成候と申傳候。其頃土岐殿と申は、いつれの國主か覺不申候。此御合戦之時御手に屬し出張之鐵炮之手

の書付寫所持致候、凡二萬挺斗かと覺申候。是には宇都宮、結城、玉生、皆川、相馬、岩城等之者相見得候。東より鐵炮五百挺と有之候、其頃までは大身に有之候かとおもはれ申候。其砌は關東の諸將大半北條家へ屬し候へども、近國にて御家斗御不通之儀專感心致候よし。其時の御境目唯今の江戸へ十里斗り有之候故、小田原之本城と御境目とは纔に三十里餘有之所御不通に候故、敵國にても奉譽候儀尤にて候。

【四】 關信公様御出陣には御廣間にて御酒御祝ひあそばし、其御土器をいつも御くたき被成候由。御馬に召候へは御惣身御ふるひ被成候、敵の旗の手を御見掛被成候と、則御ふるひ相止申候よし。是は大勇者に武者ふるひとて有之候、御武者ふるひ成と古ものとも申傳候。

【五】 關信公様御代武田信玄公より、佐竹、武田は新羅三郎義光之子孫にて候、甲斐國は義光從禁中下し給候、嫡家ゆへ武田氏代々領申候。義光秘藏之簀、楯無し甲冑も武田へ讓を得申候。佐竹は二男家無疑と被仰越候。正しく義光様の御嫡子様は進士判官義業公様にて、御代々新羅の御家の御正統は佐竹の御家なれども、信玄公名譽の大將にて、武威に誇り我威を逞して被仰遣候と相見得候。關信公様曾て御取受なく、此方家は新羅子孫に候へ共、義光の兄加茂二郎の跡を繼候由小野崎越前守を御使者として甲州へ被仰遣候へは、扱は兄の御家也とて無事の御挨拶越前守拜領物致罷歸候由申傳候。此段虚實は不存候、ケ様の説に基候哉古來御家中に傳候御家の御系圖に、加茂公と新羅公と御兩公より義業公様

へ系を引、佐竹の二重釣と申候御系圖有之候、甚以謂なき事なり。新羅公様は常陸、甲斐の太守に補せられ候也、御家に有之八幡大菩薩の御簀は、正しく新羅公様より御傳來と相聞得申候。此外新羅公様より御傳來の御團扇と御采幣今水戸の御家に有之由、いかゝして水戸に殘候やらん、いふかしく候。此段水戸より參候日蓮宗出家のものかたりにて候。此僧は水戸の御家中に兄弟分の士、しかも武頭にて歴々のよし、僧も御城下の寺に住侶して無相違はなしなり。扱又御傳來の八幡大菩薩の御簀は、尋常の御合戦にはむさど御立不被成候。北條氏と御戰陣は關信公様御一代之大御合戦ゆへ此時御立被成候へは、敵も味方も拜候と申傳候。今も筑波山の麓に御簀を立られし迹、埒を結廻し有之候よし承申候。

【六】 關信公様にも御歳若にて御隠居被成、義宣公様天英公様早御家督を得させられ候由。右之通關信公様御代五ヶ國へ御手及候由承候所、秀吉公より天英公様へ御領知御判物は八拾三萬石餘、外に東義久え六萬石被下候かと覺申候。此ときは伊達政宗公も會津迄御領知之所秀吉公半分御取上、只今之六拾萬石被下候よし。其砌此方にても下野より先は御手切候哉と存候。奥州の内は御國替之頃迄も御領知有之候。

【七】 昔は大身の御家中とても辛勞致候儀と相見得、小田天庵老を御攻落被成候時は城中案内のため、北惠悟今角館の先祖虚無僧と成、尺八を鳴らし城内へ被入檢見致され候よし。東義久今東家の先祖は、關信公様、天英公様御代にて品々軍功有之候由。眞壁道無今眞壁の先祖多氣氏御攻被成候節甚骨折、岡本竹隱軒今岡本の先祖また御

家臣に無之奥州比成の城主の時、義舜公様御代山入氏義是は御分
流なり反逆之節、比成より常州へ立越忠節をい
たし候。畢竟竹隱軒の計略にて御本意を被爲遂、氏義を御誅戮被成候由、御家へ對し勳功之家也。此山
入は小田野か宗家也、然に小田野義政忠義を重んじ氏義を討候よし、是は永正年中之事かと覺申候。此
時義舜公様甚々御難儀遊し、太田の御城を暫御立退被成金砂山に御籠城也。此節岩城の御先祖貞隆公
觀心公にあら
す前の貞隆公常隆公御父子も御辛勞、御家へ御勤被成候よし。氏義をば十二月二十七日義政討留候よし。
此砌も猶金砂山に御在城にて、其日は節分にて御祝儀被成候へ共、寺の事にて御祝ひの物可差上様もな
かりしに別當東清寺、てうまと云ふ小鳥を自身打殺し焼鳥に仕指上候。今以御家例として、節分の御祝
ひてうまの焼鳥さし上候は此御由緒也と申傳候。

節分にてうまを祝候事は古より有之事に候哉。京都にては此小鳥をつま申候て祝儀に節分の夜につかい申候。古來より御家
にても節分の夜てうまを御祝被遊候事にて、金砂山御籠城の節には東清寺自身にとつて上候哉と存候。此節より始り候とはいふか
しく存候。

惣して昌義公様常陸へ京都より御下向已後、太田の御城を暫も御立退有之は、秀義公様御代頼朝公に攻
られ給ひし時、御叔父行義反忠にて太田を御立退、暫奥州花崗の城へ御引取被成候。義舜公様金砂御籠
城と是二度なり。

【八】御家中之歴々家の次第有増書記し申候。北、東の家は近來高倉大納言永慶卿の御二男は北家へ、
御三男は東家を御相續也。永慶卿の御簾中は天英公様の御妹様にて、此御衆中の御老母様なり。兩人

とも京都にては從五位下にて候を御下し被成兩家御相續、先祖の勳功旁々御一門の上座と承候。天英
公様御代、蘆名義勝公奥州會津城主、天英公様御
弟にて蘆名御相續なり没落之已後常州へ御立退被成候、以後同國龍ヶ崎と申
所に被差置候よし。御國替之後角館にて御知行二萬五千石被進、同所の城主にて御同席あられし也。
三代目靄千代と申候、四歳にて幼死也、此の時は鑑照院様御代也。御遺迹不被立置祭絶候、いかほどの
思食にて御立不被成候哉。天英公様御代、奥州石川の城主石川大和守昭光と申はよほどの大名の由、没
落已後常州へ被參候て、御一門の上座被仰付候は、御奉公可仕と願われ候得共、此方には他家歴々の子
孫養置候へとも一門の上座は不爲致候。一門の末座に候は、扶助可致と被仰出候へは、奥州伊達の家
へ被參又右之通被相願候。伊達の家には他家之高家無之故政宗公御領掌被成、上座被仰付被召抱候よ
し。今以石川氏は伊達の御家中の上座と承候。蘆名家は御一門の上座のみならず御同席被致候よし。
且又天英公様御遺命に、御家中は一人宛も人數を澤山に御持可被成候、大身に被成候事は御無用との鑑
照院様へ被仰置のよし。彼是の御勘辨にて、幼死兄弟とても無之に付跡御立不被成とそんし候。然共
此段臆了にて候。北、東は優劣無之家と申内、北家にては御元服之時加冠の家也。終に是まで東家の次
に着座の儀不及承候、次席明白と存候。南家と小場家は次座六ヶ敷事にて候、小場家は義彰公元祖にて
候を、元祿年中の御吟味に、北酒出家の二男小場六郎義重と云ふ者の跡を義彰公相續との御證文被下
候。當時小場之家來ともまで服心不致儀無餘儀事にて候。義重の子孫に候へは、御庶流にて廻座の家

に相成候。享保年中石見系圖御改_メ之願被申上候、右願書御取上御納戸へ御家老差上申候、石見へは、御吟味相濟候迄は家に傳へ候通心得罷有候様に被仰渡候故、安堵被致靜謐いたし候。南家は小場の上座と申は左様も可有之候得共、歴然近來小場家上座被致候儀舊_キものともは覺居候。重ても兩家列坐之時は騒動出可申候。圓明院様此儀御苦勞被成内々拙者へ仰付られ、大館へ相越大和並家來共へもとくと申談、其上大和被召登御直筆にて西家を稱候様に被仰出、座席は南家へ讓候様に被仰出候。先_ツは畏候様に候へとも、平生之御目見得などには大和上座被致候。兎角同席無用之儀と存候。重て江戸等へ同前被指登候事有之節は、年増次第とも可被仰付哉、兩人之内一人は御國之御留主居可被仰付哉、私式落着無御座候。詰_リは御直に座席御定、違背被致候は、家を御潰し被遊候ほどの厚_キ思召に被成御座候は、御威光にて相濟可申候。去なから南家極て上座と申儀、得度致候儀相知兼候様に承申候。其外石塚、戸村、大山、小野等之御一門は、別儀も無之に付記不申候。今宮家は古來引渡にて代々關東八州の山伏之頭領の處、今の大學實父今宮攝津守角館住居之所、北家と勢ひを争ひ候て角館を立退、増田に住居仕度旨願申上候由。德雲院様御許容不被成候所、強て度々相願候儀御意に背_キ大館へ御預_ケ、嫡子は_{大學先}外記十二所へ御預と承申候。此節山伏の頭は相止申候。其已後御免にて被召出候得とも廻座被仰付候處、大學御家老職被仰付候節引渡之本座御免也。宇留野も眞崎も御分流にて元來は引渡の處、宇留野は天英公様御代、藥師寺の御鷹場にて放鷹致候御咎にて御改易被仰付、其後被召出候へ共廻座不被下候。今

の源太郎祖父源兵衛御家老職被仰付候節は德雲院様御代也、此節逆も引渡之本席は御免無之候。眞崎廻座に成候譯は存不申候、是も今の兵庫會祖父祖父二代御家老職相勤候へ共、本席は御免無之候。大學斗_リは仕合成_レ事と可申哉、多賀谷は元來結城家の舊臣に候へとも、大身にて自分之仕置を仕候よし。結城家は、中納言秀康公_{東照宮の御子}を結城晴朝の養子に被仰出候所、古來の歷々の家來難相勤譯に相成舊臣多くは立退候よし。其砌多賀谷も御家へ參候哉、是は天英公様御内縁有之候。其後觀心公多賀谷を御相續候處、鑑照院様御養子に被爲入候節觀心公は岩城の御家を御相續あり。宇都宮は野州宇都宮の二男家也。彼家は嫡子斗_リ本名を稱候よし、譯有之今本名を稱候よし。是も惠齋老は天英公様と御從弟也。眞壁は平の國秀の苗裔、岡本は小山氏_{野州小山の古主}の藤原秀郷子孫_分分流、茂木は八田冠者知家の_{是は源義朝の子孫}子孫正傳歷々也。武茂は宇都宮の隱居の跡、矢田野は奥州須ヶ川の古主二階堂の一門也。鹽谷、玉生、松野は宇都宮の一門、小野崎藤太郎嫡家大藏家は隱居の迹にて、今は二男に成し藤太郎家は廻座の上座也。是は昌義公様常州御下向已前より地士にて、御下向即御家臣に成り候由、引渡の座被下候ても能家にて候。向家は先祖飛驒國の領主にて、本名小鷹狩と號し歷々の様に承候。遠藤備前守様之御先祖は向家の家臣ほどの儀と承および候にと遍答有之候。澁江は天英公様御取立之家也、先祖内膳政光は御國替之節甚勤功有之、誠に御開國の元勳共可申候。大坂御合戰之時討死也。代々御家老職被仰付候儀も政光積徳と存候。梅津家は與藤治宗家、小右衛門は二男家に候へとも、小右衛門先祖半右衛門_{法名萬雄}と申者器量有之者にて、

御祐筆より天英公様段々被召立、大坂御陣之時拔群の戰忠故其後猶以被召立候。其弟は今の藤十郎先祖主馬、是又器量者にて御國替之御當座より種々勳功有之に付兩人共御取立、子孫分流迄宿老座を被下候物都て五家新田を開發し大身に成り、半右衛門家は一萬石迄にいたり、五家にて知行一萬七八千石莫大之御恩澤に浴し候御罰にや、其後半右衛門知行之内五千石被召上、末家の面々も祿知減少、今にては五家にて一萬石に至り不申候。天道盈を惡むとはケ様之事を可申哉。須田家は奥州須ヶ川の主二階堂家の重臣、其後御家へ參候、武功の者と承候。戸村は元來小身の所、大坂にて高名の十太夫御家老職被仰付候。鑑照院様御代御後見と申迄被召立、只今は六千石之祿を拜領いたし候。伊達は伊達政宗公之眼前の叔父也、三河守と申候。いかなる事か政宗公御挨拶不宜、彼是御家を立退御家へ參候よし、伊達の御二男也。早川は南家の分流、小場と前小屋は大和家より分るゝ也。戸村十太夫、梅津小右衛門、信太内藏之助、大塚九郎兵衛、黒澤甚兵衛、この五人先祖は大坂御合戰之節鍵を合、御感狀拜領の家也。梅津、信太、大塚、黒澤は廻座は不被下、萬雄、半右衛門子半右衛門迄御家老職相勤候得共宿老座は御免無之所、其後鑑照院様御代四人ともに廻座被仰付候由。八木は昌義公様御供京都より罷下り候よし、代々御年男相勤候。山方家は義仁公様御供仕上杉家より參候、是は御一門出仕御取次披露の家也。小瀬酒出、大澤は御分流の末流、舟尾は岩城の一門、赤坂は石川昭光一門、荒川は澁江の一家、佐藤と大越は鑑照院様御代岩城より參候。小貫、匹田、岡谷は由緒しかと覺不申候。中川は天英公様御上洛之時京都より

被召連候と申候。福原は那須の一門、正洞様天英公様御臺様那須より御出之節御供のよし申傳候。小野寺と細井は駿河大納言様之御家來にて、大納言様御跡斷絶之時兩人共御家へ御預々、後に御家中に被成度旨御願被成御拜領のよし。白川は結城の一門奥州白川の古主也。是は元來小身にて御座も不被下候處、徳雲院様御代白川の古家來とも、松平大和守様白川に御領主之時大和守様へ奉願、大和守様より被仰遣御取立被下候。諸士にも田中甚一郎先祖は岩城の一門にて、關信公様六郷に被成御座候時越中と申者御家老相勤候よし。大繩八郎右衛門先祖は御分流にて御引渡之家に候、いかゞして御座を持不申哉。高久は先祖は御分流、中頃牢人致候様に承候。其外歷々の子孫是迄土民體に至らざる家澤山有之、誠に比類なき御家中にて候。

【九】北、東、南と稱し候事は、常州太田の御城之御方角に被差置候故右之稱有之由。其外一門、又は他家の面々より諸士に至まで、家名多くは常州の在處にて候。むかし歴然たる城主の子孫も、唯今少分の御知行頂戴申も有之、又は近世御取立にて時めき候も有之、誠に盛衰定なき物也。

【一〇】常州太田は、古來より關信公様迄御代々の御在城也。昌義公様佐竹郷へ御下向即太田の御城を御築被成候哉、佐竹の郷は太田の近所、當時は天神林と申候。關信公様御代、水戸城主江戸但馬守世倅彦五郎御城を御借被成、天英公様之御在城被成度由被仰出候處、先祖にて自分の働を以乘取候城ゆへ難差上旨申上候。彦五郎は其頃年まいらす、家來とも我意にて右之通申上候。此節拙者先祖江戸上野

は彦五郎に叔父にて候、城を差上候様に強て家來共へ異見申候へはそれを憤り、上野在城鳥子へ夜討を討申候ゆへ、上野太田の御城下へ立退申候。其所にて御馬を御出し被遊落城いたし候。此ときより天英公様水戸に御在城、天正年中と申傳候。

【二一】 天英公様御國替幾年斗已前の事に候哉、伏見へ東中務大輔義久を被爲召候て、上杉景勝爲御退治宇都宮迄御下向之節、常州より御加勢御人數不指出儀御不審有之候。是は東照宮様關東御下向之時之事なり。義久被申上候は、義宣異心有之候は、乍憚御前には景勝被罷有、御後より義宣勢を出候は、天下の御大事に至り可申候。其頃病氣にて自身人數を指出し兼候に付、私申付百騎召連部垂と申所迄御用之ため相詰候處、御歸陣故人數を引取候由被申上候。其節土井殿を以、義久一生常陸國に可差置之由被仰出候。常陸の國は義宣領知にて御座候、然るに義久一生可被差置候は、御情なき儀、義宣無調法有之におゐては何分御不審を承度由義久被申上候得は、土井殿被仰候は、其元御一生との御意に候へは、則御長久之儀萬歳目出度候と被仰候故扇子を披キ舞キ候由。義久は慶長五年か六年に死去、慶長七年御國替と承候。此節天英公様御在國之由、伏見にては石田治部少輔を御かはひ被成候とて權現様以以外の御機嫌、已に御生害可被仰出程の御沙汰有之候よし。是偏に秀吉公の時殊之外御懇意にて羽柴氏をも被進、朝鮮御陣之節は御困窮にて兵糧米迄御差支被成候所、石田計意にて首尾好御在陣被成候由。ケ様の御懇意を思召候哉、秀頼之御代、歴々太閤御恩義衆も權現様の御威勢におそれ大坂へ籠禮せられ候時も、秀頼へ御懇意

に被成候を御咎めと相見得候。扱伏見にて右之御沙汰之時細川三齋公被仰候は、誰々も太閤の恩に預らぬもの無之候得とも、唯今にては皆見捨候様に相成候。義宣其恩義を忘れず候儀は誠の義士にて、武士の手本にも成べき男にて候間、一命を御助ケ遠キ小國を被下可然と被仰候へは、さらは何分召登せられ、若矢田野安房和天安房トモ云須田美濃、松野丹後を供に召連候時は宿意を扱と思召候間、此者共を召連候は、生害可被仰付との御意にて常州へ御奉書を遣はされ候よし。此面々は御家中拔群之武功のもの共に、天下へも聞へし面々也。遙々御登被成候事故此面々無殘被召連候所、三齋公より大津迄御使者を進られ、此三人召連られ候ては御爲宜からず候間、若し供に召連られ候は、夫より必御返し被成候へと被仰進候に付、直に御返し被成候とも申、又は御中間、御艸履取などに身をやつし御供致候共申傳候。伏見へ御着被成候と即右之三人召連候哉と御尋の時、何れも國本の留主申付殘し置候よし御答被仰上、難なく御茶湯御振舞、權現様御手前にて御茶被進首尾能御退出被成候由。此御登城之節御脇さし短く候よし松野丹後申上候得は、相手は一人なりと御意被遊候由。須田美濃は御草履取に成りて出候とも申候、古儀書傳候物も無之候故、ケ様之事には承違も可有之候。此節出羽の秋田へ御國替被仰付候とき、出羽一國可被下との御意之節三齋公又被仰候は、一國は過分の事に候、半國被下可然と被仰候に付六郡被進候と承候。三齋公御茶湯の御友たちにて御懇意の由、古キ茶書に佐竹の安山寺の茶の湯と申事有之由、是は二齋公を御振舞の事を記候由承候。其書は終に見不申候。扱直々秋田へ御下向之節、御途中

迄走登り御供に加里しもあり、又は、秋田は夷國にて人間の住まぬ國なりと聞しとて、常州に残候者も有之候よし。御先へ被指下候もの共より存之外人家も有之土地も廣く候よし飛脚を以御道中まで申上候。そこにて何も大に悦び候由。只今の御城は、其頃迄惣社の宮有之矢止山と申候由、向飛彈屋敷の邊は百姓家有之、飛彈屋敷は肝煎やしきと承候。于今飛彈の書院の庭に大きな躑躅有之、是は其砌よりの木なりと申候。天英公様は直々土崎湊へ御着、今の神明の社地は假の御殿の跡也と申傳候。それより今の御城地を御見立被成、惣社は川尻村へ御遷し其跡に御城を御築被成候由。天守事は、出の御書院を天守の代りの思召にて天守は御普請無之候由。御國替已前は戸嶋より湊への街道は、戸嶋より田唐川、松崎より赤沼へ、手形の方より湊へ出候由。久保田御城御築之後戸嶋より御所野、横山、牛嶋、八橋、寺内、湊へ、今の街道を新に御付被成候よし也。惣て御國中の街道の幅を狭く被成候事は、思召有之ての事と承り申候。

【一二】 御國替被仰蒙御下向之節は、何事も御謙退にて御簡易に被成候哉。拙者先祖長左衛門御國替之由を常州にて承即爲御迎罷登、駿州蒲原驛にて御下向に奉逢候。御意被遊候は、是迄早々走登候段神妙に思召候。但、今度は御謙退にて御供人數も御減少被成候、自分儀下人も大勢召連候得は猶以御供難被仰付候。是より御暇可被下候間、いつれの御大名様へ也とも御奉公に出可申候。左候は、願之御方へ御書を御添可被下と御意被成下候へとも御受不仕、家來共常州へ返し十五六人召連江戸まで御供仕、

江戸にて又々人數相減し、七人召連御國へ御供いたし候。御供騎馬都合十五騎と申傳候。ケ様に毎事御謙退被成候故、對御鎧、御長刀、金御紋迄被相止候と見得申候。

【一三】 御國替はしめて秋田へ御下向之御道中、山形、城主取上出羽守義光途中まで御出迎被成候。天英公様の思召には、伏見を首尾能御下被成、爰にて義光に爲御討被成候儀と思召候よし。義光大勢にて御出候得共、人數は迹に御殘し只一人下馬被成御控候ゆへ、天英公様にも御一人御出迎被成候時、大塚權之助是は東義久の末之弟と承候只一人御供仕り候。互に御時宜有之義光被仰候は、此度隣國へ御越被成候に付、御心安可申合ため是迄罷出候よし被仰候故、御相應之御會釋にて御通被成候。其已後權之助へ、何も跡に残り候へと被仰付候所、いか、存御供致候哉と御尋被成候へは、萬一義光不意之儀も御座候は、討留可申存候て御供仕候と申上候由。權之助兼ては御上をも不憚不敵者に候得共、武勇之者ゆへ被召連候よし。其後は横手に被指置候所、鼻方にて權之助妻を取戻返し不申候を腹立、鼻方へ仕込、討留宿へ歸り籠居致候を、其頃横手は須田美濃被差置候。兼て強氣成もの、殊に鼻を討留籠居致候に付押掛權之助を討其後言上致候處、久保田に被差置御近被召仕候は、不届を可仕、何かの時御用立候者ゆへ横手に被指置候、無伺討留候との御意にて思召に叶不申由承傳候。

【一四】 御國替當座預之面々角館には蘆名平四郎殿と主計先祖、湯澤には新發意先祖、大館には大和先祖、最初は大館之近處新田と申所に被差置、大館の御城新規御取立御移し被成候由。檜山は觀心公、院

内は矢田野四郎左衛門、横手は須田美濃、十二所は鹽谷伯耆被指置候。其已後所替も有之只今之通に相成申候。

【二五】 關信公様御一生御寢被成候に御布キふとん無之、御上敷一枚爲御敷御木枕御ふとん斗被爲召候由。御國替以後六郷に被成御座、御城跡は今の田の中に少し高杉一本あり。其頃六郷へ從天英公様御使者を以、常州と違ひ寒氣も強候とて御夜着を被進候へは、御使者は御目見得被仰付甚御機嫌克、今晚より可被爲召との御意にて御喜ひ遊し候由。翌日御使者被爲召、義宣の深切嬉候て夜前被爲召候處散々發熱遊はし御寢成かね、例之通に御取替被遊候。是は罷歸候ても申上間敷との御意之由承傳候。

【二六】 御國替の御當座は百姓とも心服不仕、六郷の御城へも夜討を奉討候よし。其頃迄は上方へは遠く、前主之仕置は正道に無之我儘に渡世致候ゆへ、それ／＼に御仕置被仰付候は、服し申間敷存候。院内銀山杯は以之外我儘致候由、梅津主馬被遣武威を以靜謐にいたし候由申傳候。今年の飢饉にも下筋の百姓共は廉直に御年貢を收申候、仙北の百姓ともは殊之外不直に相見得申候。右之通ゆへ近年收納物甚不納致候。民を見る事子のことくすると申は全體の政にて候、百姓は年貢を收を以役目といたし候、年貢不納は百姓之大なる罪にて候間、ケ様之儀は急度御吟味可有之事に御座候。平生之御惠筋は別段之儀にて候。

【二七】 有時天英公様へ關信公様御意被成候は、久保田の御城虎口は狭く見得候、いか様之思召にてせまく被成候哉と御意にて候。常州と違ひ、御家中人數不足故狭く被成候趣御答被遊候へは、それは御合點あし、院内を攻破られては岩崎、神宮寺にて拒キ、是も破られ候は、自害可被成と御意被成候よし。是は乍憚御兩所様の御意御尤と奉存候。城築之法、合戦之法意味格別之事に候、いづれも事理備へ候思召と奉存候。

【二八】 御家の古キ御親族は、上杉の御家は義仁公様の御家本ゆへ御代々御如在被成間敷事にて御座候。岩城は元來奥州岩城之城主にて拾二萬石御取被成候よし、貞隆公岩城を御相續之後、天英公様御國替の節いかなる譯にて候や、權現様岩城之御家を御潰し被成候。其後貞隆公、右之儀爲御訴訟大越鞞負夫婦を被召連江戸へ御出、淺艸邊に御住居被成、鞞負は淺艸のりを取、妻は紬を織、賣拂養育し奉候よし。其頃淺草紬とて人々重寶いたし候由。慶長年中大坂御陣之節天英公様御同道にて大坂へ御登、其時の勤功にて信州川中嶋にて壹萬石被下、其後義宣公近所に被差置へくとの儀にて壹萬石之御加増被下、今の龜田其砌は赤尾津と申候、是へ御所替被仰付候由。芳楊軒様御出家の後天英公様暫御養子不被成候處、養子被致可然之由台徳院様御意之節、可然者存當り無之旨被仰上候得は、誰也とも願申上候様に御意に付、岩城修理大夫事家督にて罷在候へ共、不苦候は、養子仕度よし被仰上候所に願之通相濟、岩城をば義宣小性の内なりとも跡目に立候様にとの被仰出にて、觀心公を岩城御相續に御願被成候由。ケ様に御親敷事故、徳雲院様御代迄は月峯公之御子權之助様久保田へ御越、御鷹野の御供など被成候よし。

し也。徳雲院様にも龜田へ御出被遊候よし承傳候。近來は御合力等御願節も、御儉約に付毎度御斷にて自然と御疎遠之様に相成候。相馬は常州に被成御座候節は御幕下にて、其後圖書様御養子に御出被成、只今にては御血脉之御親類也。六郷は御親類に無之候得とも今は御幕下之様にて、毎度御在所御不作等之節御合力なども被遣候。むかしは爲御見舞久保田へ御越被成候よし。天祥院様御代在所にて御菩提所之寺御建立之節、渡部洞昌に杉戸爲御書被下度旨御願にて爲書被進候。其後久保田之町醫本庄へ療治に參右之寺見物に參候へは、此杉戸は屋形様より御拜領之杉戸之よし寺僧申候由。ケ様に御在所中にては御主人の様に存罷有候。

【一九】津輕より大和先祖へ之御狀に、義宣公様倍御機嫌克被成御座目出度御儀に奉存候、隨て貴様彌御堅固珍重存候と有之候。末に佐竹三河守様津輕右京亮と有之御狀、大和所持を見申候。又平野兵左衛門家は元來御鷹役也。松前より兵左衛門先祖へ被遣候御狀是日鑑照院御代に可有之哉と存候今歳も御鷹買に可被遣と存候、前金御渡被下度と申文牒にて平野何某様、松前薩摩守とやらん有之候、久敷事ゆへ失念致候。むかしは例年御鷹買に被遣候よし也。于今大和家には津輕に年々看を求に遣候、其時大和家來より津輕の町奉行へ、主用にて看求に遣候、宜敷頼入候由書狀遣候得は、賣場を止候て爲買返し申候由。物入に相成儀に候得共、古格崩し不申ため年々一度つゝ遣候と承候。江戸御上下之節、今以大和より使者を以津輕様御旅宿へ爲御見舞進物仕候。あなたよりも御使者にて御進物有り、大和使者之者には郡内縞一疋

被下候。御通之節大館の川原町といふ所迄大和被罷出候、御互に御下乗、御同輩ほどの御時宜也。萬一之時は岩城、六郷、津輕などは能御先立に候間、御合力等兼て被進、御したしみ有之様に致度事にて候。津輕様江戸御上下之節、御領内傳馬五十疋、人足五十人被進候故、御傳馬にて御通り候心也。其外御隣國新城、矢嶋等御遠々敷候、是又御心安被成度ものにて候。

【二〇】天英公様御代神田の御屋敷へ台徳院様御成有之由、歌の御鐵炮是は御筒のひらに鐵炮打様の事あり天英公様御歸國之節、道中鳥を打御慰候へとの儀にて御拜領之由。蘆野にて白鳥を御打留被獻候、此例にて今以白鳥御獻上也。此白鳥御獻上之事圓明院様御代水野和泉守様御老中之節御由緒御尋有之候。右之御答書御祐筆所に可有之候。此御鐵炮大猷院様御若年之節爲御持被爲入候と申傳候得共、眞偽覺不申候。

【二一】關信公様四位少將と申候得共、口宣等有之儀は覺不申候。但古來は口宣等の儀は氏神の社等へ納、又は病死之節に棺へ入候も有之由、ケ様之事にて御傳來無之や。然るに天祥院様御代、關信公様御位階之儀從公儀御尋有之候。其節、四位少將と申傳候得とも位記口宣等無之候、乍去家來之内に佐竹左衛門、佐竹中務大輔、江戸但馬守被叙從五位下候間、義重は四位少將に可有之哉と存候旨御答被仰上候様に承申候。

【二二】天英公様御代、本多上野介殿を御預にて横手に被指置候、于今上野臺と申所有之候。此上野介殿は御老中にて知行も三十萬石斗御取被成候由、權現様御代甚御出頭にて候。台徳院様被爲成候筈之

處、奉弑候支度被成候儀露顯御成相止、其頃如何成譯か宇都宮城被召上、右之城受取に上野介殿被仰付御越之節、宇都宮より直々御預と承候。御預之内天英公様殊之外御丁寧に被成進候へは、ケ様に御貞實の儀等存候は、出羽一國被下候様に可申上ものをと被仰候由。横手にて死去也。又福富兵部殿と申御旗本衆は源性院へ御預、御國へ被遣被罷下候當座は久保田之戸村十太夫屋敷に暫被指置候。右に付十太夫屋敷御修復有之候節、徳雲院様被爲入御差圖被遊候由。其後角館へ被遣被指置候、角館にて死去、嫡子寅之助殿は御免にて江戸へ被罷歸候。此書狀于今小場殿に有之候由。

【二三】 天英公様御代は萬事御簡易にて、向飛彈先祖豊前所へ江戸より被下候御直書に、御下國前御座之間御疊は、大平表にて御疊替致候様にこの御書之よし。大平表は今も百姓共織出申候、昔と違ひ上手にて奇麗にも成候はんなれと、當時御家中にてさへ重座敷へ敷不申候。御夢切と申御脇さしは天英公様御指料之由、于今御納戸に有之候。是は御寢之内御夢心に、何やらおひやかしたてまつり候を御夢心に御切被成候と思召候。翌朝御覽遊し候へは御脇さしに血付申候、然とも何も見得不申候故御天井之上を吟味被仰付候得は、大猫二ツになり有之由。此御脇指只今に拜見仕候てはさのみ高代之もの、様にも見得不申候。萬事御簡易にて、結構成御物數寄は不被遊候と相見得候。世上にては、守刀と申時は結構なる道具願申候、右之御夢切は左様にも見得不申候へ共、御武勇より御夢をも御きり被遊候と存候。道具のよしあしよりは一心をみかく處を大切に可仕事かと存候。

【二四】 關信公様天英公様御代は、大小性御番は御側近く相勤、御床も此ものとも上ヶ下ヶ致候。然共大小性御床取候所には終に御寢なく、夜中御自身御處を御替へ遊し候由。夜中何ぞ御用を申上候時は御入口之外にて申上候よし、有時御番之者急病にて御藥を奉願其形を申上候へは、御長刀の先へ御藥を御かけ遊し候て被下置候と申傳候。

【二五】 御國替之御當座、荒屋むらは御公地にて御領分は無之候。其後御替地御願被成御領地に相成候。いまた御公地之時梅津半右衛門高坂忍候て荒屋村へ鐵炮打に參候。百姓とも見付追來り、鐵炮を押取可申由申候。色々詫言いたし候得共承引不致候故、其百姓を切殺し申候。追々百姓共駈來、髭半右衛門通さぬとて追かけ候故、早々逃歸り直々澁江内膳方へ參右之仕合を訴候へは、内膳申候は、人を殺し候間切腹被仰付候事も不相知候、罷歸心掛居候様に申含返し候。半右衛門宿へ歸、右之旨を妻に爲申聞二階へ上り居候。妻氣之毒に存二階へ上り見候得は、能寢入高軒にて臥居候由、其頃大勇者也と人々譽候由。扱内膳登城致右之次第具申上候。其節天英公様御碁を遊候て被成御座候、人を殺し候事にて候間切腹可被仰付との御意にて候。内膳申上候は、大切人之命にかゝり候儀をケ様に輕事に御意遊候儀、畢竟御碁を遊し候故と奉存候。とくと御思案被遊候へと申上候得は、いかゝ被成可然哉と御尋之上御相談にて、半右衛門を急に横手へ被遣候。其後荒屋むらより申來候は、髭之有之男にて慥に梅津半右衛門と見申候、人を打留候間下死人に取可申由申參候。内膳答候は、家中には髭有之男幾人も有之候、

差出可申候間、人を殺候者を見出し可申候。半右衛門は用事有之候て横手へ遣置候故、此者とは不存候と答候。百姓共參見違候は、一人も返し不申討留候様に支度申付置候處に、いか、存候哉不參候よし。内膳如此分別有之者ゆへ、被召立候も御尤也。

【二六】天英公様は殊之外御聲の高御生質にて被成御座候由。有時出の下の御隅櫓に御晝寢遊し被成御座候節、澁江内膳門前を血刀を提通る侍有之候。御櫓より内膳くくと御呼被成、門前を人を切り通る者有之早々爲討候へこの御聲内膳宿迄聞得候。此時梅津半右衛門高坂内膳方へ參馬の爪髪を拵居候。私參候半と申候て宿へ歸り家來へ申付、自身長刀を持追かけ候。是は淺原玄番と申者安樂院の前にて喧嘩致、相手を討留龜丁の屋敷へ歸を御覽遊し候なり。即半右衛門押込候、玄番は抜もふけたる刀にて玄關に待懸たり。其弟は勝手口の口をしめ、其陰に控たり。半右衛門は玄番と仕合候節長刀の目釘ぬけ穂くつろき候を、後の柱にて石突を突く切合申候。半右衛門家來は勝手より仕込可申と存廻り見候得は、戸をへ候ゆへ犬潜より入候わんと這入候を弟待受、何の手もなく討申候。其間に玄番を半右衛門討留、直に仕込弟も討留候由。惣て御大將の諸卒を御下知被成候時、遠方へひらく様に聲のつかひよふ有之由。兵家に申事に候へ共其生質にも寄候哉、元氣強人は聲も自然と丈夫也。人の善不善、又は貴賤しき、其程位にて言語も聲も違候哉、何そ其聲の吾君に似たりと申せし事も有之候。

【二七】天英公様御劍術と御馬術は御名人にて、御鷹野候節には弟鷹も御馬にて御遣ひ遊はし御鷹御傳候。

あはせ被成、鷹などの大鳥を取て落候得は、御馬より御下り被成ながら御腰の御鞭にて、鷹と鳥と組合はたらく所を只一打に鳥の頭を御打遊し、終に二打に御打遊はし候事無御座候由。其御馬はもやすき御馬を召候事會て無之、甚口の強き御馬にて邂逅にも御免にて、其跡を乗候もの以之外難儀仕候よし申傳候。

【二八】天英公様有時御鷹野御出の節、途中にて矢田野四郎左衛門安房守出會奉り候。路次あしく下駄をはきなから御禮仕罷有候。以之外御腹立遊し内膳を召し候て、四郎左衛門、主人に時宜の仕様も存ざる馬鹿ものに候。追放申付候様にこの御意にて、内膳宅へ四郎左衛門を招き斯の通の御意にて候段申渡候へは、四郎左衛門申候は、其節は拙者儀足袋をはき居申候。下駄ぬき申候ては足袋の泥へ入候を氣の毒に存、あしたの儘終禮仕候。夫に付御追放この事存も寄らぬ事にて候。屋形様をはなれ何方へ可參や、よくく御咎に御座候は、即是にて切腹可仕候、乍面倒介錯頼入候よし申候。内膳申候は、一旦御機嫌そこね候故右の御意と存候。又御執成も致可進候間、一、先黒瀬の邊へ御立越候へと懇に止候へ共一圓聞入不申、一時もはやく切腹可致と申候。さらは自分にては承濟かたく暫御待候得、登城いたし御伺可致と申候て御城へ罷出、右之次第具にいか、可仕やと相伺候得は、實に腹を切心に見得候哉との御尋ゆへ、色々と宥候得共一向承引不仕旨申上候へは、其分ならば追放に及はぬ、御免に申渡せと御意遊し候由。是偏に、一心に上を大切に存候正路なる所を御感にての事と、舊ものとも申傳候。

【二九】 常州より御供致候歴々之内に梶原美濃と申者、仙北金澤之古城を御取立御預被下候様に奉願候。天英公様いか、思召候哉右之城御取立不爲遊候を無念にぞんし、御暇申上御國を立退申候。此者軍者にて、久保田の御城御築被遊候にも美濃へ御相談被遊候由。此節矢田野四郎左衛門院内へ被差置候。美濃より、拙者儀御家之御奉公望無之、此度御いとま申上立退申候。近々院内可罷通候間御通被下度と使者を以四郎左衛門へ申遣候。四郎左衛門承り、御家を嫌ひ御主人様へ暇をやりて立退候儀不届千萬也。院内を通るとき討留よとて支度をいたし相待候。四郎左衛門は不器量之者にて候得とも上を大切に存、其上男氣之有之事兼て美濃能く覺候て、態と使者を以院内を罷通候段申遣、其身は役内之徑より他所へ罷通候由也。此者子孫、只今は松平大膳大夫様に有之様に承及候。

【三〇】 天英公様御代小野崎舍人と申者大御番勤候由。當番之節御茶屋へ湯を被下に參候へは、御座之間にて御賑敷何も御夜食を被下候節也。舍人一人言に、うまむ匂ひかな、ケ様にうまき物を御相伴いたす面々はいか様武邊も出べし、萬一之時は御馬前にて鑑を合討死も可致、我々のやうに寒凍へて番をする者は逆ても苦しからすと高聲に申候。御耳へ入、只今高聲致候は誰にて候と御尋なり。小野崎舍人に御座候と申上候。何を申候哉と御尋之時舍人申上候は、御相伴仕毎夜うまきものを被下候者ともは、定て萬一之時は御馬前にて討死可仕、私共同し御家中にて候得共、火も湯もなき御番所に寒凍相勤候間、萬一の時は逆候ても御咎は御座ある間敷と申候由申上候得は、其後御臺子も被貸下、冬は御火鉢被貸下、冬雉子の御吸物被下候由。此雉子の御吸もの享保の始まで、冬に至候得は古來より御座之間にて大番大小性に被下候所、御儉約にて相止取早卅餘年に相成候。末々の者骨を折候事などは一々御覽遊し候事は無之事故、誰、申上候は、ケ様に御取用遊し候事誠以御尤成事にて候。惣して御近習之面々斗を御愛し、外之者をは他國の者のやうに遊し候儀は、御大將様の大なる御誤に候哉。武王は遠を忘れず近キになれすと有之候。齊の孟嘗君は雞の眞似する男を扶持し其影にて害を遁かれ、楠正成はよく泣く男、能く走る男も捨て不申候由。人は萬事を得候はなき事、一藝に長し候者は夫レに御取用遊し候儀は御大將様の御役目にて候。能く御機嫌を取候者には多くは忠臣なき事にて候。不斷御目付共の申條斗を御聞不被遊、御自身御目利遊し御家老并御側之者にも御尋遊し、或は御武藝等の御相手に被仰付歟、又は武藝を御覽遊し、御鷹野の御供等御目通にて御酒を被下とか、何角に付候ては引渡廻り座の面々は不及申、諸士一統に可被召仕との御一心に御潤敷御仁心相立、誠に御不便を加られ勸善懲惡御最負さへ無御座候へは、一人二人を被召仕候連も其一人二人被召仕候御仁心、即野の末山の奥迄もひき申候。是を郵置而命を傳るよりすみやか也と申候。然る間御大將様に御似合不被成事は、たとへ九重の奥にて遊し候ても、又は御一心中にて思召候儀も、御領中は不及申他國迄も響申候。是故に大學の教は誠意正心の工夫にて治國平天下に至ると申候。只理窟を以下々の屈し候様に召仕はれ候へは、表向は畏候へとも、實に心の服すると申儀無御座候。扱又人を御舉被遊役儀を被仰付候儀は至て大切

の事故、堯舜の聖人さへ御一分にて御舉被成ざる事書經に相見得申候。

【三二】 天英公様には御國者の江戸詞を遣ひ候儀御嫌にて、かやうにいたしますなど、申儀は、御過料被仰付候由。ますると申詞は常州にてもつかひ候へ共、御國へ御遷之已後は御きらひ遊し候由、鑑照院様にも御嫌遊し、舟尾清兵衛、梅津ト端斗り御免にて江戸言葉つかひ候由申傳候。

【三三】 權現様御大病之節駿府へ御使者被遣候得は、大坂にての御働辱し思召候由。此段は秀忠公へ被仰置候よし被仰進候。惣して台徳院様には殊之外御挨拶よろしく、兼て義宣はよき老人じやに、雪國に被差置候儀御氣毒之よし御意被成候由。其頃は御大名様方御夜咄に御登城被成、御黒書院にて御夜嘯有之、焼鳥之間にて御料理有之候由。台徳院様いかほどの御懇意之儀有之哉鑑照院様へ被仰置候は、將軍家之御志辱し思召候間、必御龜意不被成候様にとの天英公様御意之由申傳候。

【三四】 下野國二郡は慶長十年か御鷹場にて御拜領也、通鷹も御免に御座候。天英公様には正月には御年禮等御勤被成候已後、下野御領へ御鷹野に御出被遊候由。其頃御老中の御用御頼は土井殿也、毎度御いごま等御願被成、御發駕の朝下國へ御越被成候由御届迄にて候。有時土井殿より、向後は前方被仰上可然由御意有之候得共、其後とても御發駕之朝被仰進候由。其頃御國取之御方様には御用御頼之御老中御一人ッ、有之候、是は此方より御頼斗に無之、實は上より被仰付、諸大名衆之御機嫌の御損ね不被成候様に御取扱わせ被成候由申傳候。鑑照院様御代までも、御年頭之外土用寒中たり共御老中方へ

御使者被進候迄にて、一度も御勤無之由。酒井讚岐守様より御老中鑑照院様へ被進候御狀に、昨日は天氣能御能御見物御振舞も相濟忝思召候由、私宅へも御越被下忝奉存候、御城に罷有不得貴意残念に奉存候と申儀有之候。只今頃之御文體とは格別之事にて候。惣て鑑照院様にも御威勢有之候哉、御逝去之時松平右衛門佐様黒田之御先祖被仰候は、修理殿逝去にて、是より大名の威勢も下り候はん、氣毒なりと被仰候よし申傳候。

【三四】 天英公様御國替之御當座は田野も開らけ不申、御老中も大半水戸に残り御人もすくなく候ゆへにや、新田は面々勝手に鉄次第と被仰出、力にまかせ開發いたし、二男三男有之者はそれ〴〵に被召仕被下候由。其頃院内銀山殊之外出銀多く御勝手宜敷有之候故か、田地之儀は餘り御世話なく御家中へ被下候故、御配當高過分之事にて候。勿體なき儀に候得共、其砌より田野を大切に遊し御家中にて我儘に新田開發不致様に被成候は、今程御藏入ケ様に不足には有之間敷かと奉存候。鑑照院様へ御遺命には、御家中を大身に不被成、御人は大勢になり候様にこの御意のよしにて候へ共、乍憚面々大身に成り候は、鑑照院様御代より漸々御加増等被下、又は新田を勝手に開發致候故にて候。只今にては無故被召上候儀は不相成、隨て勤功有之者へは少分にも御加恩不被成候へは御奉公之規増も無之候へは、是又被相止かたく候ゆへ、萬端御簡易に御領内を御取しめ、江戸御國共に、無用之物入無之様に遊し候外無之儀と存候。拙者儀當役は勤之間無之候得共、御側三十三年相勤御財用向之御用も品々相勤覺申候。

いかほどに御指くりいたし候ても、壹ケ年之御出物にて壹ケ年之御暮方相成兼申候。此已後御財用御取績をいかゞ致候は、可然やと相考候所、只耕作の事に心を用意候者を被召立、田方は勿論、畑物には麥作は不及申、大小豆、荳油の類、大坂へ爲登候ても勝手に相成もの也。綿は御國にて作り不申候へ共、是を作り試申度候。奥州邊も二十ヶ年斗以前迄は綿つくり不申所、其後作習候て、只今は大分出候よし、奥州桑折之町人物語致候。藍、紅花は御國にても昔より出來申候。是等は別て大坂へ廻候得は甚利潤之有之物にて、米穀よりも勝手に相成申候。泉かみせしと申もの有之候、米澤、取上邊にて多作り申候。作様もむつかしく無之、山へも野へも所さらはず植申候。是は晒布に成、糸にて、上方にては青糸と申候、奈良晒は皆々此糸にて織申候、拙者在京中、上杉様之御家中御留主居に心安物語承申候。上杉様には青糸と蠟にて御身帶半分ほどは御用辨申候。青糸、南部に問屋立候て被遣候と物語致候。菜種澤山に出候得は燈油にして荳油より光りも能有之候、此菜種油斗りにては餘り性よすぎ減目は不足に候得共、光り疎く冬は氷候氣味有之候故、綿の實の油を少し加候得は甚光り能く、御國の荳油より減目も不足にて候。大坂へ爲登候得は價もよろしき物にて候。是又御國にて作不申事は、若寒氣雪等にいたみ安く候哉と存候。其譯は、來年之のは當年より蒔仕付候故、雪國には難作ものかと存候。江州は至て雪の深き國にて、御國同前二月に至り雪消申候。江州の出家に心安かみせし者有之様子を承候處、雪國の菜種は別て宜價も高直之由、作候様は暖國とは少し違候由申事に候。然る時は御國にて作り候は、宜出來可申候。荳油は

秋迄畑に置候故、其間多分風雨の時は飛落捨り申候。菜種は五月中には取候ゆへ風雨の氣遣もすくなく、殊に菜種蒔取候跡何にても秋迄之間植仕付候儀相成、一ケ年に二作相成申候。是は別て利潤有之物にて御座候。此外茶は畑の四邊へ植候ても出來申物也、漆にも薩摩はせと申物あり、是は四壁垣にて致置候ても實を取蠟に致候。ケ様に品々百姓の勝手に成候物は教へ作らせ候て、上方へ向候物は御上へ御買上爲御登被成候時は、上下之潤に成候。今度上方へ登候て始て此類御徳用に成候事覺申候、年參候儀殘念に存候、今少し年若に候は、御奉公の爲御國中の百姓へ進申度物と存候。其外御國には藥草も澤山にて有之と申候。是等は甚御國の益に成事にて候、此道へ長候者へ被仰付候は、原野は澤山有之耕作不相成と申事無之候。御國にては馬の草飼場無之と申候得共、左様之所も可有之候得共、無用之原野御國中澤山有之候故、心を用候て不相成と申事無之候。紫と申草は人の作らぬに野に生と申候、是等を取候ては別て益之有之もの、由承候。南部紫とて重寶致候、御隣國ゆへ御國へ出候も定て宜く可有之候。御國は日本にての偏土、殊更百五十年已前は、誠に都の有之事も不存様成所にて、御國替の砌まで四書も無之、龜田より大學をかり候て見候よし。ケ様に質朴無爲の御領分ゆへ、今以餘國とは風俗も違申候、次第に道の開らけ候時人心を取失ひ、各々慾に耽り候様に相成候ては甚宜からず候。國家を治候に徳を以すれば民恥る事有之、且至とあり、又政を以すれば、民まぬかれんとして恥る事なしと有は、法度法令を以嚴に政を取候時は御法を恐れ後日の罪をいやかり、僞也共罪を遁んと存候て恥を存さ

る様に相成候。表向は國家治平のよふに見得候へとも、亂世に違無之候。只、民を見る事子のことごと申に至候得は、太平の世に成り申候。其子の如くすると申は、第一民の富やうに仕向候事也、富様に云ふて筋無き金銀を與へ、取るべき年貢を許す事にて無之候。民は耕作を以て本とする物ゆへ、其耕作の道を能ふ教、奢を禁し、家業をおろそかにする者は急度いましめ候得は、自富申候。去はとに仁政を行ふの大根元は、耕作の道を教る事と存候。御國にても久保田より下筋の百姓は質直に候得共、仙北は土地の廣^キゆへ歟細^カなる事は嫌ひ大利を好候故、所に寄^リ富有之百姓も有之候得共、百姓の心奢り、御上を大切に不奉存候やらん、寛延年中卯辰兩年の不作は仙北よりも甚敷候得とも、御年貢收納物成尺納候て、成らぬものは非人と成御救をばいた^スき候得共、手前に貯御上を欺候事無之候。仙北は非人無之候得共、御年貢莫大の御懸^リ有之候。仙北にても志ある百姓は、此段歎^キ候て拙者へ物語致候も有之候。是等は風俗にか^リり不輕事にて候。惣して百姓の善不善は御代官に懸^リ候間、御代官の人物を御吟味可被成事にて候。とかく耕作に精を出し候百姓を御稱美被成、耕作不精の百姓は御戒不被成候ては、此風俗直り申間敷哉と存候。

【三五】 前條に記し候是迄御國に無之作物、綿、菜種等の類、土地に合兼候半かと申者も有之候得共、それは一偏成申分と存候。むかしは御國に漆木無之、鑑照院様御代は蠟燭を殊之外御重寶に思召、とほし尻を御集させ遊し、時の輕^キ御ほうひには其とほし尻を被下候由。是程に拂底之所、徳雲院様御自分御世話遊し漆木、楮を御^ッへさせ候節は、急度御法も御立被成候故、人々宜しからぬ様に申唱候も有之候由に候得共、只今御國中蠟燭自由に用立候事は全く徳雲院様之御仁心より出申候。如此、昔無之漆を徳雲院様はしめて御取立にて澤山に成^リ候を以、萬事土地に合ぬと申事無之儀と相知申候。御國にて御上程有之間敷かと存候。古來繁昌致候院内銀山の衰申候を以御考可被成候。餘國にては、たとへは加州などは大國と云ながら晒布^{伊北五郎丸み}絹、笠、簑、扇子之類、彫物等數かきりもなふ上方へ參候。長州は三拾五萬石の御身證に候得共、半分は半紙にて御用立候由。是も年中夥しく大坂へ廻り御拂被成候。其外土佐、日向等之材木^{御國元之材木は下直}にて却^テ御損^ニて候米澤、山形邊の青糸、紅花、甲州、上州、奥州之絹類、近江、大和の晒布等をはしめ、品々の産物大坂、江戸へ相廻し御知行物之外御拂立被成候故、一方ならぬ御勝手に相成事と存候。御國にはケ様に外の産物無之候故、僅の飢饉にも百姓とも困窮致候。

【二二八】 天英公様御國替之砌は山林も茂り、御城御普請之御材木は泉山より伐出し候由。其上御家中は少く、銀山を始山川の出物は澤山、それのみ成らす天下の諸物下直にて、御上洛之節は日本諸大名之御出會にて候間何も装束等奇麗に仕候様にとの被仰付にて、御小性一人銀三百目宛被下置候得とも、何も縞子、純子之装束仕候と申傳候。只今も江戸等へ罷登候面々路銀一日分、上一人銀六分、下一人銀五分、被下候も、古來御引足候故の御定也。當時は中々以行届申儀無之候。右之通諸物下直之時さへ

御軍割には、一騎之侍は高四百石之積りにて被召連候。近來に至り、御領内之産物は次第に減少いたし諸物は高直に成候故、御勝手向猶以御不自由、年々御借銀之御くり合にて御取續被成候儀、誠に御安堵無之事にて候。

【三七】 天英公様御遺命に、説南楚之御懸物、宗夢肩衝の御茶入は御子孫へ御譲、いか様の儀にても必御失ひ不被成様との御意之由。然るに天英公様御逝去之時、宗夢肩衝は爲御遺物鑑照院様御献上遊し候。其已後鑑照院様御登城之節台徳院様御意には、此茶入は台徳院様とは傳の誤にて可有之候。大猷院様に可有之候。義宣秘藏せられ候茶入に候間被返置との御意にて、御自身御返し被成候由。鑑照院様御逝去之節又々爲御遺物徳雲院様御献上被成候、今は尾州様とやらん御拜領と承申候。説南楚は御納戸に有之候。只今之圓座肩衝、黒澤肩衝も、宗夢によもや劣り申間敷候。圓座は二千枚可仕と申候、黒澤はむかしより千枚肩衝と申候結構成御茶入にて御座候。

【三八】 天英公様鑑照院様御代までは、御近習重立候役目は御膳番、其外に御側衆とて有之まてにて外の役目無之、只今の御納戸役之勤候御用は御膳番相勤候由。御側御小性と申も無之、御髮月代は御膳番差上候、御小性は只今の表御小性迄にて候。御刀番は廻り座之内よりも又は御武頭、或は平番之御小性之内などよりも時々被仰付、江戸へも被召登、御國にて御鷹野等に御出之節は一日限に思召次第被召連候。萬事御簡易に有之候哉江戸へは引渡廻り座も被召連、御番所御取次、火事場騎馬の勤等も相勤候よ

し。近くは徳雲院様にも御初年は被召連候哉、火事御行列等にも見得申候。圓明院様にも古來之通可被遊思召にて細井傳右衛門など無役にて被召連候へ共、是も御儉約にて相止候。古來より年頭、八朔、寒暑、御參勤、御時節御伺等座邊之内より御使者被差登候處、近來作御使者にて相濟申候。然る間座邊之面々江戸御奉公勤習候事も無之、第一御目通之御奉公連は、式日の登城之外御目見得も不仕様に甚御遠々敷御座候故、御上之御様子をも覺不申候。御上にて面々の器量もとくと御覽不被遊よふに相成候、去ほとに座邊之内には器量の者も少様に相成候。

【三九】 古來は兩番頭、御小性頭も無之、指南と申て大身歴々へ與力などのやうに被預置諸事指揮致し候。徳雲院様御代に至延寶年中大に御改被成、指南を被相止諸頭被仰付、其外色々の役目も御定遊し候也。此節迄在々給人を組下と不申候所此節御改被成、御歩行も御家老支配之所、新に御歩行頭御立被成候也。其御御小性頭、御用人と兩役被立置候所圓明院様御代御小性頭被止置、支配は不殘御用人え被仰付申候。其後御鷹方頭、御歩行頭も被止置、御刀番之内にて支配被定置候。御用所之役目も古來は町奉行、御勘定奉行、裏判奉行とて有之處、徳雲院様御代本方奉行、町奉行、御勘定奉行と三職に御改、何も御家老同然に御政事を相談被仰付候。圓明院様御代に至、本方奉行を御財用御勘定奉行と御改被遊候。【四〇】 廻り座は常州にては無之事にて候。御國替已後天英公様被仰出候は、御一門之二男を御近習にも難被指置候間、廻り座と申を御定被成候との御意にて被立置候よし。右之思食ゆへ、御近習其外重役

々は廻り座之面々と掛合勤候哉、私先祖などは、舟尾靱負先祖本トより廻り座、清兵衛、梅津百助先祖此節迄は廻り座に有之間敷、端など、同役にて御使番と申を相勤、寒暑御機嫌伺、御參勤、御時節御伺、年頭、八朔等之御使者江戸へ往來致候由申傳候。只今は廻り座と諸士とは格別之様に相成申候、眞崎兵庫先祖などは、武頭にて大坂御陣之節御供仕候かと覺申候。

【四一】 或時鑑照院様御意に、伊達政宗はいたつら人にて御城にて御能有之御酒盛之節、修理は御酒被召候と申上御前にて御強被成候て、殊之外難儀したり。つぶれ候眼は政宗公は一眼也、出目にて、額は下へ垂れ甚見苦敷親父にて有と御意被成候由。芳楊軒様御出家被成候事も、御城にて御睡被成候由政宗公被仰候を、天英公様御腹立にて御出家被成候由、是を考候に天英公様之御母義様は仙臺より被爲入政宗公之伯母様にて、天英公様と政宗公は御從弟也。然共常州に被成御座とき度々御取合も有之、其上舊も其共申候は、權現様薨御台徳院様御家督の時か、御大名様御誓紙被成被指上候。其頃御召にて御登城御誓紙被成候よし。御登城之時天英公様へ政宗公被仰候は、今日奉書之御用御存候哉、今日は誓紙被仰付候由。午王御心懸候哉、若御心かけ無之はかけ替へ御用立可申由被仰候。尤御心懸御持參遊し候へとも、其儀不存持參不致候、太閤へ何も誓紙を書候得とも背申候、拙者不書とも背候心無之候。其元の懸替は、又何之時のため御貯候へと被仰候由申傳候。ケ様之御遺恨にも候やと存候。然とも鑑照院様御代、仙臺綱村公二歳にて御家督之時御家中大に騒動に及、其上御老中方之於御宅御一門御家老歴々御穿儀、已に伊達の御家御滅却可被成と申唱候。伊達兵部殿と申は其頃の御大老酒井雅樂頭様の御聲にて、此御子を御跡へ可相立との謀計を原田甲斐とやらん申御家老兵部殿へ一味いたし及騒動候故、雅樂頭様を憚り伊達の御家中、其外御出入之諸旗本衆迄音問不通程之時、從鑑照院様伊達之御家來へ御使者被下、今度之騒動嘸苦勞可被致候、龜千代殿には御幼年之事、此方とは古御親類殊に御隣國之事、何儀也とも御相談可被成との御口上なり。多賀谷佐兵衛其頃御家老にて江戸詰罷有り申上候は、此方様と伊達御家とは上え之御謙退にて常體にも御出會御思慮被成候。此節は親敷御一類、御出入、御懇意之衆も上を恐れ御通問無之と承候。且亦仙臺にては境目へ人數之手配も致候など、申唱候。此節御使者被遣候儀上へ之御思慮も無之事と奉存候由申上候得は、終になき御高笑遊し甚御機嫌能、左兵衛は年若に候得共、可御用立と思食御役被仰付候御目利に相違無之、ケ様之儀心付申上候段御悅被遊候との御意にて、乍去此度之使者は、まけて御前へ御任可申上候得との御意にて、無是非御使者指遣候得は、仙臺御家中之歴々御式臺迄參上、此節親敷一家とも迄不通之様に御座候處、昔の御由緒を被思召御使者を以御意被下候趣龜千代成長之上爲申聞、家中何も申傳永く御恩を忘却仕間敷よしの口上申述、何も落涙致候由。其頃大越甚右衛門御側相勤候を被差出挨拶被仰付候。家老多賀谷左兵衛は病氣故不掛御目由、甚右衛門挨拶致候様に被仰付候由。是等之御駈引誠に御名將也と、其頃江戸中にて評判致候由。兼て上にて御氣遣の佐竹殿よりさへ御使者被遣候、去らは不苦儀と見得候とて、皆々もこの通御通問有之と申傳候。

【四二】天祥院様初て御目見得御登城之節、陸奥守様御城に御居殘被成候へは、大目付衆被申候は、何御用にて御居殘被成候哉と御尋被致候所、陸奥守様、佐竹は古親類にて候、源治郎若年にて今日はしめて御目見得致候に付爲見遣居殘候。今日は宗對馬守同前源治郎御目見得致候。無官に候得共上座に可有之と存候由被仰候得は、其通に候由御答被申候由。實は對馬守様之次に御記有之候を俄に被認直候よし。其後德雲院様へ御書之御端書に、此間源治郎殿御目見得之節居殘候儀、先年家來共騷動之節古修理大夫殿預御芳志候故、爲御禮居殘候。いつそ御出會昔の物語も致度との御文體にて有之候由。其頃御祐筆相勤候大繩與一左衛門と申者物語にて承覺申候。

【四三】鑑照院様御代御餌刺金右衛門と申者、親も金右衛門其世忰も金右衛門と名乗、親は隱居の様に博奕好、小鳥御用逆仙北六郷邊にて御賄を被下博奕を打申候儀達御聽、御鷹屋にて岡藏人御膳番大繩市之進御目付被仰付御穿儀也。御不審之通白狀致候段申上候得は、繩を懸候得。去乍ら天英公様御意には、繩をかけ候程之不届もの有之とも御本丸にては御無用、二ノ丸にて爲御掛候得。惣て御本丸は御穢被成間敷候、御手切等は猶以御無用と被仰置候間、二ノ丸へ引下繩を懸候へとの御意也。此時藏人申上候は、金右衛門事、年若時より御鷹の餌精を出し差上能く奉公仕候よし申上候得は、何ツの頃金右衛門御奉公之次第を能見候哉、夫は鷹役の執成事也。面々頭を被付置は支配之御奉公之善惡を爲御見被成、御用之時御尋可被成爲也。御膳番を勤ながら餌刺之執成無用也との御意之よし申傳候。德雲院様御幼年迄御鷹匠御餌刺

等御鷹役支配致候。其後御鷹方以被立置候。

【四四】鑑照院様御代神田川御浚御手傳御勤之節、惣奉行は戸村十太夫大坂高名也。御普請中大猷院様、嚴有院様御同道にて被爲成御見物有之候よし。御ふしん中にも十太夫など召にて登城、御能拜見御料理被下候由申傳候。御代々様御手傳は、天英公様御代には越後國高田城御築之御手傳、是は御相役も有之候由、御普請中高田へ御自身御越被成候由。鑑照院様御代御手傳兩度と覺申候。德雲院様には一度も無之候。天祥院様御代には房川御普請御手傳一度、圓明院様御代にも近年御堀浚御手傳一度也。有時慈雲院様拙者へ御意被成候は、德雲院様御代御手傳御勤不被成儀いか、心得居候哉と御意にて、如何程之儀に御座候哉心得不申由申上候處に、是は無御油斷御手入宜敷故と思召候。當屋形様には中將にも可爲成事と思召候、油斷仕間敷由御意遊し候、御尤成儀と奉存候。

【四五】鑑照院様御代檜山邊にて御家中之者、妻女の事に付爭論有之候。此段御目付大繩東之進承委曲言上いたし候得は、誰か咄にて承候哉と御尋也。世間隠し無之由申上候へは、女の事は女の中に能沙汰致ものにて候。自分は女房共之咄を承申上たるにて可有之候、女子婦人の申事を取上可申上儀に無之候。重てケ様之儀申上候は、御役可被召上とて甚御呵被遊候由。惣して御一生御目付之申上候御用は、御取御聞不被遊候よし。有るとき江戸より御下國之節、院内へ被爲入候て以之外御機嫌あしき由相聞得候。御着日には御目付共御用有之候間、無殘御城え相詰候様に被仰出候。此儀何も承り、いか

なる事か被仰出候哉と諸人目をひそめ申候。御着城被遊御座之間に暫御着座、何之御意もなく御納戸へ被爲入御目付被爲召、御留主中御用一度も不申上候御静謐之儀御悦遊し候。何も手柄之よし御稱美、御手自面々御切銀被下退出致候由。又有時御在江之節御歩行目付一人密に御國許へ御下し被遊、御目通を勤候者之内にて盆中踊をおとり候ものを、装束ともに見知り申上候様に被仰付被差下候由。翌年御下國之上御座之間に何も相詰候節、澤畑安齋と申御茶道末座に相詰居候。御意には、去年御國え御歩行目付被指下御城下之様子爲御見被成候所、あの坊主めか、坊主町にて七月十六日夜踊有之時、雁の模様ゆかたを着中踊致候由御目付申上候。坊主、おとりは好かど御意被成御笑遊し候由。此節なども外之儀は無御尋と申候。

【四六】鑑照院様御在國之時は、毎日四時御座之間え出御直々御夕御膳被召上、其後陰之間へ被爲入、御高燭出候頃には必御出座遊し御家老、御相手番、其外裏判奉行、勘定奉行、町奉行、毎夜之様に御夜詰いたし御夜食も御座之間に被召上、何も御目通にて御夜食被下候由。輕御用は御家老直々御座之間に申上候よし。其頃御奉公致候老人の咄承申候。

【四七】江戸より御下國之節横山へ御名字の面々被罷出候へは只今は御下乗遊し候。鑑照院様には何も相詰候近處迄御乗興遊し、態と御馬に召、何も御出迎仕候へはそれ／＼に御意被成下候已後、御下馬遊し候由申傳候。御乗物にては御下乗不及被遊事、乍去召なからも御目見難被仰付候事故、態に御

馬に召候由申傳候。それも御馬上にて先御意被成下、御下馬遊し候儀御意味の有之儀と申候。只今の山城被申候は、亡父中務申候は、是非御下乗被遊候と申儀にても無之よし一生咄候由被申候。湯澤にて淡路宅へ被爲入候節、門前に淡路被罷有候故御下乗遊し直に書院迄御歩行遊し候事は、又御乗興も御免倒ゆへ也。然るに慈雲院様御入國之節、從圓明院様御傳書拙者被仰付清書仕候其内に、淡路宅にては門前淡路被居候所にて御下乗被成、御先え被參候て御乗興書院之庭まで被爲入候儀と有之に付、其通被爲召候處淡路家來共、屋形様には遂に門内御乗興之儀無之由御膳番羽根石權兵衛へ申候を、今宮大學御家老にて御供故其段申聞候へは、大に腹立御斷可被成由申候を、漸々なため置候と權兵衛物語申候、尤之儀にて候。

【四八】天英公様御國替之後從權現様御拜領之御判物。

出羽秋田仙北兩所進置之候全可爲知行候也

年號失念 御判

佐竹侍從殿

右之通にて候。台徳院様大猷院様御代には御判物御改之儀御願被仰上候得共、所持之御判物を可相守由被仰渡御判物御改不被下候故、高辻郷村帳も不被差上候御無高にて被成御座候。嚴有院様御代替之節、是迄高辻郷村帳も不指上候間此度は御判物御改被下、郷村帳も差上度旨御願被成候處、御判物御改可

被下候間鄉村帳差上候様に被仰渡候に付、御高三拾萬石之御願被仰上候所、是迄之御勤はいかほどの高にて候哉と御尋に付、役者配當金二拾萬石之格にて差出候と被仰上候得は、左候は、先ツ二拾萬石之格に被仰付候旨被仰渡候よし。右之通從權現様之御判物は御無高也。台徳院様、大猷院様御兩代御判物不被下譯隨には不相知候得とも、右之御判物之様に結構成御文體餘國には無之、急に御書替も難被爲成御改無之とむかしより申傳候。扱拙者事、當公方様御代替之時鄉村帳御用掛被仰付罷登候所に承合候所、一郡一圓之文字は甚重事にて御國持ならては無之由。其頃松平能登守様御老中にて、御判物御掛御勤被成候。右御用人田中藤右衛門物語致候。

【四九】 鑑照院様御代まで、檜山は龜町外張と申候て御堀端斗侍屋敷有之候。御家中人數殖候に付、檜山へ新屋敷御取立可然と御家老相伺候得は鑑照院様御意に、檜山は敵付に候間屋敷等は不及申、樹木にても植不申様に天英公様も御意有之候、萬一之時は御焼拂候は、御人數を御出しに可相成候間、屋敷取立候得との御意にて取立候由申傳候。

【五〇】 矢橋村はむかしは人家無之候、久保田、湊との間寺内村斗にて野間淋敷候間、山王之脇へ新田村御取立可然と御家老相伺候得は鑑照院様御意には、見晴能、其上御城下近所にて候間末々は茶店にならんと御意のよし。只今は不殘茶屋に相成候。遠^キ儀を御考遊し候由、舊^キものとも物語致候。

【五一】 鑑照院様御代、松前の蝦夷蜂起致津輕へ加勢被仰付候。御國へも御加勢可被仰付候哉との儀にて專御用意被成候由。其頃金光主水軍者にて被召抱候、此者に御人數割、合戦之作法、御道具等之儀まで諸事任被仰付候。主水申上候は、御人數之指物一樣に遊し可然候、其譯は、他國の勢も入交候間、左様無之候ては見知り無之由申上候。其段御家老とも御前へ申上候得共、御家の御家來は、先祖にて忠勤を勵し御用に立候節さし候指物故、只今印を改候様には難被仰付候。御家にては相印に袖印を付來候と申せとの御意にて、又御意遊し候は、あの軍法者は御當代近來被召抱候もの故、御家をいやなれば御暇申ものにて候、見透れぬ様に心得候得と御意遊し候由。古來は藝者も不足に有之候哉、鑑照院様御代には右之主水、大筒打遠藤傳左衛門、徳雲院様御代には今村喜兵衛、是は禮法者にて被召抱候得共、勝たる軍者也。主水は楠流、喜兵衛は信玄流也。山本道鬼流は源性院様御代か、片貝彌右衛門辻道鬼流の能軍者被指置候、此者より野尻徳兵衛傳受、右三流于今御家中にて學申候。此彌右衛門謙信流も一統學び、此流儀を御家中にて學ひ申候者も有之様に承^レ候。其外唐傳と申も有之、是は瀧田友節と申牢人ものを梅津藤馬實父藤太扶助致習申候。此流儀は有之哉否承不申候。經學は唯今は餘程盛に相成候得共、むかしは大學にても甚希れにて有之候由、それゆへ大事の父母の遺體をも火葬に斗いたし候。御國にて火葬を禁し土葬に仕、忌月には七日精進致候様に相成候は築田友齋と申もの、是は仙北六郷のものにて久しく京都に罷有、山崎門人淺見綱齋と申ものより學ひ罷下り講習致候由。此友齋、父祖を葬り先祖を祭る事など教導致候哉と奉存候。其已前歴々の墓所にも土葬希には有之候得とも、多く見得不申

候。近來に至り文物漸々にひらけ學問も繁昌仕候故、火化をさらひ申に至り候事誠に大幸に御座候。其外武藝も他所者を得に不及程に相成申候。

【五二】 鑑照院様未^々御縁組無之節、紀伊國様の御姫様を御縁組可被仰出旨御内意有之候。其節被仰上候は、家中より内々縁組致置候間縁組難致由被仰上、早々御國許へ被仰遣大身の娘とも御吟味被遊候得共、曲時御相應之娘無之候。南家の先祖美作娘戸村十太夫嫡子へ内々縁段を取組有之候得共、右之通に上へ被仰上候事只今難被仰合、不及是非次第故双方離縁にて御縁組相濟、是則光聚院様也。翌年御歸國之上於御城御婚禮有之、江戸へ御登被成候由。御三家などへ御縁組遊し候ては甚御物入に相成、御子孫様迄之御難儀に成候儀と深く御斟酌遊はし候て之事と承申候。光聚院様江戸へ御登之後も江戸女中は一人も不被召仕、皆御國より爲御登被成候由。古來はいつれの奥方も御簡易に有之候哉、政宗公伊達御下國前土井殿^{其頃御家老}へ御見舞被成候得は、御留主にて奥へ御通奥方へ御對面之時、あやうと申老女御側に只一人針仕事を致罷有候。奥方被仰候は、來年迄不掛御目候間御暇乞に御盃事可致候、御吸もの拵上候へと被仰候得は、あやうか料理にて御吸物出、御盃事被成候由。菅原宗忍古^事をいろく覺候て、圓明院様へ右之御咄申上候を承申上候。又有時宗忍申上候は、往昔は挾箱只今之様に結構に無之、板二枚之間に着用之物を服紗に包^挾棒へゆはい付爲持申候。今之挾箱のはしめに御座候。四月朔日をむかしは綿拔の節句と申候て、綿入小袖の綿をぬき裕にいたし着申候。只今は下人共迄も裕を別に拵候様に

結構に相成候。旗本衆之四月朔日登城被致同列衆へ之物語に、夜前妻に大きにしかられ申候。昨日此着物を着し勤に出、夜に入歸り申候。夫より取懸り綿を抜き候ゆへ、今朝迄に出來兼候はんとて大に腹を立不臥に拵申候。尤成事、散々こまり候よし被申候。只今は綿をぬき候て着候儀などは恥之様に覺候由申上候。物の開け候時は多くは奇麗に相成事故、時世に隨ひ候時は古風斗にも成兼候儀にては候へども、分上不相應に奢つき、終に貧窮之餘百姓に科役をあて家中を扶助する事も得ならざるより、次第く非道之政も出、終に皆家を亡し國を失ひしほどの害を仕出し申候。然ども又儉約を專とするものは、分上不相應にても能⁺と心得、終には家中百姓之困窮難儀も苦に不致様に吝嗇になり候。楚項羽は卵つふるれとも不與と申きたなき心より、遂に漢高祖に天下を奪れ申候。能⁺程くらいと申は、分内の土地山川の出物をはかり一年の用を辨し、凶年には家中諸百姓迄も救ふへき備をなすは本法之政と可申哉。人君の直に御世話被成にも無之候得共、御一心に御領内之民一人も飢し候ては、人君之御役目立不申との思召さへ有之候得は、其思召則御家老諸役人の心と成り御仁政行はるゝ事也。去なから何程人君の左様に深切に思召候ても、御家老諸役人奸佞の小人どもにては是又思召行届不申候間、諸役人被仰付候儀國家を治るの大専務にて御座候。

【五三】 鑑照院様御代菅谷隼人と申者御奉公能相勤候得共、何たるゆへか御意に入不申候。然ども段々相勤候儀品々御用に相立、三ヶ度迄御加増被下大祿に被召立候。御加増被下候度毎御意遊し候は、隼

人めは面の悪^イやつ故加増をやるまいと色々思へども、奉公之仕様甚宜敷故まけてやると御意遊し候由。此思召御家中を被召仕候處の第一の儀、誠に以御明君様と奉存候。常體御慰之儀等には、至て忠節の者は御意に入候様に諂廻り御機嫌を取らざる故、御用に立さるよふに見ゆるものにて候。常體御慰事の御用を能辨し候とても忠臣とは難申候、眞實に御奉公仕候者は不斷は御意に入不申とも御捨可被下事に無之候。人君は只是下を被召仕候處に御依估最負無之、理非善惡を御あきらめ被召仕候へは何れも心服し、自然と御政事平均國家安全に相成候。いかほと御世話被遊候ても、下を被召仕候處におゐて能人を御遠さけ被成、小人共を御懷^レ被成候ては御政一も被行不申儀は歷々と諸書に相見得申候。然るゆへに一人役目を被仰付候とても思召を御立不被成、其頭々より人品を撰^ミ申上候上御家老役人え了簡を御盡させ被成、とくと御吟味之上被仰付候得は、多くは違ひ不申候。此事故御家老役人御側相勤候者等、智惠分別よりは第一番に最負強もの不被召仕候よふに致度ものにて候。人を舉候事は誠に難成事にや、神代にも八百萬神さへ目利違候事見へ申候、堯之時も衆議を以鯤を御舉候得共、末代迄も殘候程之無道のものにて御座候。右鑑照院様之御意、人君の能^キ御手本と奉存候。

【五四】 鑑照院様御代、御座之間にて御家老御相手番杯御相伴被仰付候節、御菓子は一重にて御家老へ出^シ夫^レを直々御相手番へ廻し、残り候得は御小性拜領いたし候。有時初心成御相手番末座に居、其御菓子重大小性の方へ遣候。其時大小性芳賀七之丞と申者詰合其御菓子拜領仕候得は御意に、それは小性

ごもの拜領する筈いか、拜領致候哉、きたなきやつと御呵也。七之丞右之御意を承り、いか、存候哉其御重をしたゝかに突出し候ゆへ、御座敷中へ御くわし飛散申候に付、御茶道罷出拾集仕廻申候。其後下筋へ御渡野に御出被遊候時七之丞御刀番被仰付御供致候。其頃世間にては、當座に御呵無之候故いつそは御咎^メ可有之と申唱候ゆへ、今度之御供は御手打にも可罷成と覺悟致、一家共と暇乞の盃事致罷立候。久保田御發駕の日艸生津川御鷹御遣ひ遊し、御仕置場之近處にて御床几に召御たはこ被召上、七之丞を召し御刀を上候得との御意也。御鷹野先にて御刀御指被遊候事無之、是は此所にて御手打に可被遊との思召と存候。御刀を差上逆は、事に遊しよき様にと存頭を指延畏居候得は、是へ寄れと御意ゆへ猶襟を差延御前近く寄り畏居候處、おたはこ盆の御引出より御切銀兩之御手へ一はい御取、七之丞へ被下置候。奉頂戴夢の覺候心地にて、餘^リ難有腰も立兼候由。其頃世間にては、殿中にて恥を御あたへ被遊候被仰譯と申候て、殊之外難有奉存候よし申傳候。

【五五】 右に記候御切銀と申は、昔御國一國灰吹上銀をたかねと申ものにて切碎^キ遣ひ申候。是は正眞の銀也。徳雲院様御代元祿銀御吹替之時被仰上候は、御國にても右灰吹上銀^{是は御國にて極印銀と申候}通用被相止元祿銀に御改被成候。是は古來は御領内に銀山多く有之、山出し之上銀之儘御國中通用致候所、次第に山々衰へ出銀は無之、右上銀他國へも自然と出候て不足に相成不通用故、元祿銀に御改被成候。

【五六】 天英公様御召仕之女中は虻川村の御休に被差置候由。鑑照院様御召仕之女中は御城内に被指

置候得とも多門御長屋之内に被指置、御錠は御自身御明ヶおろし被遊、其御錠は御巾着に御入御不斷之御帶へ御付被成候よし也。御召仕は御家中より被召出候も有之、又は京都より御下_レ被成候も有之候得共、江戸にては不被召抱候由承傳候。惣て御屋敷之儀他所にて評判致候は、何事にも大かた奥の女中の口より出申候。況御召仕等に被召抱御意に不入御暇被下候ては、猶御隱密之儀迄相知候事にて候。ケ様之故か上方御大名にも不限、京都より今以御下_レ被成候事有之候。是は御子孫様御相續之儀に候間御召仕は有之筈に候へとも、御大名様方之御様子承候に、御召仕之心入其儘うつり候て御行跡も不宜様に相聞得候儀も有之候。御政治之根源に相掛_レ事にて候間、御召仕に召抱候は至て御吟味可有之事と存候。

【五七】 日本は九州之方より段々開候様に日本記などに見得申候。方位にて申時は御國などは北方の果にて御座候ゆへ、物の開_レ候もそれほどの違有之候哉、鑑照院様御代迄は、御家中之面々も多くは無筆同然にて有之候由、さるほどに文物のひらけ候様に被思召候哉、三宅道の先祖道的へ願次第書物御調被下、京都にも久々被指置學問致候由。それゆへか只今も道的處には唐本など珍敷書も有之様に承_レ候。道的京都より罷下_レ候節登城仕候得は須田伯耆御家老申候は、はる_レ京都に居候間四書などは讀可申と申候ゆへ、成程よみ候と答申候。其内式目坏は中にも讀候哉と申候由。其頃迄は歷々の者まで論語、朗詠、庭訓、式目を四書と覺候由、老人とも物語也。日本人皇第一代神武天皇の御宇、唐にては周平王の

代に當とやらん申候。天地の間如是にひらけ候事も遅速有之候、同じ日本之内にても奥羽の邊は遅く開_レ候様に見得候故、文物諸藝又は産物、百姓之稼穡迄も上方筋と違ひおそく開_レ可申事にて候。唐にては胡麻は食物にも藥種にも至て結構成_レ物にて候得共、漢、張鷟とやらか胡國より持來候故胡麻と申候由。本草綱目を見申に、本經之藥種の數と、夫より増補致候數とは格別之事にて候へは、もの、開_レ申事は一度には無之事必然之事にて候。日本にても木綿などは百年はかり已前に綿の實渡り作初候由、古來は麻苧の粗皮を以布の綿と致着候故、賤_キもの、着用之綿入を今も布子と申候由。御國にても、植物の土地にあわぬと斗可申事に無之候、雪國ゆへ冬の作は成兼候得共、秋迄に出來候物を土地に合兼候半と一概に可申事に無之候。稼穡の道に功者なる者先達教候は、自然と百姓之産業廣く益を得可申候。

【五八】 御國にて近年迄盆中内町外町共に踊有之、盆中挑灯も御免にて往來挑灯なしの處、天祥院様御代櫻田兎毛と申者、手形谷地町にて踊の場におゐて人をあやめ御追放被仰付候、其節より踊御停止被成候。鑑照院様には、盆中踊無之町有之候へは、いか_レ致踊不申哉と御不審有之に付、何の町にても踊有之由に候。

【五九】 御代々様御入部之節、御町より御祝儀として踊を仕組奉入上覽候。天英公様御代踊上覽之節、上通町の踊の小調に、爰は殿御の墓所と申章歌有之、右之御過料に御賄之宿を町役に被仰付、家を二階

造りに被仰付候由。鑑照院様御代能代へ御渡野の節踊上覽之時、山方李之助其頃能代奉行にて候、素袍に立烏帽子着し唐團を持、踊子の先拂を致候よし、古風なる事にて候。

【一六〇】佐竹美作光榮院様の御實父なり病死之節鑑照院様御意に、存生之内御心易被成候は、我儘可致哉と思召候に付、染々と御言葉を不被下候、病死不便也と御意被成候よし。御意味之有之儀と奉存候。又多賀谷古左兵衛其頃御家老病死之節は、片腕をおとされたりと御意被成候由。御家老にはケ様に實に御頼母敷大切に被思召候事也。東家並御家老病死之節被爲成候事も、御尤成事にて御座候。

【一六一】御代々様共に、御紋付御羽織は御家中の面々へむさと拜領不被仰付候。鑑照院様には御羽織可被下と思召候得は、其御羽織被爲召御出座之上、御脱被遊御手自被下置候由。中にも香色の御羽織とて鶯色の御羽織は、御大切に被成候由申傳候。

【一六二】鑑照院様御代迄は月番之御家老宅にて御用承候、此節は御家老一人へ小身のものより御用人と申を二人宛被附置、此者とも御用之取次仕候、此者毎日御家老宅へ相詰候て勤申候。御家老同役寄合は會日を定、會合御用談有之候由。德雲院様御代に至、右之趣にては御用之取、無之と被思召、御晩年に至り御會處御立、御家老不殘並役人不殘相詰、諸事一同に評議仕候様に被仰付候。其節御用人を被相止副役人と申を被仰付、今の御用達役之務候事を相勤申候。圓明院様御代御會所を被相止御城中へ御用處を被立置候儀は、德雲院様御會處御取立之節御城中にて御用相達候様にこの思召之處、場處無之

御會處御立被成候て、德雲院様之御思召に御基御城中へ御遷被成候由被仰出候得とも、德雲院様右之被仰出は、御城中に是非御立可被遊思召候得共不相聞候、御家老とも宅にて御用承候故自然と御用も取しまり不申、第一日々會談無之ゆへ自然と我儘も有之に付、御家老諸役人一同之評議の儀を思召候て之事と相聞得申候。御城中へ御遷被成候には外に譯も有之様に被存候、それゆへ御晩歳には又々御會所へ御引返し之儀被仰出候。

【一六三】鑑照院様御代迄は度々御軍割も有之候由、其後天下太平に成、ケ様之儀も御改無之様相成候、折角有之度物にて候。左様に候時は、御家中武具等も自、無油斷貯可申候。

【一六四】德雲院様始て御目見得は嚴有院様御代かと存候。御目見得之節御意には、修理大夫にはよい子を被持候と有之、立て見せこの御意にて御立遊し候得は、年よりは勢も高き也、後へむいてと御意にて後、向遊はし候由。鑑照院様御禮被仰上候節も、よき子を被持めてたき由御意有之候。今はケ様之事もなき由、德雲院様ひたと御意遊し候由。御歸國御暇御參府御禮之節公方様御意被成下候節も、御町寧上意被成下難有思召候段、御老中之方へ御向被仰上候事にて候。是さへ今は始終能被仰上候御方様も無之哉、大御所様御代上意被成下候は、耽と難有由御請被仰上候事に候所、近年は拜伏いたし候迄にて候。何も難有由被仰上様に、從御老中方被仰聞候儀は、圓明院様御代近年之儀にて候。此節被仰上候御口上之儀、御同列様方被仰合候儀御咄にて承覺罷有候。常憲院様御代松平美作守様へ被爲成候

節、德雲院様御勝手へ御詰御能被遊候時、於御前御酒盛之節御丁寧に御意被成下候節も、御機嫌能御能被仰付難有思召候旨、殊に源治郎幼年に御座候間、私長生仕萬々歳御奉公仕度旨被仰上候儀承り覺申候。

【六五】 德雲院様御代元祿年中、淺野内匠頭様御家來大石内藏之助を始四十七人之者、吉良殿へ仕込御亡君之敵を討候。其砌御旗本衆御振舞に御越敵討之噂有之、誠に忠臣也とて譽被申候所德雲院様御意には、手前家來共は田舎ものにて不斷之取廻しは無調法に候へとも、主人を大切に存候事は内藏之助なとに劣候者無之との御意、御陰にて何も承難有仕合に奉存悦ひ候由、其頃御奉公仕候者の直々咄候を承候。君か一日の恩に妾か百年の命を殞と申も、人臣の君に事へ奉るたごへ也。人君の下を被召仕候には御一言之下に身を殺し、御一言の下に君に向て弓をひくよふに相成申候。是ゆへに孟子は、臣をつかふ道をくれくれ被仰候、古今家來を疎にして身を殺され候衆中、諸書に歷々と有之候。

【六六】 德雲院様御政事を甚々御苦勞遊し、刈和野の近所川筋悪敷成候儀等も御世話被遊、江戸御上下之毎度川端を御歩行遊し御覽被成御指圖等遊し候由。萬事御世話被成候思召より、百姓之事を御苦勞遊し、御小性頭小野四郎左衛門、御膳番牛丸六郎兵衛被仰含、御代官杉山善左衛門と申者へ御領内百姓之御仕向之儀を御尋、段々存寄をも申上候て結構成事にて有之由。此段取初より御家老へ御相談無之儀を御家老甚腹立いたし、私共御役不相立旨申上、畢竟右三人之ものとも無調法に相成切腹被仰付候。中

々以死刑に被仰付儀無之候得とも、御家老餘り我儘成事のよし其頃申唱候由。御政事之儀御家老へ御沙汰なしと申儀は本より無之筈ゆへ、假令御意にても、此儀は四郎左衛門、六郎兵衛思慮仕申上様も可有之處、無其儀段は無調法に無之とも難申候得共、けやけき事にて候。

【六七】 德雲院様御代奥に相勤候女中之内に、御城の御女中へ御由緒の者有之候。それより一位様へ御心易ふりに相成、御内々より御姫様方御拜領物も有之、または御獻上物も被成候様に相成、段々御親敷相成候儀相聞得以外御首尾悪敷、松平美作守様御頼漸御首尾宜相成候事、大嶋小助日記に相見得申候。圓明院様御代にも、奥に相務候野嶋と申老女養子の醫師の方より、御城御女中秀小路と申衆へ手寄有之由にて餘程御手寄も出來申候處、無益之事に相極、其後相止申候。ケ様之儀は何れ之時にも可有之候。大御所様へ相勤候妙鏡と申比丘尼へ、所々より御手入有之候。此妙鏡、淨圓院様御守本尊を上野へ安置仕度之願申上、御上よりも金子少々拜領仕御老中方、御側衆など勸進致、上野の鐘撞堂の脇へ御堂を建立寶光堂と號し、堂守に一妙と申出家を被付置、御城より參詣之女中方の休所の様に致し候。御手入被成候御方は密に此一妙に御頼、出會も有之様に承候。曾て御願成就之儀不承候。前條にも相記候通り何角に付女中は油斷之不相成ものにて候間、御奥にて被召抱候は、至て御吟味可有之事に御座候。源性院様御隠居被遊候儀も、土屋相模守様御老より御内意有之候も、濱町に相勤候女中、御いとま被下候已後土屋様へ御奉公に相住、色々の事を申上候より事起候由、其頃專申唱候。後鑑のため此段記

置候。

【六八】 乾徳院様御元服之時、御舊例之通北家加冠之役相勤、其頃之左衛門江戸へ被罷登候。御祝儀之日御客有之御規式御見物之時、徳雲院様御引合にて御客方へ左衛門御知人になられ候。其時御客方へ徳雲院様被仰候は、治郎なども左衛門申儀は背候事不相成家にて候よし被仰候。御家臣を厚く被思召候儀何も難有奉存候由、其砌勤候もの物語承り候。

【六九】 徳雲院様御代には御鷹野御供に常々東家、又は御家老の嫡子など被召連候由。天祥院様御代にも、當壹岐守様御供被成候時拙者共も同然に相勤申候。圓明院様にも鶉野御勢子には引渡、廻座之歷々も被召連候。慈雲院様御在國之節御用有之立歸に罷下り候、此時御鷹野御供に罷出候時も山城、御家老共御供に被召連候。ケ様に御近く被遊候へは御親も格別に相成、其人物も御存知被遊候故と存候。

【七〇】 徳雲院様御代までも奥の御住居御簡易に有之候所、乾徳院様へ紀州様より御婚禮已後甚御手廣に相成候よし老人とも申候。當屋形様御縁組御相談之始りに、表坊主組頭太田長作今之長作親、御頭方へ御心安く罷出候ゆへ也内々加賀守様より御頼にて御屋敷へ罷越、拙者御用人之節逢候て其段申聞、段々御相談有之御熟談に相成候。細井古佐治右衛門様御頭方へ御心易候に付、當分表立御廣、無之候得共、御頭方へ御見舞御悅被仰候様に被成度旨内々加賀守様より申來、佐治右衛門様御勤被成候。此砌佐治右衛門様拙者へ御物語に、能御舅様を御取被成候、何とぞ御家の御風儀も、加賀殿の御家のよふにさきく、相成候様に致度候。

百萬石に候得とも江戸にては、御家の御納戸役、御小性など、申様成御近習にて勤候者は七八人ならて無之候。夫故何も障なく勤候由に候得共、それほこに不斷殊之外もやすく勤候様に被召仕、宛行も宜敷よし。先達も廣徳寺へ御越之節相伴に參候。大檀那故御成之様にて、たはこ盆迄屋敷より取よせ候と申候。不斷之おたはこ盆參候と申候故見候得は、銅の差渡し四五寸斗之手斷之丸火入へ、きせる一本添候迄にて灰吹も無之候。是は利家の御先祖時よりたはこ盆之由申候。ケ様に古格を守候家は日本に稀にて候、それゆへ御身代も御持崩なく候。其元なども心懸候て、御家もあの御風俗に成候様に被成候へと被仰候。誠に感心仕候事にて御座候。

【七一】 此方様むかしの御拜領御屋敷は、神田にて鎌倉かしの御屋敷と申候、是は御上屋敷也。酉年とやらの大火事之時是は鑑照院様御代なり御類焼之節被指上、其御代に池の端之御屋敷御拜領のよし。是は寅年五十年前御類焼徳雲院様御代なり其後暫鐵炮洲に御屋敷有之、其後今の御屋敷を御隠居屋敷に被成候由。其以前は淺艸之御屋敷を御隠居屋敷に被成、乾徳院様御婚禮も淺草御屋敷也。深川之御屋敷は、今の野本利右衛門祖父百姓にて屋敷持にて候を、鑑照院様御貫被成候直々利右衛門被召立御やしき守に被成候よし梅田村之御屋敷は、岡道琢と申醫者之屋敷を徳雲院様に差上申候。今の中御屋敷は西ノ方は壹岐守様の本御屋敷にて、東ノ方半分程此方様之御屋敷にて、是を西御屋敷と申候て壹岐守様へ御かし被指置候。二十ヶ年斗已前壹岐守様之御やしき被召上此方様へ拜領被仰付、淺草御屋敷之内にて、只今の壹岐守様御屋敷を御替地に壹岐守様へ御拜

領被仰付候。日暮里之御屋敷は水戸様之老女中の屋しきにて候を、天祥院様御代御買上に被成候也、御鷹野之御さわりに成候間、樹木を伐拂候様に先年屋敷改役衆より被申渡候得共、永壽院様被成御座候ゆへ圍薄く不相成旨被仰達、其儘にて有之候。さきく立家取毀、明屋敷に成候は、伐拂可申候由御届候て相濟候。右之趣故永壽院様は日暮里に被成御座候分也、重て之ため此段記置候。京都柳の馬場之御屋敷は、天英公様御代二度御上洛有之、後の御上洛前御買上被成候よし也。御上洛之時は、御屋敷之近所八町程町々下宿に被相渡候由、山下惣左衛門處に古書物之内に書付有之候。深川、日暮里、梅田、京都之御屋敷は御抱屋敷にて役銀出申候。

【七二】 年頭御禮引渡之面々へ御盃被下候儀、元日二日と一番座二番座に御定被成候に付、年頭盃酒記と申書もの有之候。是は誰か書候哉、古來御傳來の御記録に無之様に承傳申候。一番座二番座は甚意味の有之儀と奉存候、一番座之面々列座之時は一番座上座のよふに心得候も可有之哉に候へ共、左様ならは東家は小場の下に列し可申哉、是は甚いはれなき事と存候。

【七三】 德雲院様御代に至り候ては御國之產物も次第に相減し、其間大飢饉も有之、御上にも御財用向甚御逼迫、並百姓とも迄及困窮御借銀夥く相重り候故、御國之儀殊之外御苦勞に思召、御政事之儀毎夜之様に御夜詰已後御自身御書物被遊、御痰血を御吐被遊候程にて有之候由。右御書物を、横手にて御逝去之時梅津半右衛門御家老之節御納戸役へ申渡爲取出、火失致候由赤津九左衛門祖父平馬物語致し候。

誠以殘念なる事にて御座候。

【七四】 關信公様には六郷にて御逝去、天英公様は江戸にて御逝去御尊骸其儘御下國、鑑照院様は御國許、德雲院様は横手の御城にて御逝去、乾德院様は江戸にて御逝去、右之御代々様御火葬にて、御遺骨は高野山へ被爲入候由申傳候。

【七五】 鑑照院様御代迄は火の御番御勤無之候。德雲院様御代はしめて御務之節は矢藏之由。是はむかしの御米藏にてやけん堀の邊に候處、其後只今の淺草へ御うつし被成候よし承傳申候。

【七六】 德雲院様火の御番御勤候節、水溜桶へ香圖御紋御付被成候。大目付衆へ御留主御呼被成候故下山田新五郎罷出候へは、水溜桶へ何方にても家紋御付被成候、御家にて香圖御付被成候儀はいかゝの子細有之哉と御尋に付、新五郎罷歸其段申上候得は、此方之紋は桶鉢などへ付候紋に無之由答へ候へと德雲院様御意にて、其形御答致相濟候よし。其時俄に御馬の御鞍などへ香圖爲御付被成候由也。實は香圖は定たる御替紋に無之様に承申候。

【七七】 天英公様御代には、江戸にての御勤に對御鑓、御長刀、金御紋御挾箱爲御持被成候、御道中も數御道具三百ツ、のよし。其後御謙退被成御持鑓も二本に被成、金御紋も御長刀も御止被成候。御道中數御道具も百五十に被成、角館、湯澤も古城御崩被成候、大館、横手斗り枝城御殘し被成候由にて候。

天祥院様御代秋元但馬守様へ其頃御代中御用御頼御内意御聞合にて御長刀御願被仰上候筈之處、其頃の御用御頼

の御先手松平甚三郎殿右御願書御持參の筈の處、御老母死去にて相延候内天祥院様薨御、有章院様御幼年にて諸御願不被爲成趣に成御延引之内、亦薨御に付御願相止申候。圓明院様御代其形段々御用番松平左近將監様へ御願被成候處、御中絶之儀故難相濟之由被仰渡候。御中絶にて不相濟儀とは不被仰渡候間御見合、御時節能候は、御願可被成儀に存候。古來金御紋御挾箱爲御持被成候驗とて、只今も御參府御當日御老中方御勤には、金御紋之御挾箱爲御持被成候。

【七八】 乾徳院様御在世之節、虎の皮之御打懸御かけ被成候ても苦しかる間敷やの儀徳雲院様へ御伺被成候へは、惣て御家にはケ様之儀御遠慮被成候儀曾て御格無之候間、御勝手次第御懸被成候様に御指圖有之御かけ被成候由、慥に承罷在候。併圓明院様少將御昇進之砌、虎皮御懸被成候様に致度存本多中務大輔様へ右の儀等取合御内意承候處、難被爲成事之由御挨拶也。是は能御聞合候は、可相濟儀かご存候。江戸御勤之節御長柄も元來は只之御傘に御座候處、拙者ども御刀番之節細井佐治右衛門様御頼仕、御目付衆の方へ承合不苦趣にて爪折御傘に致候。又御供鎧も無之處、是も、三本爲御持之儀拙者共御刀番之内に相極、申候。御法事等之節長柄御輿に被爲召候儀も圓明院様へ御伺申上候へ共、是は御聞濟不被遊、京都には御上洛之節被爲召候御輿于今有之候。

【七九】 拙者共覺候頃迄も御席觸大目付衆より不申來候。たとへは二月十五日など日光御鏡開にて式日之御禮相止候節などは、明十五日式日御禮無之候、可被得其意之旨御用番御老中方より御留主居、たごへは誰殿、酒井讃岐守、如此之御切紙至來致候。御國使者登城之儀等も右同斷御切紙にて申來候處、水野和泉守様など御老中之節、始は大御目付衆へ御頼分之様にて御觸之處、今は御格に相成候。

【八〇】 御國繪圖正保年中始て公儀へ被指出候節は、御國許へ出羽一國一國之御繪圖本被仰付、米澤を始、御領主方は不及申御代官所よりも繪圖御國へ御取集、出羽一國一枚繪圖にて被指出候。元祿年中までは三ヶ度被差出候内、元祿年中は切繪圖にて御銘々より上り候由承候。正保年中之御繪圖に下筋之森吉山を南部殿の御國境に御書上候、此儀甚相違成事にて候。此森吉山御境目に成候へは、比内は無殘南部領に相成候、決て御府内之山に極り候得とも、其頃南部の山役人と立會、切繪圖へ互に印形取かわし候由也。近來大御所様御代諸國見當山御吟味被仰付候節、御國之見當を引候にも慥に御府内の山に候。依之御國繪圖御改正之儀を圓明院様御願被成候。但先年書違候とは不被仰上、先年より度々御屋敷御類燒舊書付等も燒失、國繪圖も不分明に付御改正被成候との御願書、御用番松平左近將監様へ被指出候處、御願之通御改正可被仰付候間、本の繪圖へかぶせ繪圖に致差出候様に被仰渡候處、其後先當より御改被成間敷候由被仰渡候。古來はケ様之儀不委候哉、高辻郷村帳も鑑照院様御初年迄御無高にて、御勤之節右帳面被指上不申候。嚴有院様御代はしめて被差上候節、御帳面急に出來候由、夫ゆへか村名書違、文字之違、又郡違等にて被指上甚不埒に有之候。御代々様公方様御代替之節、圓明院様御代此段御願可被成との儀にて拙者一人右御用掛り被仰付、本多伯耆守様寺社御奉行にて御判物御用掛り御務被

成候。伯耆守様へ相伺候所、數十ヶ村之儀にて入組候事、殊に古來より是迄本帳にて相濟來候。重て御願は格別、此度は古來之儘にて先被指上可然由にて兩度迄御返し被成候得とも、押返し三度申上御願之通御改被成候。其節郡違之村も有之候に付御勘定所にて被仰渡候は、國繪圖有儘に相認、郡違之村付直し指出候様に被仰渡候。此節森吉山を御府内之山に被相改、御繪圖を御勘定所へ納置申候。此砌自然御不審有之候得者拙者甚迷惑に及儀に候得共、此時御改不被差出候ては先年御願之規模相立不申に付、右之通相納申候。

【八一】圓明院様御代南部修理大夫様より本光院様御願にて、御代々御隣國にて御出會無之事御氣之毒に候間、御心安御出會被成度由被仰遣候。是は松平肥前守様之御與方様は南部へ御出被成候、其御由緒にて御頼也。圓明院様御答には、譯有之御出會不致事にて候。乍去御念之御事に候間、表立御先手衆を以被仰遣候は、相應之御答可致候。御女中様之御取持にては難相成由被仰進候に付、小野次郎右衛門様を以修理大夫様より被仰進候、御相應之御答にて其後御出會も有之候。是は鑑照院様御代、南部と御境目之御諍論有之此方様御利運に相成候、其節より御不和の由。又一説に、天英公様御代には、南部之御先祖にて横手山内を御通江戸へ往來被成候。江戸にて被仰候は、秋田に蒼の弟鷹出候得共義宣秘藏致獻上不致候と被仰候より、御領内を御通し不被成、其頃より御不和とも申候。是は不慥説かとも存候。德雲院様御代龜田とも御境目御諍論有之候、是も此方様御利運也。右御國繪圖御改正之御願、鄉村

帳御改之御願、御境目御諍論等之儀は境目奉行預也。

【八二】御領内之國社と申は保呂羽神社、波宇志別神社、添川神社、此三社にて候。日本にては一國之惣社、一社は御領内に國社は一郡一社づ、六御家之御氏神は山ノ手の八幡宮、是は義仁公様鎌倉の若宮八幡之御繪像を御社有之べき事、三社有之事、いかん。御家之御氏神は山ノ手の八幡宮、是は義仁公様鎌倉の若宮八幡之御繪像を御寫し遊し義仁公様は御繪像をよく遊ばし候御勸請被成候と申候得とも、靈と申宮守の女へ密々被仰含、義仁公様之遊し候御繪像は鎌倉へ御納、御本尊は此方へ御取遊し候とも申候。今以八幡の御守とて神女にてもなく、靈と申女代々御扶持被下勤居申候。此女之先祖鎌倉より參候儀實説之由申傳候。常州太田の御城迹にも馬場之八幡とて、于今所之者共祭禮致候由申候、是則むかしの御社之地也。新羅明神の御社は德雲院様御代御勸請被成候由なり。

【八三】天英公様御代には院内銀山繁昌にて千枚まふと申候由、是は一日に銀千枚つゝ出候と申事を申ならわし候。それゆへに御本丸之御金藏には金にて御貯入處も無之ほとに有之、銀の納り候節御臺所に御銀箱積候て、ねだ折れ候事有之候由。已に鑑照院様御代に至りては諸山衰御入銀減少致、偏に御出し被成候故御勝手向段々惡敷相成、御家中より知行高百石に付銀四百目ツ、御借被成候。德雲院様御代に至り猶以御勝手向御逼迫遊し、京都、大坂に夥敷御借銀出來御暮方不相成候付、御家中にて御借銀引受之儀も有之由德雲院様御代御家中より御借銀は四ヶ一迄御かり被成候天祥院様御代に至り御勝手向段々宜敷相成、御家中指上高四ヶ一より六ヶ一に被仰付、既に無殘被返下候際にて御逝去遊し候。其頃は御藏に餘程御貯金も有之候

所、御返濟方と申儀始り候て無殘被指出候。已後御軍用之金とても無之様に相成候。圓明院様御代始將軍宣下御振舞、天祥院様御逝去に付御吉凶之御入目、御婚禮、幼體院様御婚禮、御家督間も無く御屋敷三ヶ度迄打續御類焼、彼是打續候御物入有之段々御勝手向御不如意に相成、又御借銀相増、御家中より數年半知被借置御家中困窮、自然と百姓ともへ無心を申懸候様に相成候内、近年打續不作上下甚敷困窮に相成候。慈雲院様には古來莫大の御借高無之御暮方御相應に相成候處、近年半知まで被召上候ても御困窮被遊候儀深く御不審に思召候、御尤成儀に奉存候。古來は山川の出物宜敷御座候所近年相衰、只今にては銅山之外御材木少々出候得共、是とても尺々敷儀無之候ゆへ自然と御指支に相成儀に存候。去ながら上之思召さへ御丈夫に被成御座それくの役人を御撰被遊被仰付候時は、即上之思召を請奉り相勤候ゆへ、御家中、百姓町人迄も豊に、御勝手向も自ら御心易可相成儀に御座候。兎角御領内の産物は少しも餘計に出候様に御仕向被成、御暮方之御入目は減候様に被成置候儀肝要之儀と存候。右産物之儀は第一耕作之儀と存候、右出物之儀を是迄之通被成候ては、自然に御家中並百姓町人迄も猶以及困窮可申候。然し時はいかほどの御苦勞出可申も難斗深くいみ申候。乍憚公方様御勝手向も、常憲院様、文祥院様御兩代天下一統奇麗に相成、上之御勝手向甚御指支之處、大御所様被爲入御世話を以、只今は江戸、大坂、駿府、甲州等之御藏に置所も無之程御金有之由申唱候。其間品々之御手段遊はし候儀は何れも見申通にて候。

【八四】 乾徳院様被召仕候御小性之内二人御意に入不申、御取替被成度由其頃之御小性頭國安半兵衛へ御意被成候。半兵衛申上候は、何之無調法も無之處御取替被遊候儀いか、と奉存候。惣て大勢之御家中に候得は御意に入不者も數多可有之候。別て御國者は取廻も思召には叶申間敷候へとも、左様に御心儘に被遊候ては御奉公仕候者安堵無之由申上候得は、尤之由御意遊し其儘被召仕候。其後岡半之丞江戸へ登り候節半兵衛申候は、御小性之内二人不入御意もの有之候、被召仕候處に御隔_テかましき事有之哉、氣を付見候得と申候故いろくと氣を付見候得共、何れ之御小性に候哉一圓見分無之一統に被召仕候儀難有思召、御長壽に被爲入候は、誠以御名將に可被成御座處、残念之由物語致候。又御國へ御下り之節も出御書院へ被爲入候得は、御家中にて屋根ふしん體の輕_キ普請仕候ても御悅被成候。況や新ふしん等所々に有之候得は、甚御悅遊し候由も半之丞咄申候。

【八五】 圓明院様御意遊し候は、御登城之時御大名方に何角御世話被成候方も有之候。御普代衆は向々御役も被勤候事ゆへ、取廻し利發に見得候は御役人かたきにて見能く候。御國取は格別之事ゆへ、人に世話をやかせ御聞合御勤候ほどか却て見能_キもの也。御國取之世話過たるは、小身らしく見苦しき物也。惣て御國之御仕置筋も野末山奥迄も御自身は得ならざる事、餘り智恵有過て家老の云ふ事も用ぬよふなるは智恵のなきに劣也と御意遊し候。御政事向之事も甚御苦勞遊し候得共、御家老と御相談なき事は御執行遊したる儀無之候。

【八六】 慈雲院様御在世之時、大御所様御代御轉任御兼任之御祝儀として能興行可致哉の旨、松平兵部大輔様、松平大膳大夫様、細川越中守様被仰合松平左近將監様へ御見舞御伺被成候所、今年圓明院様御在國なり追て御答可被成との御挨拶にて候所、其頃越中守様爲御對客左近將監様へ御見舞之時、御勝手に能御興行被成候様に被仰候て御兩所様へは曾て御沙汰無之候。此段御兩所様甚御腹立候て、被仰合左近將監様へ御越被成御對面三人同様に相伺候所、越中守斗へ御答有之拙者共へ御沙汰なき儀承度旨被仰候に付、左近將監様御挨拶餘ほと御難儀被成候由。其年の秋御能御用として拙者立歸被仰付罷登候。十月朔日中御屋敷へ罷登候得は慈雲院様右之儀御意遊し、扱兩人衆之仕方は尤に候哉と御尋被遊候故、乍憚私は御尤とは不奉存旨申上候得は、御前にても左様に思召候由御意にて、又御意には、當時御同列之御方には御年若斗りにて、殿中にて何ぞ被仰合候事有之時は御前の御了簡御聞合有之儀多分有之候得とも、拙者儀は御末席に着候故中々以了簡可申様無之候。何分御相談には泄し申間敷といつも御都合遊し候由御意遊し候。御尤成儀にて候。此段前條之圓明院様御意と御意味合御符合被成候。

【八七】 例年御參勤御供觸、三十ヶ年已前迄は大方前年の霜月頃被仰出候所、近年に至り指上高御割合等之御損益有之、遅く御供ふれ被仰出候ては在々へ申渡等おくれ候故、七月末八月中被仰出候也。御家老より此儀及御伺候得は、先ッ御供之御家老は御直に御供被仰付候、夫れより御供之御用人、御膳番、是は御家老御意を承直々申渡候。御用達役は御家老中御伺之上申渡候。其外は右三役御供觸御用引受相勤申候。只今御供ふれ御時節はやく相成、御供被仰付候面々も引立用意に勝手能御座候。

【八八】 役儀被仰付候儀御家老被仰付候節は、誰可被仰付と思召候旨東家へ御相談遊し候。其外表方之役人被仰付候節は御家老へ御相談、御側之役々は思召を以御家老へ被仰出候。御家老存寄も有之候得は申上候儀も有之候。

【八九】 徳雲院様御代大嶋小助は御小性頭にて御内外之御用被仰付、思召他に異り候故か、御側歴々も小助に對し物も申惡⁺ほとに有之候由。其頃根岸惣内も御小性頭相勤候、小助餘り出頭仕候ゆへ勢を押へ候心歎挨拶不宜候。此段頼母敷被思召候哉兩人共首尾能被召仕候由。權現様三州に被成御座候節之御家老人品一人限りに有之に付、其頃落書、佛高力鬼作左とちへんなしの天野三兵と申候よし。御大將御家來を被召仕候御意味合可有之哉と存候。

【九〇】 天祥院様御代までは御政事筋東家へ御相談無之候、圓明院様御代に至り御家老共相談致候様に相成申候。東家は御床机代りと申傳候故、御家老同役之様に常體御用相談致儀無之候。御家老職之儀に付何ぞ被仰出候儀有之節は、東家へ御相談有之事なり。鑑照院様には御急病にて御逝去遊はし候、其節古山城登城御座之間上段之角の御柱之根に着座、御家老は例の坐に着座、御相手番も同斷。其節御家老多賀谷左兵衛中座致、澁江内膳其砌御相手番にて詰罷有候を中座へ呼出左兵衛申渡候は、山城殿被仰渡候は、今度御不幸に付御跡目御願江戸へ被差登候間、早々可罷登よし申渡候由。ケ様之格合にて只

今は混雜之様に相見得申候。

【九一】 古來は大館、横手にも久保田同格に御仕置場有之候て、死刑も久保田へ相伺不申執行候由。六十年斗以前より久保田之外は御仕置場被相止候、御尤成事也。大御所様には、指極りたる罪人にても咎の次第を御自身御糺明有之候由。扱又所預之面々は勢を不被貸下候得は所之支配不相立候、然とも餘り勢に乘し候へは我意出候事にて候。

【九二】 古來より正月四日は御初野に太平へ御出遊し候。常州にても四日に東の方へ御初野被遊候御舊例之由也、是は御出陣之御祝儀と申傳候。近來迄御供之面々色々の道化候裝束もいたし候。圓明院様御初代迄太平へ御出被成候、其後添川の方へ御初野之事も有之候。近來御病身に被爲成御出は相止候得とも、二ノ丸御馬場へ出御也。此節御舊例にて梅津小右衛門家より強飯指上申候、但慈雲院様御逝去已後御日取違申候。先年は在々所々預之面々年頭參勤致候に付、皆々御供に被召連候故殊之外御賑敷有之候。

【九三】 山城之國石清水八幡宮に寛永年中御寄進之石燈籠有之候、御家之御紋並武田菱之紋、輪違の紋を御紋にならべ付申候。只今之御紋は賴朝公より秀義公様御拜領遊し候由、若や其已前は菱なども御付被遊候儀有之候哉、此段一向覺不申候。不審に御座候。

【九四】 往古御國之前主は阿部貞任仙北金澤に住し候由。其後の事か仙北稻庭横手邊までは小野寺遠

江と申者領知也。是は近く秀吉公之時不參之咎にて御潰候由、今の戸澤上總助様も小野寺之御家中也。秀吉公へ出仕被成候様に小野寺を御諫候得共無得心に付、密に出仕被成候に付御領知御安堵之よし。六郷には今の六郷伊賀守様御先祖御住居、久保田邊より檜山の方には秋田城之助殿とて、是は今の秋田信濃守様御先祖にて御住居被成候。大館の方にはむかし淺利與市と云ふ人住居之よし、是等はいつれの頃潰候哉不存候。秋田氏は阿部姓之由、貞任の餘裔にも無之哉。御國は四邊みな險山、唯荒屋の方、十二所より南部之御境目薄く御座候、是を能く御手配遊し候時は誠に萬全の地形にて候。たとへ日本國中亂候とても大に御安堵なる事なり。おしむらくは、前條にも相記候綿、紙之類に事を闕候までにて候。實に四神相應之地とも可申候。常州は四戰の地にて候得共、御代々様之御德によつて御繁榮遊し候。況今の御國は目出度地形故、猶以御萬々歲動なき御國と頼母敷存候。

右此書を書記候主意は、慈雲院様二月四日御逝去、正月廿八日御指込つよく被成御座候所漸御さめ被遊候、其日七ツ過御納戸へ被爲召、拙者一人え當屋形様之御儀くれく被仰付置候。首尾能御奉公相勤罷有候は、命にかけ御意之通り相守御奉公可仕段御受申上候得は、此儀今日迄御苦勞被遊候、左様に御請申上候へは御安堵被遊候旨御意被成下候故、何卒御奉公致度候へ共今にては御側不相勤、殊に段々年寄最早六十に近く相成末永御奉公は難相成候。子孫にて御側御奉公等被仰付候は、此書付之意味を守勤候様にと存、若年より承傳候儀を書記致候。尤政事の儀は、如此くたく

敷書候物にて萬分之一も御用立候儀には無之候得とも、道は同うしても孔子之道にて天下國家を治よは勿論之事と云ひながら、日本にて唐之通には成かたきことく、他國之仕法を以自國を治よかたき事にて、其國々にて政にもかたき有之ものにて候。其形氣の根元は、御代々様之御政事段々御讓被成候儀第一之儀と存候。本より御舊記等に有之儀は傳ても見候事にて候。只古人の口つから云傳候事は、其人没すれば其事も失候故如斯書記候。是逆も誠に萬分一の事にて候間、貴殿にも又被傳聞候事は書綴られ子孫御奉公之種に可被致候以上。

(此人那可氏也)

寛延四年未二月

忠 兵 衛

忠 五 郎 殿

× × ×

一書に 右此書は恭溫院様御代那可氏御財用奉行にて寶曆改元初歳の頃在京なり、其節の書記成成るへし。同四年の頃かと覺申候、愛宕下御前様松平隠岐守様御内室 圓明院様御長女附頭役被仰付、江戸定居に愛宕下御屋敷にて被勤候。

深澤多市校訂・國本善治校字

秋田千年瓦

秋田千年瓦

嗚呼それ、葺の玉の碎け簷の瓦の埋れて全きも、千年の古への稽かんが知り難き、亦文獻の足さる故ならずや。茲に文化十四年丁巳の夏連日降雨六月六日洪水となる。其時秋田郡比内庄小勝田村米白河の高岨の崩れたるより、古き家屋の出たるこそ奇し、家の數三軒許ト見へたる由。其家の間數三間に五間、又は五間に七八間の家も有りしとなん。如何にも古代穴居に近き民屋にや有けん、其造り太た朴素にして、先ツ三間に五間の家なれば、その三間に五間に土を四五尺掘りて柱を其四方の處々に居へ、柱の末を矢筈の如く削り剝て、其刻みへ横木を架し屋根を蓋おいたるなり。又入口は四五尺も深く穴の如くなりければ、階子を掛けて出入せしとは知られ、入口に階子懸りて有りけるは、即ち這入と唱ひたる穴居の昔の造さまに少しく巧みを加いたる也。入口の扉は観音開の仕掛にて、三尺はかりの板戸二枚を開

閉すると知られたるに、上の樞は横木へ穴を鑿りて組み入れ、下たの樞は其儘土へ鑿入て是を引回したるものと見へたり。元より棟、梁、桁、拔やうの構いも無く、件の如く穴の回りへ建たる柱へ横木を打架し打架して屋根とし、又四面の土を壓たる造作と覺しきも打割板にて、殊の外目細なる木割く時は柱の如くに成ると云に、其中に在る物大體朽ちて形を存する希なるも、宜へなる哉、先ツ糠やうの物出たるに風の中れば忽ち黒く變ると云ふ。又機織梭の出たるに、今の梭よりは尺け長く三尺許りにして、いかにも幅廣の布を織りしとは知られたり。

按するに日本紀孝徳天皇二年紀に曰、凡そ絹絶絲縣並に隨郷土所出田一町絹一丈四町爲疋長サ四丈廣二尺半云々。

これに依て見る時は、古代調庸に用ゆる處の布の幅二尺五寸と知られたれば、梭の尺は三尺はかりならんも左も有るへし。又矢筒ならん物出たるに今の矢筒よりは短く、半弓、手束弓の類ならん。又は柵様の儲け有る處より獸の骨と覺しき車骨の朽せすして出けるも、其時代の民常に禽獸を弋し狩て肉を食らい、毛羽を衣とせし有姿坐ろに想像られたり。簾垂とも謂つへき物の出たるに、木を細かに割りて索にて編みたりと知られ、又木履の出たるに今の木履よりは異やうに大きく、鼻緒の穴の左右を分けて、巨指の方へ片寄りて付けたるこそ古風なれ。又六角に削たる木に十千十二支を書たる物の出たるに、亥の字の代りに膽字を用いしとや。其體を察するに、さなからひたすらいふせき山賤の栖とも覺へす。

意ふに當時齧田の恩荷、淳代の宇波砂等か一族所謂村長、又蝦夷の首帥などいへる類の家居にや有けん。此事世上傳へ聞て遠近人往て是を觀、さまざまの沙汰とはなりぬ。或は云、大同の年中に津波有て此邊村里埋みたりと、又云ふ、千年程以前「白沙水とて」南部より洪水溢れ來り大變有しなど、慥かに言ひ傳へたるにも非らずおぼろげに語るも有れと、元より何の據も無き夢物語とや言はん。

土俗曰、小勝田の河峯より家の出たる、昔より洪水の節度々有り、こたび出たると總て二十軒はかりならんと云。

又曰、小勝田村の近き邊、皂塚と言へる處に、大昔より住み舊りたる家有りけるに、凡そ三十六七代傳はりたりとや。代々其名を伊賀殿くと言ひしか、其後何の故か有けん、仙臺へ行きて歸らすと云々。されは此邊古くも關けし村居とは知らる。

依之考へ觀るに、特り小勝田の峯崩れより家の出たる而已ならず、近年南北内大開村なる日掛川の高岸の、水のために欠けたるよりも古き家居の軒を連ねて出て、其中より糶瓶、木鉢の類、或は佛像を板に彫りたる物、又硯と覺しき石、或は木履の出たるも、其形こたび出たる木履に同じく右左を分けたりとや。爾のみならず、此國處々土中より大なる埋木の出ること度々有り。又北比内松峰山の後ろ山田越への崩れより驛路鈴を掘り起し、又同し山の近き溪間より、帆立貝やうの石にへばりて出つる。是は此地のみに限らず他邦にも出つる處有りて、或は秋田郡寺内山より古き瓦の折々に出て、好事の人硯な

んどす。或は仙北田澤の湖の水中より大木の杉の枝葉繁りて見ゆる類、皆人の怪む事にて、如何にも此國の舊りし昔しに大津波有りて、海は山へ押し上り山は海へ突出たる程の大變有しとは推し量らるれど、何つの代、何の時に如何なる變の有けると書き記し、言い傳いたる事も無きこそ口惜ければ、古るき史共を稽い觀るに、

日本後記天長七年正月紀曰。本朝通紀、淳和
記所載亦同矣。癸卯出羽國驛奏焉。今月三日辰時。大地震。動如雷

霆。城郭官舎。並四天王寺丈六佛像。四王等皆悉轉倒。城内城外擊死者十五人。支躰折損之類一百餘人。地之割辟甚多。大河涸盡。細流變大河矣。

又同夏四月紀曰。戊辰詔曰。聞出羽國地震爲災。當年租庸開倉廩。賑壓凶之倫。早從早埋。

之に依て按するに、古史所載著しく天長七年の大變如此の震動なれば、山崩れ谷埋み、田野の變化、村里の死亡、擧げて數ふへからざるもの知るへし。されは今年小勝田の河岸より家屋の出たるを始め、伴に言ふ所の此國處々に土中より埋木、又器材の出て、田澤の湖中に杉の枝葉茂りて見ゆる、又寺内山中より布目瓦を掘出す類、疑もなき是天長七年の大變なり。

前文に曰、地之割辟甚多大河涸盡細流變大河矣。按するに、苟も源を有するものは小流と云ども涸盡るものにあらず、況や其源數も知らぬ山澤の流を集めて洋々たる大河なれば、如何なる震動の變ありとも其流の涸盡くること有らんや。意ふに是れ、當時洶々たる洪水に大河逆流して水道を變し、是まで流れ

たる處を替へて別所に流れ落たるに、舊との川筋水涸ければ斯くは記したるならんぞ知らる。是に依て考ふるに、山本郡向能代鹿の城の近き處に落合といへる地名のあるは、古へ米代川の、仙北川と此所にて落合たるより其名有りとは古くも言い傳い來れるなり。されば當時の仙北川は今の久保田檜山の弘願院前を流れ、天徳寺の下、水口、神田、八柳邊より田螺垂川、中野下より西へ流れ、又其西に男鹿山へ引續きて山有りければ山の根腰を北へ巡り、船越より合の瀉の地形なる川尻村、長崎村の邊に過ぎ、夫れより向能代鹿の城の下、落合と云ふ處にて能代川と合流し、海へ流れ落たるけるか。或年洪水の大變にて河水氾濫し、地を割辟て直ちに土崎の湊へ流れ落ち、其跡へ俄かに湖水湧出たりと云い傳ふ。此説は紛れも無き事にて、仙北川の能代へ落たる古川筋今に歴々たりと云ふ。惟ふに是れ皆天長七年の震動にて地の割辟ること太た多く、是まで能代へ流れたる仙北川俄かに土崎へ落ち流れ、舊の川筋水涸ければ大河涸盡るとは書き記し、又今までの細流有りつる處へ大河洋々と流れ來れるは、如何にも細流變大河矣とは記したるものならん。彼是合せて考ふれば秋田の瀉の關けたるも、沙門南増か栖として八郎秋田に引退き、今の八郎湖を關きし所謂を記せし古書に、常陸陸奥の誤ならん
んと知らる。、出羽の間に湖水ありと云々。然るに陸奥と出羽と分れたるは和銅二年の事なれば、八郎秋田へ移り來り、今の瀉を栖とせるは和銅の後なること必せり。天地の大變、數百年の前後といへども度々あるへき事ならねば、田澤、八郎兩湖共に天長七年の大變一時に湧出せるものならん。されはこそ女瀉、男瀉とは唱ふならん。

三代實錄元慶二年紀云。今月七日。遣宇奈磨登高侯望我爾遇。賊拔劍鬪斬首二級。宇奈磨沒于敵手。其後有俘囚三人。來言。賊請秋田河以北爲己地。云々。

按するに秋田川とは今の仙北河にして、其比は一面秋田郡を流れ能代の海へ落入れれば、秋田河とは唱ひたること自ら明なり。

又古老の傳説を聞くに、今の米白河古へは南部にても能代河と唱ひけるを、後に鹿角郡南部領に定りてより米白河と唱ひ、能代河とは唱ふへからすと南部にて令されけるとなん。又今の能代の海は、古よりは三四里も地形へ突き込みたり。古齧田、淳代と唱ひたる地方は、今海上二三里沖ならんと云ふ。されは土崎の海も、亦當時は必ず二三里沖ならんと云ふ。

又云土俗傳に曰、古ひ秋田郡に一市村より十市村まで在けるを、何れの年の大變にや大地俄かに突込められて大瀉となりて、後一市村のみ残りりや。今も秋の日和の晴渡りたる時湖上に舟を浮へて水底を視るに、何れの邊にて撞鐘見ゆると云ふ。

又曰、八郎南部の十曲田を南増に追ひ出され鹿角郡へ來り、今の鹿角を突込め大湖とせんとせしを、其他の神々打集り八郎を追ひ遣り玉ふ處とて、今大湯の西南風張村に近き河の邊りに、比内郡を突込め栖とせんとせしを、七倉の神多くの鼠を使はしめて、其突込まんとせし處を打鑿し／＼ければ水湛ふること能はず、夫より今の秋田の瀉を闢きしと云々。されは此小繫村は元猫繫村と唱ひしを、後世ネコツナ

キをコツナキと唱ひけるを、終には小繫と書き誤りたるなり。又猫繫村の近き處籠山の後には鼠袋と云ふ村あるを、後荷揚場を驛場とせし時鼠袋を荷揚場へ移たり。元の渡場は今荷鮒村より比井野へ出たり。されは比内の猫に蚤付かす、山本郡の猫に蚤のつき、又尾のなき事など後の世までも其驗しありとは、古く言ひ傳へしことなりき。斯る怪しき物語は神代の卷を初め、古への正史にさへ多く記せる例も有れば、聊か筆して秋田湖の餘考となすものなり。

一後紀載所の城郭官舎とは、意ふに秋田高清水の城を言ふ也。此の時秋田に城郭二ヶ所在り、一ツには秋田郡の高清水の城、一ツは雄勝郡雄勝城是也。續日本紀聖武天皇天平五年の紀に曰、十二月己未。出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村。建郡置民焉。又同書廢帝天平寶字三年紀曰。九月勅。造陸奥國桃生城出羽國雄勝城。されは雄勝城とは小野村の址か、又沼館、岩崎等の址か未詳。高清水の城とは秋田郡寺内村に在る高清水の地是也。

前文の城郭官舎并四天王寺丈六佛像四王等皆悉轉倒とは、即高清水の城郭官舎にて、四王とは今の寺内村に在る所の古四王堂なること自ら知られたり。往古東夷征伐朝敵退治の爲め攝州の四天王寺を此所に移し、丈六佛像四王等も建立ありしことは、推古天皇の御宇聖德太子の建立とも言へ、又延暦の時田村將軍の開闢とも云ふ。何れ此地は其古跡なること疑ふへからざる證は、今寺内村の近き八幡村の古き野帳に、大佛田、政所田と云へる字所歴然と有之と、近頃或人來りて語る。

真に符節を合せたる如く、予か考の謬ならざるを知る。されば大佛田とは即ち丈六佛の供米田にて、政所田とは官舎の公分田なる事自ら明か也。又今彼地に油田と言へる字所あるは、古へ四天王寺の油に供せし田なりとは古も言ひ傳へある也。天註——又寺内に油殿と言へる字所は、往古四天王寺の油に供せし田地なりと古くも言ひ傳ふとや。又同所古四王堂の縁起に、龜甲山四天王寺東門院は、推古天皇元年上宮太子守屋を討ちて難波の荒陵に四天王寺を建立す、其外國々へ四十六箇所四天王寺を建立し玉ふは、王化神佛の守護所料也。出羽國秋田城に龜甲山四天王寺東門院を建立せる意趣は、蝦夷年々蜂起して官軍屢敗北するを以て也。

是れより推して考ふれば、寺内と稱する村名も、古への四天王寺の寺内の跡へ村造りせしより寺内村とは號けしならん。今高清水の側なる一精舎を四天王寺東門院と號して、僅かに其跡残りたるも、寶鏡院の閑居寮となりて其實泯焉たり。

然らば、即ち前文に云ふ寺内山の邊りより古き瓦の堀立つる年頃不審しく思ひけるか、茲に至て稽い見るに、果して是天長七年の震動に城郭官舎を始とし、四天王寺丈六佛四王等の轉ひ崩れし瓦なること疑ふへからざる也。

凡物皆類を呼ひ舊に復るは天地の自然、されは近年さもなき一比丘の發願より事起りて、勝地も多き其中に寺内の境内を堀り平けて一大伽藍を建立せし事、蓋し靈場古に復るの因縁ならんも、願くは絶たるを繼ぎ廢れたるを興し、御國家鎮護の四天王寺の再建こそ有りかたけれ。今高清水精舎東門院四天王寺の號有りといへども、唯閑居寮の營みにて四天王の神威を光らすことも絶ぬれば、有れども無きか如し

といはん。抑天長七年より文化十四年に至つて九百七十七年也。

文化十四丁巳秋七月

大館城東居士

黑澤大品父道形識

附 錄 (一)

一天平五年紀曰、出羽柵遷置ニ秋田村高清水ニ云々。されは出羽柵なるもの何れの處にか在るならん
と問ひ求むるに、或曰、出羽柵跡多年尋ね探れども未其所を得ず、但し庄内邊ならんかと云。予惟
ふに然るにあらず。其故は同天平九年の紀曰、先是陸奥按察使大野朝臣東人等言從ニ陸奥國ニ達ニ出
羽柵ニ道經ニ男勝ニ行程迂遠請征ニ男勝村ニ男勝者雄勝也以通ニ直路於是ニ云々。是に依て考ふれば、出羽柵男勝
より東北に當り、秋田郡男勝郡の間にあるか。然れば寶龜十一年の紀曰、八月乙卯。出羽國鎮狹將

軍阿倍朝臣家麿等言。狄志良須。俘囚宇奈古等歎曰。己等據憑官威久居城下。今此秋田城遂永所棄歟。爲番依舊還保平者下報曰。夫秋田城者前代將相僉議所建也。御敵保民。久經歲序。一旦舉棄之。甚非善計也。宜遣多少軍士爲之鎮守。云々。又由利柵者賊之要害。承秋田道。亦宜遣兵相助防禦。但以寶龜之始國司言。秋田難保阿邊易治者。當時之議依治阿邊云々。

今此文理を考ふるに安倍家麿言すところ、既に天平の古出羽の柵を秋田高清水の岡に遷せるなれど、秋田は夷賊を防くに難保の地理なれば、今その易治阿邊の城へと遷らんと議せるを下報曰、秋田城は前代の將悉く僉議して建てたる城地にして、今一旦の評に此所を廢して阿邊に遷るべきにあらずと也。されば按するに阿邊は河邊の誤ならん、如何となれば安倍の文字を阿邊と作りたる例はなく、又阿邊の柵の名も外になし。然れば阿邊は河邊の誤りにて河邊の柵にして、即ち出羽の柵ならんか。河邊易治と云より考ふれば、自然に舊と治し馴れたる地の様に思はる。且前文に云從陸奥國達出羽柵道經男勝行程迂遠と云より推して考ふるに、果して出羽柵なるもの男勝を経て行く所にして、今の出羽最上川の邊は古は川邊郡と唱ふ、最上川邊の郡なる故也。別に悉しく考い得たる也。

按。河邊郡古戸嶋郡と唱、外に今の新屋、石名坂、濱田、是を河邊の百三駄と唱ふ。然れば古は河邊の名あつて郡の名なし。因に今の山本郡は古は檜山郡と云。

附錄 (一)

寺内古四王堂は秋田第一の故跡也。抑其草創は推古天皇の初世と云、其古記東門院に關する所の一卷に見へたり。然るに羽黒山の縁起を見るに是も推古天皇の御宇となれば、古四王堂、羽黒山同年の草創建立ならん。

寺内村古四王の事を載せし一書に、抑古四王堂は推古天皇元年上宮太子守屋を討玉ふ時、朝敵退治天下安穩の祈のため難波の荒陵に寶塔大殿を建立し、其上極樂界の東門に對する故に門に其額あり。其外四十六箇所に四天王寺を建立し玉ふ、出羽國秋田城四天王は四十六箇寺の第參十四番也。其趣意は蝦夷年大に蜂起し官軍數々利を失へば、太子守屋を討ち玉へし例に任せて、三寸の四天王の像を瑠璃の箱に藏めて堂宇を營み、悉く攝州の四天王寺を摸したり。其時清泉湧出池中靈龜現出、是則龜井の水の精靈所現也。高清水の名是より始まる。其上に一字を建て龜甲山四天王寺東門院と云ふ。其後歲月漸く移り、四天王寺荒廢し伽藍傾破に及ふこと良久し。時に人皇五十代桓武天皇延暦七年戊辰、東東北狄頻りに蜂起し都鄙安全の思を成さず。同十二年癸酉征夷大將軍前大納言紀古佐美、池田眞牧、安倍黑繩兩將軍副將軍之宣旨、發向陸奥國而雖挑戰官軍却て爲夷狄敗北し退て歸京師、重而坂上將軍田村麿、大伴弟麿、百濟俊哲各賜將軍之號陸奥を征す、三年毎戰敗北す。此に於て田村麿感上宮太子之聖慮再興秋田

城四天王寺祈請心中云々。

按するに、何人の記せるものにや未だ参考する所を知らされは詳ならず、推古天皇の元年に上宮太子の草創とは知られたり。其後歲月移り四天王寺廢せしを、延暦十二年田村麿の再建と知られたり。然るを後の世には唯田村將軍の草創とのみ覺へて、上宮太子の事はいとも古りにし事なれば實とも傳へざるに、羽黒山の縁起を見るに、當所三所羽黒湯殿の草創は推古天皇の勅宣とあり。また一書に、推古天皇元年癸巳出現出羽國羽黒權現稻倉三鬼神也、又根津社家なりと見へたり。是を以て見る時は、推古帝の御宇上宮太子與羽に已に下向ありて羽黒山等に開基し玉ふと見へたれば、四天王寺の草創も上宮太子の經營とは疑ふへからず。然るに出羽の柵を秋田高清水の丘へ移されたるは天平五年の事なれば、四天王寺の草創よりは百三十四年以後なり。

天註——今又秋田郡久保田城の近在に推古石と云ふ石を安置せる所、又推古澤と云ふ所知られたり。

(大正十四年十一月著者自筆の草稿よりそのまゝを筆寫せり)

鷹巢 佐々木兵一

深澤多市校訂・國本善治校字

月出羽道

仙北郡(二)

- 笠置、里「上」
 - 神宮寺邑
 - 杜の若松
 - 松倉邑
 - きしの玉水
 - 長戸呂邑
- 本郷
寄郷
寄郷

月のついで路
仙北郡神宮寺麻
笠置の里の巻上
五

○笠木の里の巻はしがき

菅江眞澄誌

しら雪の千代ふるとしときふいひて、けふはことしもむしやうじふねむ春のひのこのうらくと、野邊にふするの床も雪のしたもえにをちかへり、わか草とやなり榮えぬらむ。初日の光に照りみがく玉川の流れ、副河の神のいまそかりける里にあらたまのとしたちぬれば、

おゆの波よるも長閑き春をえて身に一とせをそひ川の里。

内場のくまには大白小白を復て、小松よもと、いつもと立て、年繩に掛たる稻穂のもちは、八束にしなへるさまやなすらへぬらむ。をがのちは杵形にひとし、下馬藁てふものは福藁にことならず、としみためしはどころぐやかくののりことなり、わか水は三日のあしたごとにもむすひぬ。五日は市神祭とて、検断のもとに神主祝集りて神樂あれば、こゝらの人の内みちて、これを見ものに賑はへり。市姫の神の瑞籬のいかなれば商賈貨に千代をつむらむ。さうたふに、雪は降り零れり。

市姫の神のいかきのしらゆきもあなおもしろとふる鈴のころも。

七日ごきやう、たびらこ、ほとけのざ、すどな、すどしろ、なすなは、みさかよさかの雪のしたにふり埋れぬれど、根芹は小川、小湊の雪間もとめて、春の色見るはかりに摘ぬ。大野のはらのあまな、からなは、

こぞに採りてこをもてはやす、なぐさのかゆも家々のためしことなれり。若木むかふといふためしは、子、日の小松ひくにひとしう柳の大朶こり來りぬ。

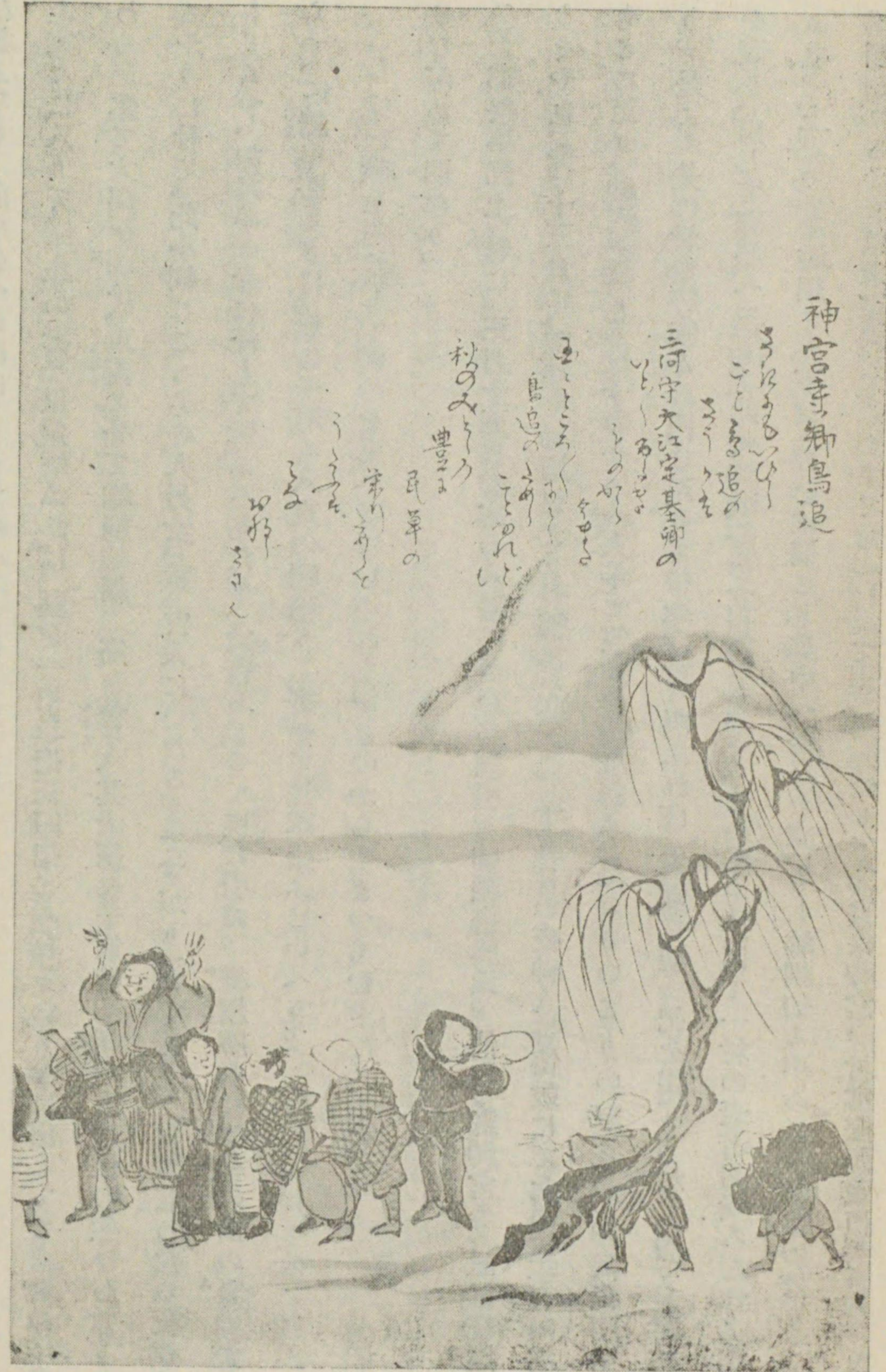
十五日はうつばり高うさす柳、ねばる梓のごとに枝もどをうにうちたわみ、かの枕の冊子に、やなぎもまゆにこもれるといひけむやうに、璽玉てふもちのひしくと柳の糸につらぬかれたるは、玉にもぬける春の柳かと詠けるこちぞせられたる。けふは長閑に、くれ行ころより雪はるにゐて、ふりにふれり。やをらねよどのかね聞くころならむ、笛吹、つゞみうち鳴らしとよめき通るは、鳥追とて、郷のひむがしよりして西さまに此鳥追てふ事しつゝ、かうぬし、ほふりがはやしもて行也。そもく鳥逐のはじめは大江定基あそみ三河守たりしとき、萬歳樂に準らへて萬歳といふものをわざをぎ舞のごとにまはせ、またせむすばせいをうたはせて、としのはじめのことほぎをまをさせ、また鳥追のさうかを作り給ふ。是を關白殿の鳥逐ひといふ。その辭に、「耕田もべろく、切田もべろく、關白どの、苗のよさ、けふの田殖の御祝言は、銀の銚子ながえにごすいれて、くかね蓋とりぐに。」など、今は乞兒等がうたひものごぞなれりける。此里の鳥追は笛鼓にはうしどり、あるは梭尾螺も吹ませて三四尺の雪ふみ分て、郷の西末に成りて北檜岡村近き吟橋といふ處に至りて、雪の上へに菅菴しきて居ならび、氷りたる樽酒をたうびて、たうびるひぬ。そが中より一人、菅笠をなぐめにかゝふり竿をもて出れば、あまた手を打つゝみ鳴らして、見さいなく、餌刺舞を見さいなく、どうち囃せば、ゑさしのふるまひをして唄

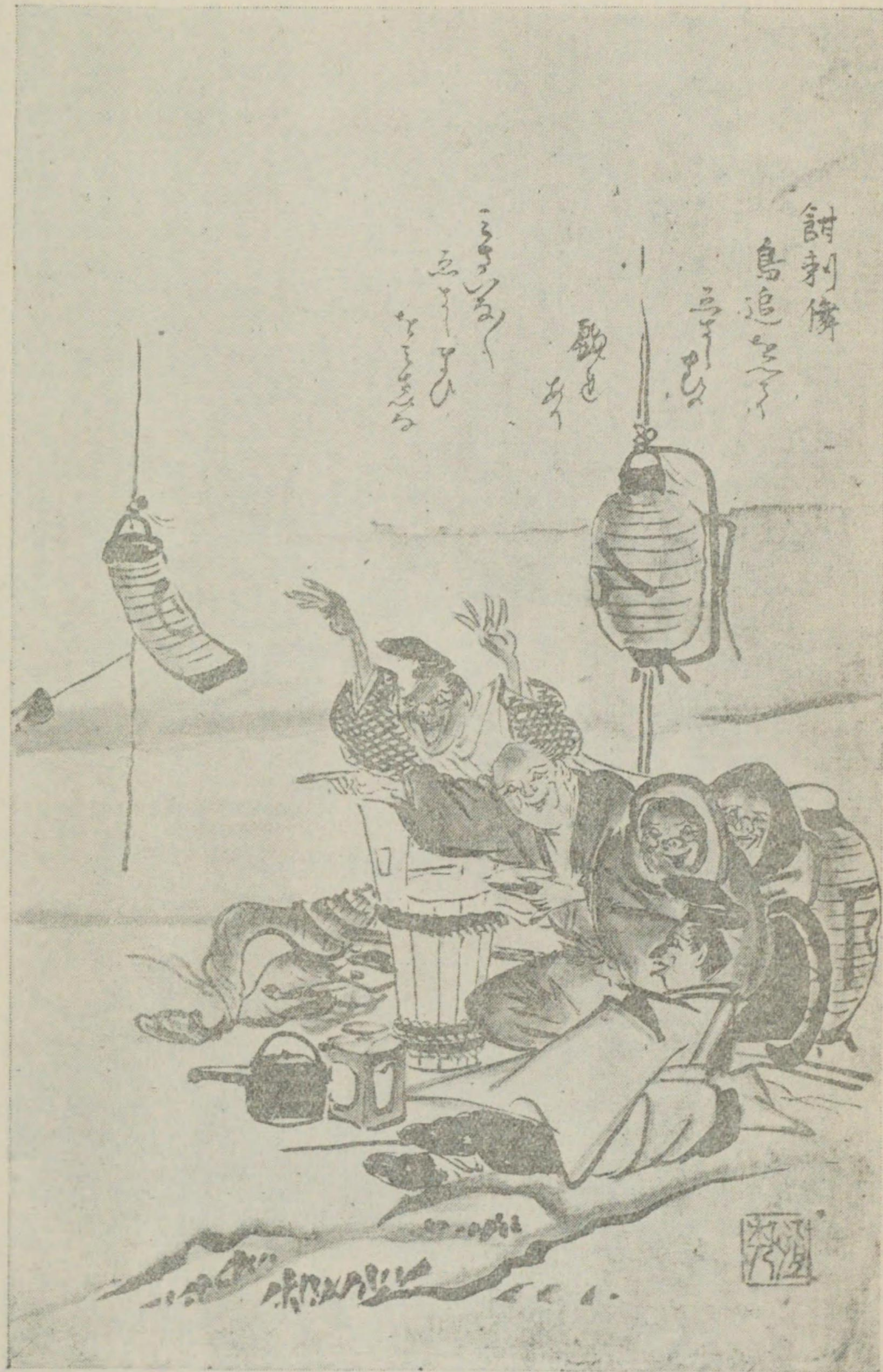
ひ舞ふなり。此事をへぬれば、うまやのをさが門を中に綱曳のためしあり。六日七日ごろより軒ならば家々に入りて、千年の壽と里童唱ふれば、藁を一把二把三四把とみなそれくに出してとらせぬ。此わらを集て大綱を糾ひ、東西と分て雌綱雄綱二筋を會て、其大綱に千筋の小綱を木の根の生ひわたりたるやうに付て、此小綱にこゝらの人男女、童、盲人にいたるまですがりてひきしらふに、寒わたる夜ごろもしらず、かたぬぎ身に汗して雪ふみしたき、負劣らじとて曳に引ぬ。雄綱勝ぬれば秋の田の實のよからず、雌綱曳勝ときは、秋の千町も八束の稻穂うち寄せて民草榮ふといへり。

來む秋をみとしの神のをしへとていづれしかまのからやまつらむ。

どながめて明たり。

○六郡祭事記上、卷に、正月十五日神宮寺八幡のさい鳥綱引。神職齋藤氏。仙北、郡神宮寺、里は往還のうまや也、先十三日に、驛亭に神壇をまうけ幣帛を建つ。十五日の夜神人等笛鼓にて北の里放の橋のもとに至り、神酒を供し、氏子のうち一人竿と笠とを持て舞ふ、是をさいどりの舞と云ふ。同夜綱引有り。是より先に村童等家々の門に至りて千年、壽と唱ふれば、家毎に藁一把を出す。是を用て大綱二筋を調し、出して驛亭へ置く。此夜神職幣を立加持し終て、この綱を持出て一村の老若男女みな出て引合ふ也。上なるを雌綱とし下なるを雄綱とし真中へ幣帛を立、もし雌綱切る事あれば米價のほるとし、雄綱切れるときは米、價やすしとするためし也。」と見えたり。此畫は神宮寺村富樫源藏恒秀也。





續紀十九卷に委曲に見えたり。また銀川は、雄勝郡院内川本夷語にて山に尾物澤を源として流出る水なり。尾物、また大物など云ひて、此溪の鑿方のみにての奥には蛭蛇ありて、それを云ふ忌辭也。尾物澤は巨蛇おろちの澤てふ名也、鑿方は左、樋方は右をいふ竅場夫の通語也。今面川、御物川、また食川、銀川に作るは好事家わざながら、外の浦を袖の浦に作る類にしていとよけく、さりけれど食川、飲食川、銀川を書く方しかるべきか。さて此銀川玉川に落副ひしかば、玉川に副河の名ぞありける。しかしてをりくくの洪水に流れ替り、或は近きに堀かへなごいにしへさまならず、今は玉川の水食川に落添ひて、食河ぞ長流川おながはとは化れりける。其玉川と食川の兩瀬の水曲河隈に神座ませは、其御神の號を副河神とはまをし奉れり。としのの水に溺給ふ事の恐れれば、神地を岸の岳嶺いはねの巔に遷しまつりてさへとしいと久しうして、それとさだかに知れる人もあらず。郷に古記録も傳らざるは、此わたり亂世には神祀る神官もなく、村民も住宅を捨て足を空に、そことなう逃がさまよひありきて年月を経ば、古き神の社跡すらさらに知れる人なく、また此山本、郡を正保三丙戌年の頃にかあらむ、能代莊河北に移て河北の山本郡とし、こなたは山北の山本、郡と呼びし事ありつともいへり。うべならむ北檜岡の驛の田牒に、「寛文七年仙北山本、郡」と記たるあり、是を以て、近き世に郡うつされし證を知るべし。ゆるよしありて山本、郡の副河神社御再興なし給はむとて、其神地をかなたかなたと穿鑿給ふとき、河北の山本、郡琴湖八龍湖をいふ、源に琴川といふ、湖ありまた琵琶湖に準ふなる高岳の地を平均けるに、獨鈷、花沙羅を掘りうる也。是見て清淨なる處ならむとて、此副河神社を此

高岡の花嶽に遷し齋奉て、保食命を祭れり。山北の山本、郡には其舊地の跡の祠に、六所明神とて六柱の神達を齋ぎ雜居まぜす。其むはしらとまをし奉るは○稻倉魂神○高彦根命○大己貴命○五十猛命○金山彦命○事代主命也。六所明神は陸奥國鹽竈をはじめ三河、國にも、其外國てふ國にませれども齋神ひとしからず。また羽黒山六所權現とて本宮の左の傍に座るは、伊豆神、笠根神、諏訪神、伊夜彦神、月山神、鳥海神、山神。おなじ六所にても、明神とまをし權現とまをし、そはみな故縁あるおほみかみ達を、相殿の内につぎまつれる事にこそありけり。また去河山神宮寺華藏院の傳には、六面觀音をしか六所と齋ふといへり、その六面の觀世音の面々に號あり。それを按に、徳王觀音、青頭觀音、阿耨觀音、威徳觀音、持蓮觀音、灑水觀音、此六面を、しか六柱のぼさちとまをしけるにこそあらめ。今其祭神は六所名神にてまれ、六面の觀世音菩薩にてまれ、いにしへより其御鎮座におましまさば、たゞ副河神とまをし奉らば、其神の御神號にこそあらめ。掛卷も恐き此神社の御事は延喜神名式にいちじろく、また考に二代實錄十九卷云く、貞觀十三年夏四月丁丑朔云々、三日己卯授下總國正五位下意富比神正五位上石見國從五位下大歲神大原神並從五位上山城國正六位上澄水神市河神出羽國利川神伯耆國勝宿禰神石見國靈籙神國府中神肥前國宇形天神並從五位下。云々と見えたり。また此條の籠頭に「利蓋副川之誤」と見ゆ、この考へうべくしくぞ聞えたる。さりければ、貞觀十三年辛卯四月三日に從五位下を授給ひし御神にして、いよ、尊く由緒あるおほみ神にしあれば、その御代の式にも書のせ給ひてむものか。

そのいにしへは神殿もさぞな美麗にきよらかをつくして、をりくくの神事祭祀も、賑ひ榮えていまぞかりしおほみ神ならむかし。また齋藤氏神官の家に傳ふ古記録に、神宮司嶽の御神傳云々、抑此神嶽山御神傳申奉者文武天皇御宇大寶元辛丑年始副河社奉勸請下居宮愛宕神也、其地經於十餘町勸請藏王權現社、其後平城天皇御代大同二丁亥年阪上田村麿此三社御建再建也、亦太夫平盛勝朝臣建立、其後戶澤盛安建立爲三社領田地八百刈有寄附而有仰武運長久國家安全五穀成就之祈願神主太夫盛勝而令勤之。云々と見ゆ。そは大寶元年よりすでに百七十年を経て神位を賜り、またそれより凡卅年を経て式に入らせ給ひし御神にして、そもく大寶元年より今年文政十年に至りて一千百十七年に及たまふ、いともく舊古たるおほみ神社にこそおはしまさめ。されば、此御神の鎮座も埋れはてて年久しう、そこともさらにあらざなりしを、其地處こそ代つれ、山本、郡といにしへさまの名におへる郡に遷し祀りて、副河神社はそなたにおましませども、其在りし舊跡は、かなたにやこなたにやとたづねまごひ、あるはあげつらひ奉る世とは成りぬ。なほその往古し神の御跡こそ、甚尊敬恐惶齋奉べき事になもありけれ。おのれとしごろ三代實録を閲と見るごとに、白磐神、須波神、此副河神の御事は、そこしら雲のたちの心にかゝりたりしか、かく此度かゝる仰をかゝり恐て、ゆくりなうさだかにそれと拜禮奉れば、八重霧にたちふたがるむねの内に、級戸の風の吹わたるこゝちせられて、うれしともうれしう、ぬかづきかしこみ奉りたり。此副河神の舊社地の事は、鳥屋、長秋、鎌田、正家、ともに心をつくして此十と

せまり前とし、おふなくこの嶺にからうじて攀登見つゝ、そのみあとごころを、さだかにそこと思ひうるなご人々に語り聞えたりき。其外に誰一人ふりはへて、菅の根のねもごころに、それをたづねもどめし人こそ聞えね、此御神の事なむ、梶の音つばらくに擧て記さまほしきわざにしあれど、るなかうごの輯録乏しう、さえ短く、まなびえぬ身はいともすべなみ、波の小舟のよるべなく、うれたくも、うけくもつらくも恐み、ふみでを止めなむとはおもほゆれど、郷民の古老のむかし雜話も聞捨がたう、そのいつはり、うまごとのさべちもなう書載せ、また名所をあげつらふ事どもをも、玉くしげふたゞび三たびも旅衣重ね誌ぬれば、翁の耄しとや見給む、人々ゆめくな嗤ひ給ひそ。

○副河神社を、また玉河神社と稱奉りし事あり、そは、玉川を添河といにしへ呼びつる事ありし世の事にてや有けむかし。此神社の事は前にもいひつるが如に、ごころく宮地を遷し齋奉こととは知られたり。玉川に飲川落副ひ流れたりし世は副河神とまをし、また玉川の邊にいまそかる神にし座は玉川ノ神とも申奉りつらむか。むかしより今し世かけて、此飲河もいくたびとなく流ればはりて往昔の淵は瀬と變、また原と化り、地動と洪水とに河岸ゆりこぼれて、神の鎮座も水のまにく、そこさだめ奉らざりしが、今はこゝら高き岩ヶ嶺に宮居定め奉れば、洪水に溺れ漂蕩し奉る事の露もあらねば、神の御意にもさる憂おましまさねば、うれしとも、うれしともみそなひ奉らむかと恐み推斗り拜み奉りぬ。かゝる嶺に座れごいまだに頼川の高岸にして、其河邊には離れ奉らねば、副河神社の御神號は掲焉

し。さりけれど、今は六所明神とまをし奉りて、六柱の御神達を雜居、此事前マのくだりにもいひつる也。また華藏院神宮寺也の傳へには六面觀音德王、青頭、阿耨、威德、持蓮、澗水の事も云ひしが、亦説に、六面觀音は千手、十一面、馬頭、如意輪、準胝、不空羅索と云ひ、是に正觀音一軀を副へて七觀音といふ、そを此神主の家には六所名神と唱へて齋。此六所名神と創はじめていつきまつりしは近き元祿五年、皇都の從六位淺利甲斐守源太賢といふ神官此郷に來て神社拜禮のとき、六所明神とは稱名を奉りたりといへり。また人の迷ひおのづからある事あり、そをときさとし聞えまく筆のまに／＼舉む。延喜神式に山本郡副河神社あり、また倭名抄に秋田郡に添川あり、その字かさまのことなるのみ也。そは其むかし、玉川を添河と云ひしよりかゝるまどひある也、此事はさきのくだりにも委曲に云ひつるなり。三代實錄三十三卷云、向レ化俘地者添河、霜別、助川三村也、令下此三村俘囚并良民三百餘人拒賊於添河、次攻雄勝、後將侵府、其雄勝城承三十道大衝也、國之要害尤在此地。云々と見えたり。霜別蝦夷語、助川、姓にもあり、また三山雅集に介河あり。そは梵字河と袖の浦との間をわたりて向とに介川といふ處あり、昔は介河、城主とて何がしのたてこもりし所にて、羽黒山を信仰ありし也。西南の方に母狩山、金峯山見ゆる、赤川村、松尾村など羽黒に由緒有る所也。と見え、またことくだりに、崇峻天皇の第三皇子、能除太子造立の内に添川山我加寺あり。またおなじ飽海郡にも、清川の近き處に添川の流あり、添津、三ヶ津、副河などの村つゞき也、と見ゆ。倭名抄の添河を本もとまことならむとせば、賊を添河に拒み、次に雄勝を攻め、後に府を侵む

とすの語さらに聞えず。こはそも古山本郡、今いふ神宮寺の郷の事にこそありけめ。また同書に、以雄勝、平鹿、山本三郡不動穀給三郡内及添河、霜別、助川三村俘囚二愚三諭其心一令相勸勉二なども聞えたりしかば、まさるゝかたもあらねど、山本に副河、秋田に添川と兩郡に書分れるのみなり。

○比咩賀美箇嵩 此御嶽は瀬織津姫を祀と云ひ、また栲幡千々姫を齋と云ひ、また副河神社退敗こぼれおはしたるとき鎮座神山てふ。そのしるしに、七五三繩を曳延たりし處にて注連神也といひし、しめが嶽を謬あやまりしか申ししが、今は姫神と誰しもはら申奉るなごもいへり。その丹障たにぢりの背向の方は伊豆ヶ嶽也。

伊豆ヶ嶽は古城跡にて、昔阿倍貞任義家卿、衣が盾はほころ年を経て、絲の亂ぬ古しさにどこたへしとき、曳まがなひたる弓を直し、義家あそみ此秀句愛て、一たび貞任をはなち給ふ。貞任は、將軍の箭前に遁れし後は此伊豆山の城に楯籠り、亦嶽神宮寺嶽を物見障徹かきあけの如にし、稜威岳つがだけの本城より生茂たる木隠に通路を付て四方八方を一瞬みづたしたりといふ、其通ひ路を忍び長嶺と今もいへり。また俗説に、義家將軍おほむ味方もちり／＼となり給ひしとき、擒とらと成りおはして此壘城の柵に捕籠られて、あまたの兵等に弓矢籠を負せて朝暮これを守らせけるに、貞任が未嫁義家朝臣を戀ひまゐらせて、ねよとの鐘聞ころひそかに荒垣をふみ踰て、夜がれせず通ひたりしかば、やがて義家朝臣の御子孕て産ぬ。かくて、この囚を忍び出せし奉りてともにおちのびなむとせしとき、貞任此よしを聞てはらぐろに息たままきのしり、其臈婦ひめと五十日兒こを捕らへさせ、穴を堀り生なながら埋みたるよしをいふ、此事は檜岡ひののくくだりにも仄

かしたり。其姫靈魂祟をなしければ、後人は是を神と祀てしか姫神とも申すと云ひ、その忍びながねは、よなく、姫の通ひたりしよりしか名におへりといふ。此姫が嶽に生る木の小枝一本折つても、柏木の葉守りの神の如に、其たゞりある事すみやけきこと語り、また木毎産る木花茸、世に猿の腰かけてふ物はみな佛體し、また人面を備ふと云ひ、また五月五日に此高峯に登れば菖蒲幡の飄る事あり、そを見し人は命長からぬといへば、見しとも人に話らざるなどいふ。こはみちのくの花淵山に、しか五月幟立ッ隠し里ある物語にひとし。此姫ヶ嶽に神か佛か、むかし齋ひたりし堂社の址あり、そは亡魂を神と祀し跡か。また姫の菩提に観音や安置、そを今は黒澤山の山脚に遷しけむ、そこに姫観音とて座り、此事檜岡ノ郷に精也。

○副河の嶽を神宮寺嶽といふ事は、いにしへ伊夜澤樹山の奥に大猿澤、小猿澤てふ處あり。小猿澤にいとく、舊たる三論寺三論宗派は推古天皇の三十三年三月高麗國より來る僧慧灌に創りぬの佛刹ありし、そを小猿山神宮寺華藏院といふ。此寺を小澤郷に遷して副河の嶽の麓なれば、神御嶽を恐も神宮寺嶽と人ごとに呼び來りても幾年か經けむ、小澤の里も今は野となり田畠となれり。かくて神宮寺を笠置、郷今いふ神宮寺村の古名なりに遷して神宮寺村と呼び、三論宗派も今は古義、眞言にうつり、山號も其河邊を去つるよしを以て去河山と改め、神宮寺華藏院とぞいへる。其いにしへ小猿澤に在りし古跡を神宮寺澤と呼び來つるが、省略こぼて今は神宮澤ともはら呼ぶ也。神宮寺、いづこにても社僧やうの寺にて、神に由緒よしをしかいへり。大物忌、神社の別當をも、神

宮寺といへるにても知るべし。かの六面菩薩は神嶽の麓寺なれば、此時や安置まつりけむ。

○養ノ森 　また陽ノ森、また龍ノ森、柳ノ森など舌訛て、おのがじ、いはまほしきまゝに云ひあへり。強首村の某家の古記録の中に、神宮寺嶽の六所大明神並柳りの森、伊豆權現二社三度參詣、享保二年五月云々と見えたり。こは凡て人の訛り謬傳ふ詞のまに、さまざまに書傳ふものならし。おのれ考、思ふに、そはもと延宇能杜のにて、えうとはいにしへの遙宮にして、行宮、攝社にひとしう、副河の御神世に榮えおましましたし時の、遙拜所の有つる跡を遙拜の森といふべきを、例の語の省略にやあらむかし。○浮木物語元禄十一年戊寅十二月大嶋小介といへる人のもといふものに、「慶長十七年壬子、四月十八日、明日はようの森へ御鷹野なるよし仰せ合され候、これに依て輩名主計義勝、多賀谷左兵衛尉宣家飛脚を以て聞え給へば、此むね心得べき條云々。同十九日六郷より御日ノ鷹野あそばされ、ようの森へ御着を待てありけるほどに、御中宿の五六町ばかり近づきて、鶴はつたか御すゑあそばされて至らせ給ふ源朝臣義重公の御事を申奉る也、眞鴨二羽居りたるを御覽せさふらひ、御秘藏の兄鶴こがに御すゑかへ給ひて手放給ふとき、御馬とく走て公御落馬あり、輩名義勝、多賀谷宣家、うちおごろきて云々、御飯館也云々、兄鶴は鴨を捕りけるよし。」云々と見えたり。遙ノ杜の麓には、むかしは家もありたりし處のよしおもはれたり。また此副河神社いとく、尊うくいまそかりける御神にて、此神御嶽に攀登れば平鹿、郡の保呂羽峯、おなじ郡に鎮座る鹽湯彦の御嶽など、式の御神、峯は、鼎なべするが如にいづこへもく、道法いとく、近し、よしある事にや。此副河の御神の

事を、佐々木三河正家は代々女祝にて、久保田に鎮座大八幡宮のさま也。佐左木氏の家の古録に、副河神社、齋奉る御神は沖津姫命にして、其創めは大寶元辛丑年に仁和寺の副僧鈍雲開基、小猿山神宮密寺、二代秀西僧八幡宮の社僧となる、云々と見ゆ。かゝる舊く由緒ある神社を、六面、観音を安置にあらがひもて六所、明神と神號稱奉りしは、淺利太賢がさかしらにこそあらめ。

○伊豆權現の御嵩の事も此處に記さまほしけれど、此神、御山今は花館郷に屬ば、高關下郷花立ないの處になほ説録すべし。

○片比良山の藏王權現、古別當は梵字山觀音寺にて、此寺由緒いとく多し。其あらまはは南檜岡村の、その寺のくだりに記したり。

○若林山の愛宕神は、荒床邑の鎮守神社たり。荒床、今は破滅はてて地字のみ残り、荒床は新床にして、古床といふ村ありしより新床の名あらむ。倭名鈔に、山本郡に塔甲、御船隣郡川邊郡に舟岡といふあり、其村に御舟澤などあり、古への郡略たがふな、餘戸。」と見ゆ。此床てふ名は、たふこふといふべき事を口語に傳へ字にあてて作るにやあらむ。また本居宣長、翁は塔甲は謬ならむといへれど、其國其郷にいたりてあなぐりもとむれば、人しらすかくろひて古名ともいづく多し。○柞山峯能嵐岡見知愛下ノ卷ニ云ク、神宮寺嶽は神宮寺村より河を隔て有リ、往古阿部貞任同宗任が籠る處の地也と。此山、平地より大川を隔て數十丈の一山の如き嶽にして、頂には八幡社有り。南西は山續き、籠兵出現して又隠るの自由みな山谷の地形ある、誠に急の

構して要山と見る。云々と見えたり。此頂に八幡社ありとは姫神嶽か、今いふ六所名神神社事を、しか此柞山に謬記にこそあらめ。

○御手洗川 此副河社の御神水にていと清淨泉たりしが、天明二壬寅年新川堀かへにて、そのみたらし川も此新川の中瀬と成りぬ。また釜が淵とて大なる淵ありしが、そは若林の愛宕の森の下陰に名のみ流れたり。

○若林山に愛護社、稻荷社もうちならび座り。むかしは此下つかたは、いづこもく大淵ごも多かりし古川のべにぞありける。

○洪福寺淵 遙の森の東の方に在り。むかし地震ゆりて洪福寺といふ大寺一字、洪鐘もごもに動もて此淵に沈みたるより、しか名におへり。今此淵を鐘つみたる舟往復すれば、其舟必沈むとて、此あたりはしばし陸道を鐘もてわたるといふ。

○人見日記に、天英君神宮寺の川のほとりに放鷹し給ひ、白鳥をうち給はむとて舷へ鐵包を掛給ひしとき、水中より怪獸黒毛の生ひたる手をさし出し、筒の半をむづと摺りぬ。君大に驚き引のき給ふに、終に引負け筒を奪れ給ひて、君いかり給ひて、水を乾してかの怪獸を驅出すべしとありけれども、さばかりの大河、それゆる水練のものを入れ、さがしとめさせ給ひしかごも見えざりし。其後萩臺村の六兵衛なる水練ひそかに潜り、洪福寺淵の底にて搜し出して人しらす角館の北家へ賣しが、年経てかの御

筒なる事聞えければ、享保七年閏寅二月とかや、右の御筒北家より献上なる、武庫御記録には、花立村の河原へ流
 り又献上と。世に河熊の御筒と申傳へ候。かの怪獸の握りし痕、筒の半に残れりと見えし。六兵衛怪獸に
 祟られしとて其翌年冬、その淵へはまり死せりとすいふ。此物語は仙北、郡稻澤村の盲人若都なるもの委
 く知りて、人にかたりしとむ。云々と見えたり。山高ければ水深くして、こはさまくなる處山にも
 河にもいとく多し。(天註) 河邊、郡椿川村の舟子飲河を下ると、ある處の岸に舟をつなぐ。ことふな人は我家近ければ、
 (みな) ながらおのれ、が家に宿りぬ。此椿川の舟子一人舟守り泊しけるに、やなら更行ころ、あら涙
 の音せり。こは怪しと思ふに、船にもる手をかくるものあり。此男おき上り、刀(なた)の手にあたるをさちに、ふなばたくだけよとき
 りこみて、此夜は明かしたまわび、明て、これを見れば、猫の毛のごとき毛の生ひたる獸の片手にぞありける。今も其手椿川に在り。こ
 れ川熊てふものなり。

○此神宮寺、嵩に屬つららく山々いと多し、そがあらましを舉て此處に云む。○遙の杜前につばらか。○神
 嶽御嶽也、神宮寺嶽にて此山陰には○鴟おびケ澤久保田の寺内山をば○蟹澤此澤水に小○殿内山祠官齋藤氏がむかし住たる跡也
 官を戸之内といふ。○湯の平今此比良に湯泉ありしといひ、○笹の倉鳥帽子山小杉山村にもえ○獅子鼻獅子鼻○腹長根がねは
 やせ長也○鈎栗坂此蓋の事は、ところとこ、○牛ノ首此名もところ、にいと多し、山本の郡向○荒平あらか○三森山も
 こもづつこえ此名いかなるよしあらむ、ところ、に聞え、津輕路にもしか呼ぶ處あり。菰筒また草薦にて、薦編むさまに飛輪
 え、例越えて山路行くをいへる事にや。定家卿鷹三百首冬五十首の中に、はし鷹のとひをくぬめるひととりこもつち
 き、の羽やつかふるむ。また慈鎮和尚鷹百首、はしたかのこもつち、こえのひともちりとるにもとらすおもしろの羽や。また西園寺入道
 前太政大臣公經公鷹百首の中にもまた、はしたかのこもつち、こえのひともちりとるにもとらすおもしろの羽や。また西園寺入道
 せて見ゆ、いかなるよしにや。おも。○升形、また升掛といふともいへり。是も鷹のよしにや。慈鎮和尚鷹百首に、はし
 しろ羽とは、羽づかひの事なるべし。○蛇走山○瀧澤○木落信濃ノ國にては木落の事を嵐と云ひ、嵐の道ともい
 は、靈鳥惟鳥也。此事さまの説ども多く鷹の記に見ゆ。○蛇走山○瀧澤○木落信濃ノ國にては木落の事を嵐と云ひ、嵐の道ともい
 は、靈鳥惟鳥也。此事さまの説ども多く鷹の記に見ゆ。

の事をいへ。○かさつふり山頭嶺(かさつふり)に似たるをいふなるべし。また津輕に、うばさ。○下ふな坂○若林山愛宕社
稲荷社
 此二はしら杜並びて釜。○前森山○苦にが森山苦木(にがき)多かる森を○鳥屋ながね○日向比良○寺屋敷或説に、南檜岡村
に今在る澤山常
 泉寺は、在古此寺眞言宗にて淨川寺と云ひて。○男突おつ申つ杖はもと杖の事にて、突杖に山の形似たるをいへり。また標澤もしか
 此地に在りしを、檜岡村にうつすといへり。○唐戸石めつくしをつくしとの間○藤ケ澤うじなや居けむ、寒
 へる處あるも杭○女め杖おつ山男靈山におしならびたり。こ○唐戸石めつくしをつくしとの間○藤ケ澤うじなや居けむ、寒
 に似るをいふ。○南檜岡村稲なごの名處ところくにいとく多し。

○名ある好井しづみは○花小屋寒水○温泉比良清水○貉比良妙美井也。其外にも寒泉多かるべけれど、みな
 名たゝる靈泉なれば此三泉を此處に擧る也。
 ○故城正慶の頃此神宮寺村の良に中りて館腰といふ處に在り、井の跡、外堀の跡もいちじろく、此古柵
 の址に蛇なきよしをいへり、此古城の事は柞山みねの嵐に漏たり。古記録に、孫治郎高道、其男戸澤因
 幡守、また神宮寺藤七など見え、また小野寺家系にも、小野寺右京亮二男神宮寺藤七云々と見えたり。
 また奥羽永慶軍記六卷に土埼合戦、條に、羽陽土崎、城は、秋田九郎友季は古城介の舍弟友近の子也云
 々。岩城半治、神宮寺掃部介、濱田左衛門、古澤小三郎を始究竟の兵六十騎、鎗先を揃へて一度にぞつ
 とかけ出云々。同書山北前田氏斷絶ノ事といふ件に、神宮寺掃部介二百餘人を以てこれを防ぐ。搦手
 には前田又四郎百五十人にて相戦ふ、云々。前田兄弟、討殘されたる若黨二十四人、一方を打破り神宮
 寺の城にぞ引取りにける、云々。大曲落城せしかば翌日下國しけるが、本城は焼亡す、神宮寺の城にぞ

居住しける。舍弟掃部介は土埼九郎が逆意に與して、秋田城介がために討る、薩摩守も六十二餘にて程なく病卒す。其子前田左兵衛尉は先祖の敵を討んと、神宮寺より勢を催し數年戦ひけるが、同七年赤尾津がために生捕られけり、云々なごも見えたり。此城正慶のむかしよりありどしいはゞ、正慶は九十六代光嚴院の御代の改の年にして、いとくはやくよりの城跡にこそありけめ、近きころ平鹿郡横手郷に新町造るとて、湊中より正中三年とゑりたる墓誌石を掘りゑし事あり。小野寺氏家系譜に、小野寺孫太郎彈正少弼藤原道有、雄勝、平鹿、山本三郡、莊主たり、徳治二年六月二日卒三十九歳、法名見星院。○其子孫次郎信道遠江守たり。道有、舍弟也、兄道有無一子故繼其家、正中三年二月十九日卒四十九歳、法名道鐵。○其子孫次郎右京亮高道、正慶二年小田原一戦の時討取長谷部、貞治六年卒法號慈照院七十一歳。其男、○戸澤因幡守道勝。○次男、神宮寺藤七道珍と見えたり。さりければ此古城蹟正慶のむかしより、此年もむしやう十年といふまで四百八十餘年を歴たり。

○三盛の古城は遠月村の三森岡といふ地に在り、此柵は往古鳥海彌三郎宗任が居城なるよしを傳ふ。近きとしの事にや、小瓶一口をその邊より掘りうる也、そが内には紫色の土のみ充滿て、外に貨なごの入りしにもあらず。そは胎衣瓶てふものを埋たらむか、墓所めける處の近きより出しといへり。胞衣に根元また紫河車なごいへる漢名もあれば、紫色に土も染化たるならんご、さまざまの雜説ごもいと多し。此遠月は神宮寺村に屬、また其地は北檜岡邑にたぐふ。此よしにて、其地に祀る神ごともみなが

らおなじさまならず、三月三日の桃神事に小弓、小箭、小帯の手酬は、北檜岡の氏子らが龍藏權現を本居の神として、二つ子男三つ子女の初まゐりなごそれく粧ひたり。此事北檜岡の「桃の弓祭」の一、まきにつばらか也。遠月邑の事も記録ほしけれご、そは神宮寺邑の古記由緒録に委曲に擧ていとく精なるべければ、かの書にゆつりてしるさず。

○土産は

○櫻鱒 古名はらか也。雄勝郡にて群來てふ雜魚にたぐふ魚の内にも、葎の葉、つき、腹赤なごありけるよし方言。○花鮠を背黒、また瀬岸てふ名に負せいとよけく、秋は紅葉鮠の黄金魚鱒をよしといへり。なごみ膚、ゆふかほ肌はこがねはだに劣れり。みな飲食河のおなじ流ながら、玉河の落會あたりを名にたてり。

○石弩 高野山の麓畠より産る也。こは山本、秋田、川邊、平鹿、雄勝、また此仙北郡にも強首、高城なご村々より産れご、みちのくの糠部郡左井浦の八幡宮の石弩、飽海郡の皇野、鳥海山の山脚あたりに名産。三山雅集下に、皇野、電光迅速のとき神矢の根とて尖頭の石弩降下る事時々也云々、兒櫻の邊也云々。「喰摘の塵にまじはれ矢の根石。浮生」立出て矢の根拾はむ射干の花。支考「鑄して鬼を雲間の照射かな。呂丸」云々と見えたり。仙北郡にては此神宮寺村の高野の石弩ぞ名だたる、飽海郡はいにしへより零にや。また三代實錄四十六卷元慶八年のくだりに、出羽國司言、今年六月二十六日秋田

城雷雨晦冥雨石鏃卅三枚、七月二日飽海郡海濱雨石、似鏃其鋒皆向_レ南、陰陽寮占云、彼國之憂應_レ在_二兵賊疾疫、先_レ是國忌御齋會布施依_レ式充_二用官家功分封物、是日勅、自今以後停_レ用_二彼封物_一以_二官庫物_一宛_レ之云々と見えたり。古より此石鏃ふるといへり、今もしかり。また是を霹靂石とから名いふといへる人あり、びやくらくせきは星屎_{ぐん}てふ石にて、世に石刀、また砒石の類品ならんともいへり。此石弩を屋上にて拾ひし人あり、また矢りたるを以て三稜鏃の代りに試し人あり、世にいふ砒石は石弩の類屬にこそあらめといへり。

○福壽草 嶽より産る。これがから名を復陽菜といふといへり、元日草、また不二菊といふは、富士山の麓より出るをもてしかいへり。松前にて此草を萬作といふ、また木萬作あり、いづれも、此花多く咲たる春は秋の實よしといふためしありけるをもて、木にも草にも萬作の名あり。此神宮寺の嵩に産るものいよよし。

○八幡宮由來

○此神殿は、そもく、阪上朝臣田村麿大同二年に草創といへり。ある世説に、宇佐の八幡を遷し奉りみやごころ也。古は水邊に鎮座て、洪水の爲に神階も破壊ければ今の地に遷しまつれり、其舊宮跡は河原と成りてなほあり。かの豊前國宇佐八幡者應神天皇也欽明天皇三十一年冬豊前州宇佐郡厩岑葦湯池畔民家兒甫三歳託曰我是第十六主譽田天皇廣幡八幡也我名護國靈驗威身大自在王菩薩諸州所垂

跡於神明今顯座此地耳因之勅建_レ祠一説自肥後國葦湯池遷豐前國宇佐云々八幡建八幡故託言曰八幡云々と神社考詳節に見えたり。後

紀七卷平城天皇御世大同二年春正月庚寅上不受朝諒闇也八月云々以從三位征夷大將軍行右近衛大將阪上大宿禰田村麿畿内觀察使○十二月云々己亥任官中納言從三位右近衛大將坂上大宿禰田村麿爲兼兵部卿山陰道觀察使云々と見えたり。其頃の造營にや。此神殿の外に拘る黄金色の字なる鳩形の額は、高野大師の眞翰を摹て掛る也。神前の内の額は、國司佐竹右京大夫從四位下侍從源朝臣義和公の御筆也。八幡宮ノ二字は九尺に足て、見る人目をおごろかしあふぎ見つゝ、御前に恐まり人みな拜禮奉るといへり。義家朝臣、頼朝公など造營ありといへり。永慶軍記十二卷に羽川小太郎捧_二神宮寺八幡宮願書_一事といふ條に、小野寺義道は軍終て諸士も飯陣の後、兼て聞及びし峯、白瀧一見し、宿願や有りけむ高寺の觀世音に參詣、神宮寺の八幡宮に參り心靜に拜禮せられしに、戸帳の内に願書一通あり。何者の願主なりと見る處に、由利羽川小太郎が納めしにぞありける。是を披き見給ふに其辭に、義植敬白、竊以八幡大菩薩者爲_二日域朝廷之宗廟_一皇國永固天下安寧靈神也就中源氏之支流奉敬崇之年久矣爾來諸氏凶徒等滿_二羽陽國中_一放振_二猛威_一不_レ恐_二勅命_一不_レ順_二武制_一晨夕之間矛盾山野蒙塵長無_二歇時_一加之破_二却神社_一燒_二亡佛閣_一互_レ諍_二自他所領_一故政事不_レ得_二其正_一民間日々窮_二困惡_一賊滿_二州縣_一誰_レ不_レ歎_二之哉_一義植苟爲_二清和之餘裔_一纔雖_レ繼_二弓馬業_一投_二未運之殘生_一於_二東山之陋隘_一爲_レ賊未_レ折_二功伏願_一以_二昭々神德慈眼_一視_二所_一祈之恫情_一速_レ厭_二凶奴於千里外_一令_二民飯_一華助高躅_二滿_一件之志願_一新_レ聳_二七寶之堂宇_一奉_レ寄_二千畝之

社領不怠祭禮于子孫可令輝神功於無窮者也仍願書如右再拜頓頌。天正十六年閏五月九日羽川小太郎義植とぞ書ける。義道是をイタと見て、羽川が不得心なる願書の書やうかな、己が夜盜強盗を職として漸眷族を育み世を渡る風情して、十二郡を亡さむと思ふ事こそ不敵なれ。云々と見えたり。原本謬字多かるべし。

○八幡宮 御社地縦六十二間 横五十七間別當神宮寺、神主齋藤安房頭。

右盼、東、街道畑路際、西、畑畠際、南、別當境内際、北、小徑際也。

御祭禮○八月十五日。末社○神明宮六月六日。○稻荷大明神神事六月十日。○諏訪明神七月廿七日。右三柱八幡宮、社地鎮座也。

八幡宮草創は坂上田村麿御開基大同二年建立、建久元庚戌年右大將源頼朝公御再興、又觀應元庚寅年飛彈守盛政朝臣建立、爲御神領二百石御寄附あり、先祖より所務いたし候よし申傳ふ。飛彈守盛政公は戸澤上總介殿、御先祖なるよし、代々御寄附の物多かりしといふ。至御當代御寄附御神事料玄米五斛。

當神社御棟札 ○建久元年八月八日○寛喜元年六月十三日○正應三年六月二十八日○長享三年十月二十九日○觀應元年閏七月二十五日。また

清和後胤源朝臣義格公御寄附

○正八幡宮棟牘 去河山 入箱

寶永三丙午年夏六月十有三日

○御神寶、品

○明神畫二軸 ○大師畫二軸 ○十二天畫十二軸 ○八僧畫八軸

○白旗 八幡大菩薩御神號を源頼朝公御奉納し由。

○燒亡寶物、品

○八幡宮、御棟札數十枚 ○御紋附扇子四天英公御寄附の品也 ○白鳩木刻 四翅御寄附 天英公正四位權中將左近衛右京大夫義宣朝臣也 ○大

般若經、武藏坊辨慶、眞翰なりしよし。右、元祿十二年己卯五月十九日回祿類焼に及たり。○御紋附緞子地神戸張、寶永年中天英公、御寄附。右天明六年丙午三月二十七日火災燒亡。同八申年御巡見御下向、依り御戸張假白絹ニテ掛替御寄附ありしが、文政四年江戸御目附様御下、時此御戸張綾地、御懸替御寄附あり。

○又御寄附、品

○御紋附御神室 ○同御幕 ○同御神燈籠五鈞 ○同御燈籠二灯 ○同御神輿 元祿年中御寄附、品故經、年古候故寛政六甲寅年再興仕度公儀へ申上候處願之通被仰付候。○御紋附綾神戸張 ○同御翠簾三枚 ○御鈴緒、白絹也。

○瑪瑙石とて丸石キシ一顆あり。陸奥國の膽澤ノ郡、鎮守ノ八幡宮の神寶にも鎮懷石といひ、そをまた奇靈と尊敬、また阪上ノ田村將軍の劔と雁股の大鏃を拜む、さりければ此石もゆるよしやあらむ。倭訓栞にいしうらのくだりに、夕衢問石ト以而と見えたり、即石神也。埃囊鈔に幸ノ神の祠に丸石を置て、石の輕重をもて事の吉凶を卜する事をいふ。今江州水口近き山村の天満天神の祠に此石あり、世に靈異を稱せり。また山槐記に、朱雀院鎮守石神明神見えたり、また中山傳信錄に、以石爲神澆酒祈福ナシも見えたり。ある人の云く、此瑪瑙石本ト福德清水また普徳水といへりトカのもとより出しといへば、中山傳信錄のうるまごころにも似たり。またくしみたま、また石神のたぐひにこそあらめ。

○八幡宮の内陣の額は文化九壬申年天樹院殿源義和公の御筆也。

○八幡宮の外簷の額は空海大師ノ筆跡、摹書を刻たる也。

○嶽、六所大明神 祭日夏四月八日秋祭九月二十九日兩度あり。此山根、巡リ千三百五十間也、八幡宮神主齋藤安房頭。右盼東、柳森境澤際、西南、小澤畑島際、北、捨堰畑野際。御巡見御通行のとき御駕籠止め、いつも此嵩景山譽給ふよし。御登山のとき六所明神の柱に屋形様御落書に、明和六年己丑夏五月二十日大難所因信心飛登于時仰尊云々とありしといへり。

○女づくし男づくしとて並ぶ山あり、そこは木直ツギといへる村ノ屬也。其あたりにむかし名馬産れぬ、そは源頼朝公祕藏たまひたりし生月、研墨也といへり。うべならむ生月は木直、生月の伊の省、今木月、木直ナシと云へるならむ。さりけれど研墨といふ駿馬は、みちのくたちにて糠部ノ郡南部莊墨谷ノ牧より産て獻れり、こは南部九牧十二野の内也。眞澄、牧の本草、牧の朝露といふ日記にもつばらかにしるしたり。

○愛宕神社在荒床村此邑今敗村也 神主齋藤安房頭。祭日六月二十四日、社地豎五十間横二十七間也、右盼南、澤野見通し、北、畑際、東、堤、田際、西、澤、田畑際。社記傳來無クして其開闢をしらすといへり。

○白山姫神社神宮寺村に鎮座あり 別當寶藏寺也。祭日六月十六日。社地八間九間也、右盼東西北、畑限、南、道畑際。此社の創をしらすといへり。

○神明宮稻荷明神 此二柱御會殿蒲村ニ鎮座神主齋藤安房頭、祭日兩社共六月十一日也。社地豎十二間横十間。

○白旌明神福嶋邑ニ鎮座也 神主並同、祭日四月五日、社地四間二間也、盼四方田地際。

○笠木明神社宮田村に鎮座也 神主並同、祭日三月三日。社地四間九間也、盼東、道際、西南畑際、北、堰際也。此社百三十番、札所の由、また百三番の札處とも舊記に見ゆれど、いづこよりいづこまで某の札所といふ事さらに傳らず。またいにしへ羽黒山の神社草創のとき、此宮田、森よりその棟木、良材を伐出したるをもて、そを冠木かぶきのよしにてその地をしか神號として齋奉るといへり。是を己考、おもふに、笠木は笠置にして、恐くも後醍醐天皇の御靈ナシとやうつし祀りつらむものか。そのよしは、南朝の御代の落人トに在り、また元亨、嘉曆、建武、延元、康永の墓誌石ならび立る處あり。また平鹿ノ郡に

醍醐村あり、吉野村あり。また同郡横手ノ郷に正平寺といふあり、正平は南朝時代年號也。また陸奥國氣仙ノ間の大嶋に薬師と齋るは、後醍醐帝の院宣なるよしをいへり。また同國某の郡なりしか、吉野先帝ノ墓といふあり。また津輕の某邑の某が家に後醍醐天皇の錦の御旗を所藏、人にいたくひめて、虫乾すら夜に入りて二夜もむしはらふといへり、そのゆゑよしをさだかにしらす。また秋田ノ郡北比内ノ莊、松原村補陀洛寺の開基は吉野の人也、二祖ノ無等良雄禪師は萬里小路中納言藤房卿にして西來院を建立し、八田村の松應寺を開基給ふなり。また金壺山の麓に勝手ノ社を建立ありしともいへり。また雄鹿の北ノ浦の山王ノ社に、「たのむかひなきにつけてもおもふかな勝手ノ神の名こそをしけれ。」といふ色紙がた一枚納めたり、後醍醐天皇の御製御宸翰なるよし。かゝる事どもをおもへば、こは笠置の御神ならむか。また祭ル神石凝姥命なりともいへり。なに、まれ此神宮寺村の其已前の名は、笠木の里といひつるよしを古老の説、老の口に残れる也。

○八幡宮、神主齋藤氏歴世累代

○延寶九年官途齋藤安房守盛房○享保八年官途齋藤土佐守光寛○寛保三年官途齋藤長門守盛連○寛政元年官途齋藤安房正盛方○當代齋藤安房頭、文政五年官途也。再三、火災にて、先祖の古記録傳らずして累代さだかならざるよし。○齋藤安房頭假栖ノ村は、○神宮寺村○大浦村○福嶋村○蒲村○長山村敗村○荒床村敗村○二子澤村敗村○宮田村、右八个村也。此内廢邑三村あり、今は五村たり。

○元祿五年淺利太賢來りて、齋藤氏に永ク止宿して神書談。後に於京都ノ神去靈祠號千木大明神從六位神淺利太賢とありといへり。

○大浦ノ神明宮 大浦邑に鎮座○神主齋藤安房頭盛吉○祭日四月六日。

○宇留井谷地ノ神明宮 玉替谷地村に鎮座也。祭日 ○齋主

○八石古名ありて八ツ見谷地といへり神明宮 ○齋主相馬孫左衛門○祠官齋藤伊勢正。花田谷地といふ處に鎮座也。

○正觀世音祠 ○祠官齋主並同○祭日兩社共に三月廿六日也。

○金葛山薬師佛祠關口村の山上に座り ○別當高關下郷村修驗宗寶藏院也、祭日四月八日。關口、金葛兩村の本居神也。此兩村は古來小杉山邑より正徳ノ年別村處也といへり、さりければ生土もおなじ。薬師佛の作こそしれね、古き木像にして天永二年としるしたりしが、今はさだかにも見えざるよしもいへり。此あたりは古道にして、玉川もいにしへこゝを流れたり。此淵に誰移鞍ならむか沉みたるよし、そを布曝の淵といふ。其鞍鱗龍とくゑしてあやしのものがたりあり、夜に入り、あるは空くもりたるとき、此淵より白布引わたせる妖あり、そをもて布晒の名ありといふ。

○龍光明神 毛壁虱を齋るといふ。此虫いと多く、夏のころ人を整てなやみくるしみ、瘟疫の如に死せる人もありしかば、湯神樂すれば神子に託宣ありて、吾は事代主ノ命也、人のうれへを救はむ、祭るべしと、此神懸のまに、齋社に祭るといへり。しかして後は、さるうれへなしといへり。毛木虱てふ虫

は雄勝、平鹿なごの郡、飲川の流る筋はみなあり、こは肘後方なごいふくすしの書にも見え、またから名は沙虱也といへり、此事は雪の出羽道の中にもしかいひつる也。此虫越後にも在りて嶋虫と云ひ、また恙蟲つがひともいへり。また西域聞見録七卷に、地多蛇蠍、大麥熟時蝸螯、人指往々不救得、中國太乙紫金錠敷之即愈奇驗。」と見ゆ。沙虱にいさゝか似る事也。

○ 祠官佐左木氏家系譜

○天兒屋根命十一世○雷大臣ノ三男道磨ニ七世ノ後胤○熊速、其子○速友、大織冠ノ御子○意美磨、其御子○清磨二世奉仕、在女○友子、神護景雲三年至奥州供人隨ニ宮川ノ四郎、山本郡興津姫命副河神社奉仕、延暦廿三年京都ヨリ房女ト云フ女ヲ下シ家繼シム。大同二年坂上田村丸八幡宮御建立リ則房女神主ニ奉仕、奉幣司神主平朝臣盛政也云々と見え、副河ノ神社大寶元年仁和寺ノ副僧鈍雲開基自社僧アリ小猿山神宮密寺號、二代秀西僧八幡宮社僧ト云々と見ゆ。今此家神子にて代々連綿リ、久保田ノ廣幡ノ御社に仕へまつれる、鶴子とて女祝あるが如し。女神官ある事は貞觀官府に、「禰宜並置社者以レ女爲禰宜」と見え、また宇佐ノ宮には古ノ女禰宜ありつるよし倭訓栞にも見えたり。此さゞ木家とはいとゞ近き世に名乗つる也。此家をもゞいにしへの房子より、今し世かけてうみの子の連綿神子の絶えざるこそ、うまことに神のみわざにてなむありけめ。

○八月十五日八幡宮の御神祭をへて、十六日は御禮といふ事あり。そは獅子頭をいなき、れいの笛吹鼓うちて此一郷を巡る也。こたびは神主、祝も烏帽子さうぞくによそひたす、みな上下すがたにて六供の跡めぐり、また人の家に入り休らふ事也。此神獅子の内る家はたれと定れる式あり、藤井四郎左衛門が家はいかなる由緒ありける事か、いとゞ古例し多く、そが末孫なればそれとさらに知れる人しあらねど、としごとに七月となれば、賀都藝てふ菰を清き沼水より苜りて、五府に編みてかねて儲けて、家の一間ごころをきよめ八足するて、大鼓を立てそが上に獅子頭をすうる。かくてこれに餅一備へ、また濁れ酒を提ひきに内て、これにいなほ二穂をそへて手祭奉れり。こは穂酒てふものにて、穎祝かひまかひのさまにことならず。しかして、ふとのりとことなへをへぬれば、賀都藝のあら薦を取りて神官の家に收めおきて、元三日になれば牛王寶印を此賀都藝の菰の上へして押して、官に献上たてまつれりといへり。ゆるよしある事にこそあらめ。此賀都藝てふもの越後にてはかつぼといひ、がつこなご方言る處あり。みちのくの淺香の沼にその名しるくいへるかつみ、花かつみ、こと國には凡て眞菰てふ水草也。倭訓栞にかつみ、淺香の沼に生ふる、あやめに似たる草也。花がつみともよめり、萬葉集より見えて菰也といへり。著聞集に、五月のころ圓位上人熊野へまゐりける道の宿に、かつみをふきてけるを見て、「かつみふく熊野まうでのやとりをばこもくろめとそいふべかりける。」また實方中將の、陸奥にて五月五日あやめなくて、かつみをふかせた

る、故事談に見ゆ。新撰陰陽書に五月可葺水草と見えたり。宗祇旅日記に藤原義孝が歌に、あやめぐさひくてもたゆく云々。此處の者にたづねしに、中將の君くだりて、なにのあやめもしらぬしづが軒端に、いかでみやこにおなじかるべきとて、かつみをふかせられたる事也。また後撰集の作者藤原かつみは命婦也と見ゆ、云々といへり。またかつみを勝見と書キ勝味、勝身に作れるは、みな軍録によれるよし也。皇都なる五條、天神ノ社は少彦名ノ命にして、正月蒼求の餅を神供に奉る、それを勝の餅といへるがごとし。また賀都藝も出羽に蒜に作れり、土避の湊には蒜町といふ一町あり、かゝる新作字も、新撰字鏡のごとくいとく、辨理き事也。此藤井氏の上祖の戦功ありて、その吉例を、今し世かけてしか神祭るよしにこそあらめ。

あらしひにかつみの眞菰敷妙の家居も床も安き君が代。

○齋藤氏伊勢正家系譜

○神官伊勢正盛久、上祖、盛勝○二代宮太夫盛政○三代宮太夫盛勝○四代宮治郎盛○五代伊豆守盛定
 ○六代飛彈守盛政文永十一年三月三日去○七代伊豆守盛勝建武元年七月六日去此代戸澤殿より、社領として副河ノ神社、八百刈の田地を寄附あり、亦再興あり、亦六供房の總頭、知行三十斛賜り、小猿山神宮寺華藏院、神馬ひかせ、亦御掛物等寄附ある。○六供家は平朝臣盛勝、仲原、親能、宮道、國平、藤原、知房、道、知弘、僧秀西といへり。此六供家五家斷絶して、今残りて藤原知房が後胤のみ、高橋里右衛門とて其家一戸連綿たり。こは八幡

宮の御神供調進せし家ども也。○八代宮三郎盛徳至徳三年六月八日去○九代宮内盛信文安五年二月二十五日去○十代左京盛重永正六年正月二十五日去○十一代宮太夫盛光永祿十年五月十七日去○十二代左門盛次寛永二年九月十八日去○十三代殿内盛方延寶元年四月十九日去○十四代伊豆守盛光元文三年十月朔日去此伊豆守幼名宮三郎と申、十七歳時父殿内病死、其砌母方實家三本杉村、引取り養育。其時神職なれど俗名は與平治と申再び神宮寺村に移り、與平治、男官途、安房守と改名し八幡宮、神主と相成り、殿内代まで、八幡ノ社内ニ八間に二十五間の御免地拜領いたし先祖、代より住居、來り候所、今は安房守ノ屋敷と成り郷中より公儀、御願申上候處、三間に二十五間處御免地拜領に相成住居仕り來り候、云々。元祿十二年長藏と申家より出火神宮寺村残りなく類焼し、其時八幡宮も御焼亡、御證文舊記等も共に焼失、與平次相勤候得は神主職ともならず、只神宮寺村の社人にて官途仕候。○十五代伊豆守盛重安永三年十月五日去寶曆十年官途○十六代宮之介伊勢守嫡男安永五年去○十七代松之介宮之介實弟伊勢守まで十八代に及たれど此家中絶せり。盛重、代まで流鏑馬、墓目等の神事を勤行三月三日また八月十五日、御神祭には注連祓等の式勤め來りし家也、云々。神嶽の後に殿内山と唱へ候山の字處も候得共、伊豆守幼少の時中絶の事ゆる今は郷山となる。また田地三百三十刈これ有りしも、みな郷中にさし上候云々。○十八代伊勢正盛文政九年正月二十九日去○十九代當代左京盛次也、云々と見えたり。いとく古き家ながら、中絶て連綿ついでついで綿事のをしき事かな。かゝる事なごも曲津比の神のみわざにて、世にふさはしからぬことごも、ありけるものや。

○ 高橋與四郎家系譜

○此家、上祖は藤原、姓也○從五位下駿河守忠道武藏國守護也羽州仙乏三下向○重忠、畠山次郎○重泰、畠山六郎
 ○從五位爲繼三浦平太○廣繼平次○義明相模國住人三浦介○義景、兵部○義盛相州守護和田左衛門○義尙、和田四郎○義秀、朝
 夷名三郎○義隆、蘆名、三郎○義盛、三浦介○義連、三浦重郎。是三浦統名乘和田ヨリ別ル○高橋與四郎
 長良永祿五年二月吉日云々と見えたり。代々通號ニテ、今以高橋與四郎にて某代イタヤか連綿し來れど、年號正名をしるし
 來らざれば唯舊家といへるのみにて、上祖より累世イタヤか經ぬらむといへる事委曲にせざるは、をしき事になも有ける。

○ 板垣氏家系譜

○高祖文武天皇、皇子○武氏親王、從一位太政大臣、慶雲四年甲辰年號「蟻通大明神」○乙磨親王、天平神護
 二年丙午崇「織田明神」○圓可大臣、三位左大臣、延曆十三甲戌勅明宣給故正二位上、飯朝薩摩大隅日向國
 司、大同四己丑年九月九日葬日向國崇「日向大明神」○大隅大臣正三左衛門督武師○薩摩守師正四位豐下少將
 前國平三字佐一騎、師一、此一、字淳和帝ヨリ給フ。五十四代仁明天皇、御世承和九年甲斐國ヲ給テ、府中居
 住ス。○右衛門督一平、二女「月見前」小野黨妻ト成ル三男三郎次師平一條忠勝迹ヲ繼四男四郎大夫師直越後國五十嵐少將迹ヲ繼○甲斐
 守前右林源朝臣一時二人皇五十六代清和天皇ヨリ貞觀十八丙申年五月五日板垣、姓ヲ始テ給テ、是レ板垣源氏、
 元祖也。嘉承元年誕生、醍醐天皇ヨリ勅ニテ與羽亂軍中四年數萬、軍兵ヲ率テ安達合戰ニ討勝、飯國ニ趣キ本城

次郎ト屯ス。字多天皇寬平八丙辰年村上ト討死、年七十二歲「卯月、宮」ト號ス。○板垣判官三甲斐一益源朝臣三妙

○甲斐司銅源益賴四位下侍從○銅永源賴兼四位下侍從非崎ニ居住ス○三位源朝臣賴光、二男小笠原權守、三男南谷伊豆前
 司仁和三年ニ多田藏人ト成リ多田ト云四男竹壽磨七歲ノ天曆十年ニ小野道風ノ養子ト成リ小野ノ道文ト名乗ル五女明月前將晴真卿ノ妻ト成リ三男二女ヲ産ス、嫡男佐々木近江守ト名乗ル

分登る山と澤邊はかはれども其源はおなし也けり。


と詠し給ふ。○遠江守賴一三嫡男五郎磨一親三○二男飛彈守賴方三○一男遠江守賴親三○三男加賀守
 親光二「賴壽、前」源朝臣賴義、妻ト成ル、三男四女ヲ産ク、三男ト云フハ八幡太郎、嘉茂次郎、神羅三郎是也。
 ○加賀、太郎左衛門賴門、寬德北都ニテ大熊ト組テ是ヲ討留、世ニ大熊ノ太郎ト云フ。○三位入道賴糺、治世「百卅
 七」○下野守成明、四位下侍從、鳥羽院、人、夜叉ト云フ鬼ヲ討留、白幡三流給フ。○下野、守明氏四位下侍從○下野
 守氏末四位下侍從○下野守氏村四位下侍從○下野守氏雲四位下侍從是ハ板垣五代源氏「日本軍記ニ在リ、次郎左衛門、一
 條、賴忠、子ト成ル、「三郎左衛門邊見賴氏、子ト成ル、「四郎兵衛武田信晴子ト成ル、五郎兵衛小笠原甲斐守
 子ト成ル、山之内源氏是也」○武藏治部卿雲晴、「二男次郎磨北條武藏守ト名乗ル、「四男長壽磨」秩父畠山子
 成○治部大夫晴義、侍從、「二男長三郎平山武者所末國ト名乗」○紀、八右衛門義宗下侍從○紀、七右衛門宗政侍從四條院ヨリ
 東西南北、四、幡ヲ下シ給テ、大内合戰ニ日本無雙、手柄有レ之○紀惣兵衛宗任、十代前ニ成明、三流ト侍從給テ四
 流ト合七流レ、髭題目、七字、小野、藤直卿射澤、妙本寺ニ於テ書給テ、故妙本寺、記錄ニ悉ク子細有リ。○權太輔


宗兼、侍從○權、輔兼氏、侍從、二男連壽麿細河大隅守○重兵衛氏末元亨亂軍ニ吉野ニテ討死西國大平記ニ有リ○淺右衛門兼末下總國寺緣起ニ在リ○佐渡守末珍安房國小湊ニ隱居ス、年廿二時丹波國龜山ノ城主ト成ル○丹後守成光、侍從○丹波守成俊、下侍從永和三年亂軍、長男華市伊勢守ト討死○磨治卅二歲○三男華若丸治卅四歲○金吾、板垣喜八右衛門七男養、遠江國濱松ニ居住、同國府妙廓寺、開基緣起ニ子細有リ。嘉吉ニ内裏夜討同屬シ被唱依遠州ニ退散シテ佐渡、國驛根本ニ居住、天野角源太ト名乗ル。嘉吉二年ヨリ寛正六年後土御門ヨリ召出サレテ六位務給フ。○板垣民部俊明○治部卿明成、五位○民部太輔明連、五位、文龜二年後柏原院ヨリ近江、國栗本郡野洲、郡下シ給フ。永正十七年、亂ニ佐々木壹岐ト取合主從ニ騎討シ、大永元年三井寺ニテ越年ス。同二年正月八日同國藥師寺ヲ賴國中ニ隱居リ、急ニ從類ヲ呼集同十四日旗上ル所ニ、安土佐馬ハ先祖代々髭題目七流、旗所持ス。依テ安土佐馬明光先陣、野邑越中後陣、都合其勢七千五十九騎ニテ十五日寅、刻ニ佐々木居住觀音寺、押寄セ晝夜六日ニ悉ク討平ケ、廿日、晚景敵、首數六千二百餘級討取ル。永正武記ニ子細悉有リ。○兵部、太輔連通。享祿四年後奈良院御代國々亂ル。日本武者修行ニ出テ、天文元年五月五日今河駿河守氏正公ニ奉公ス、天文十四乙年七月七日ニ甲斐勝秀公ヨリ御頼ニテ小豆坂先陣、手柄廣太ニ依甲斐國射澤ニ居住ス。○太夫五郎通晴、後柏原院御代大永五年、信州蟹坂一本鎧長尾信輝感狀アリ○太夫前司通國○五郎左衛門國光○兵部太夫信實、正親町院織田大明神信長卿ヨリ元祿二己年三月五日、犬山合戰兵部太夫信實ニ下給フ、依テ犬山城主ト成ル。其時代々傳ル七流、髭題目、幡所望ニ依テ獻上ス、尾張國愛智郡、給フ。天正、亂茶羹御曹子秋田城介ト名乗、秋田、御國替ニ庄内田河村マテ御供、其砌御暇申上田河ニ居住ス。

○甲斐右林源一時ヨリ四十一代、末孫 板垣平太夫源朱印信氏花押
天正九乙未歲九月十日 一子相續他見無用。

- 板垣平太郎との
- 同 平二郎との
- 同 平三郎との
- 同 平四郎との

右四家ノ流何國ニテ割判ニテ引合、子孫ヲ可ニ名乗。

○紋  圓可大臣聖武皇帝ヨリ天平十五未年六月朔日ニ給フ。

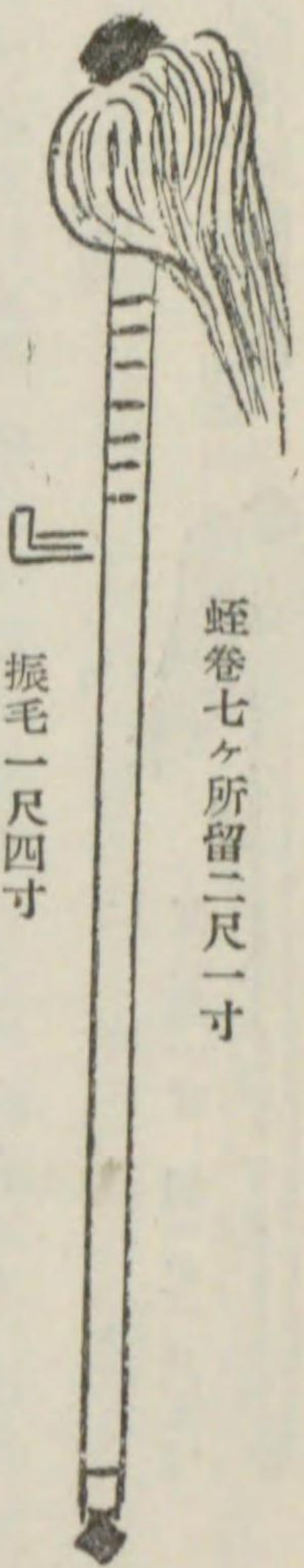
○紋  文德天皇天安元年寅十二月二十八日ニ給ニ薩摩守師一。

○鉢  同代同時同斷。
 留二尺一寸 柄一丈二尺九寸
同白熊二本也

月出羽道(仙北郡五)

○弓、恩地陰、卷 二弓也。後朱雀院長曆二年晴義給。

○大白熊



蛭卷七ヶ所留二尺一寸

振毛一尺四寸

敏達天皇射出左大臣師家公ヨリ給。家中腰旗、圖省略之。

○金大一

崇德天皇天治元甲辰正月朔早朝滿月御覽有眼宛丸給。薩摩守射手時五郎丸一親、是ヨリ丸大一。其外軍器、圖多省之。

○中興五代板垣元意家信正。

○六代 同 元真家信秀。

他家 中祖代圓左衛門 平四郎 三代目始成醫家板垣道壽 四代目元淳。と見ゆ。

○相馬氏家系譜

○鼻祖より二十八代○相馬胤冬醫家號壽安○二十九代同孫右衛門某云々。元和元卯年○相馬豊後八石村に住す、同二年より金洗澤田地開發、其後前谷地開發自八見谷地村唱、同六年申に角藏金右衛門引越、同七年

辛酉に花田谷地ノ臺○神明宮建立此臺ノ山下にやちくメといふ草また草花多く、白き花どもにまた犬躑躅咲まじり、花盛りこの墓處葬火場を造りしかば、不淨の烟その宮居にかゝれば、これを恐れ奉て、神明宮を今は村中の山に遷し奉るといへり。寛永元甲子年菊右衛門、與重郎、太右衛門、長右衛門引越、同

三寅年喜平、佐兵衛、徳左衛門、其後歳々引移り人数傳九郎、久太郎、間兵衛、甚兵衛、喜三右衛門、權之丞、八兵衛、寛文元辛丑年まで家數凡廿四軒に至りて、其年此處を八石村と改云々。二子澤西山臺に大平坊と

て山伏住居ありしが、いつの頃か此山伏斷絶せしか其年月をしらず、往古年寄の話にて、此大平坊明々暮大浦沼にいたり釣のみせしが、夏の頃釣たれながら眠たるに、沼より蛇のいと大なるが出て山伏を呑むとす。時に腰なる短刀おのづからぬけ出てその大蛇に向とき、山伏眠りや、覺めたり。難を帶劍の徳にまぬがれたりと、沼向の畠などに居る者の見て語りしと傳へあり。今なほ此山伏の屋敷跡あり。

此山下谷地野、大平藏谷地と唱、此山臥の釣場此西にあたりて、甚兵衛持場といふ處あり、是も大平坊が魚捕し場處か、甚兵衛なるもの魚捕りし處なるか、今も此處にて雜魚取よし。また大平坊が事を古老の傳説に、今北檜岡新町の山伏はその大平坊か跡なりといへり。

○正保三丙戌四月豊後諸品無殘燒失、是は村次郎といふ悴留主居して其時出火なるよし。此悴生得齶症にて十二歳にて死せり云々。燒ケ兜、鉢、鎧の袖、雁股、鍬など残りて有りしが往々失たりといへり。

○貞享二乙丑年花田谷地臺より○神明宮を今の宮地に遷し奉り、祭事祈禱四月十六日刈和野村三明院也、故世々御棟札遷宮堂師は三明院也。承應二巳年三月十六日始て爲三神祭、祭主檜岡村禰宜三五郎。○寶

永三^丙年社葺替遷宮三^明院、祭主同檜岡村遠江頭也。○享保十三^申年同葺替、遷宮同斷三月廿六日、祭主伯耆正也。○寛延二^己年葺替、遷宮同斷、祭主同斷。○寶曆十二^午年三月廿六日御神樂後に於て神殿燒亡、御棟札無殘燒失、同十三^癸年宮殿再建、遷宮六月六日堂師三^明院、祭主檜岡村伯耆正。○天明三^癸年葺替、遷宮三月廿六日^同。○文化二^乙年葺替、遷宮三月廿六日、堂師祭主同上。

神宮寺村社人齋東伊勢頭先祖、往古より同所鎮守八幡宮の神主職たりしよし。殿内と云ひし先祖斷絶、其時二歳なる男子一人残りしかは、續縁なれば遠月村の小兵衛家に養育し成長なして上京し、吉田に於て八幡宮ノ下社家祠官に仰渡され、三月三日流鏑馬の役たり。其子伊勢頭また絶轉し、享和三^癸亥年、檜岡村なる丹右衛門といふもの此家を繼ぎ宮三^郎といふ。文化十四^丁年上京官途し伊勢頭と成り來りしが、八幡宮の下社家には安房正添簡あらざればなる事あたはず、かくて八石村の神明宮祠官にて相續來り、上京の節宮なく官職ならざるときは、左のごとく申上べきよし相馬壽安より云ひやりし事也云々。

○北檜岡村、萬治三^庚子年始て驛場村と成り、もと神宮寺新町邑なりしを檜岡、外小友兩村の親郷と成りて、北檜岡の號を得たり。御田地開發八石村山、出水を以て發端となす。松倉、御水門揚水石堰堀通、後山出水右、堰へ底樋を渡しやり水とせし也。此材木は神宮寺村の八幡宮社地より出し也。此材木元祿十^五年五月十九日瀬頭村長藏といふ者の家より出火して、八幡宮社堂を始め神宮寺村不殘、寶藏寺に至るまで燒亡し、そのとき此八幡宮の社木の燒杉孫右衛門申入^レ郷中ともに請、右、蓋樋七箇處に渡^レたるよし。右普請元祿十二^卯春より同七月まで、此樋わたしたり云々。

○金洗澤水落尻、上高野、鬼澤まで、川岡山峯界、鬼澤陰谷地水落堰界、大野前新堤、惠澤向清水澤堰東に在り、新堤東南は海草谷地、右堰は清水澤堰、海草谷地堰二筋ともに新堰にて落合、西は蔭谷地、東は海草谷地、清水澤堰、東南は神宮寺村分、堰より西は半道寺村分也。北檜岡地界金洗澤尻、高屋敷村、前山はつけ峯界、龍藏寺屯臺切。此龍藏寺と云は永祿年中没落のよし、城主いづれへ落行しか知れず。遠月村の小兵衛先祖は龍藏寺伯耆守の家臣たりしといへり、小兵衛祖は菅原遠江といへるよし。また宇留井谷地村の權兵衛といへるも、伯耆守家臣にて工藤主計といへり、小館の市兵衛など云ひしもみな龍藏寺の臣たりし也。横町といふ處に山伏ありしが、此山伏は、伯耆守の祈願所といふ刈和野の不動院が祖なるよし。

○八石村開田發端相馬豊後は村開基、延寶四年御改制まで既に御田畑百四十餘石也。すべて神宮寺村北檜岡村とも澁江古内膳殿差紙處にてありしかば、三代孫右衛門より澁江家に於て御目見被仰付、正月十一日年々御料理頂戴、殊に御上下まで拜領あり。元祿年中荒川彌六御分地にて、八石村御高百三十餘斛御配當になる、後荒川御組代など被仰付、五代孫右衛門代に至て困窮になり、澁江家、正月十一日出仕願申上止たりとなむ。

○相馬豊後八石村居住を、古家臣伊藤德兵衛、高橋茂八等尋ね來りしを別家となして今に在り。また檜岡に纒^カ附屬の内に手下^タ士なりとて、高屋敷村に小吉といへるものあり、先祖の云傳へなりとて年々寒暑に出仕ありし也。

○北檜岡御開田往々發立八石村山、出水のみにて及がたく、元祿年中松倉御水門揚水神宮寺御田地過半起立、餘水大浦沼、遠月沼、落行ければ、沼水上願にて寶永六己年兩處に任せたるよし。それより北檜岡村にて大浦沼を宇留井沼と唱たり云々。八石村も元祿年中以前は鬼萱を苜取り御上、納めたるよしにて、今に八石野とて、うるゐ谷地の沼向に在り、今は北檜岡村にて苜り納る也。其頃は孫右衛門開肝煎どあり。年寄りの噺傳へには、元祿年中神宮寺村枝郷となりてより、葦萱上納を御願ひ申上て止たりといへり、云々と見ゆ。また本系譜左のごとし。

○上祖冬將 陸奥守、村岡次郎二男相馬日向守、天 ○二代將則 左衛門尉、長保二年 庚子四月十八日死 ○三代將義 中務大夫、母上總介常 永女、長元五年十月死 ○四代冬庸 左京大夫、延久元死、有弟 ○五代冬包 孫九郎、寛治七癸酉十二月 貞弟、大治三戊申卒 ○七代忠康 隼人正、保元三 橋岡兵右衛門尉盛常繼 ○六代忠頼 左京進、信田小太郎常 ○七代忠康 隼人正、保元三 八代將度 駿河守、母矢嶋信盛妹 壽永二隨義仲戰死 ○九代將信 能登守、貞應元 卒 ○十代忠昌 右京亮、建長六年七月十日死、有女一人、沼館 ○十一 代胤和 左衛門尉、私安八 ○十二代將純 日向守重胤、東太兵衛尉弟、正 張小野寺氏拜賀 觀應二年四月十五日卒 ○ 十四代冬經 右京亮、應安元小野寺氏附屬 和三甲寅由利戰十一月七日死 ○十三代冬盛 左京大夫、室八柏氏姉、元正應永頃尾張出 信月卒、南部黑澤尻加勢 ○十八代將康 豐後守、母柳田氏姉也、 應永三丙子十一月卒 ○十六代將治 左衛門尉、康正 元乙亥二月卒 ○十七代將 廿一代忠胤 豐後守、天正八年橋岡保太盛近三附屬同十五丁亥年 陣、趣隨瀧江古内勝戰死 ○廿二代胤冬 豐後、慶長十八年自大阪御 居住。其頃長丁場大道兩側葦萱原也、爰ニ坐頭坊三人休居タリ、豊後何ノ故無ク是ヲ切捨タリ云々、爲 其巢ニ三代間盲人、馬鹿ナド生タリ、申傳フ。萬治元戊戌五月朔日死。民俗○二十三代將利、俗名孫平次、



關口村
水田
白富の
タリ

月出羽道(仙北郡五)

室蒲村茂左衛門娘、寶永二乙酉七月二日死。○廿四代忠嗣孫右衛門、妻村菊右衛門娘、是迄檜岡常泉寺
 且家、忠嗣ヨリ神宮寺村寶藏寺衆且下ナル。是迄子無育、其故ハ豊後無故坐頭二人殺害シタル其祟リカ、
 五十歳ニ至レバ必盲人トナリシト也、此家今ハサル事無シ。此孫右衛門禪學ニ志シ、若年ヨリ常泉寺ニ
 通ヒ學ビシト云フ。其頃新町下通リ河端皆葭原ニテ、或時盜賊出テ切カケタリシカバ、其刀ノ尖ヲ刎越
 エケレバ、盜賊ハ利タル人ト恐レテ逃タリ云々。後ニ寶藏寺ノ且家トナリ佛參シケルニ、寶藏寺ノ其頃
 ノ住持觀月和尚明智僧ニシテ、寺小路ニフシギナカリシヤ、孫右衛門ナラデ眼ニ見ユルモノナシト尋
 給フ云々。實ニ餓鬼ト云モノ有リシガ見エタリト云傳フ。寛延三庚午三月六日死。○廿五代胤冬孫右
 衛門、妻北檜岡村九兵衛、子五人、先三人女、姉ニ養子與四郎是別家、其次大森村與四兵衛ニ嫁ス、次ハ神宮
 寺村ニテ佐平次ニ嫁ス。其弟孫平次、其弟文五郎幼童故九兵衛ヨリ養子ニ繼ク、別家孫助ト孫右衛門隱
 居シテ孫作ト號ス。文五郎孫右衛門ニ繼。寶曆七年丁丑七月十日死。○廿六代孫右衛門、北檜岡九兵
 衛ヨリ養子、後隱居、享和三年癸亥六月七日死。○廿七代孫右衛門文五郎、妻下鶯野村作助、妹子、長子
 醫業壽安、號、養子ニ繼半道寺村嵯峨八兵衛三男壽安神宮寺村ニ住居ス。○廿八代胤冬壽安○廿九代孫右
 衛門辰之介半道寺村、八兵衛三男云々。」と見えたり。

新設出羽路 神宮郷 六

○寶藏寺歷代並來由

○白宮山寶藏禪寺は加賀、國大乘寺を本山とせり。また大乘寺ノ三世明峯素哲和尚の像を安置し靈牌を
 置る、素哲遷化は觀應元年庚寅二月二十八日也。○當寺開祖寶山宗珍和尚、應永二亥年三月廿八日遷化
 ○二祖智海定慧和尚、遷化、年號不知正月廿二日○三世前總持寺揚山元讚和尚、遷化、年號不知二月二日
 ○四世通岩正津和尚、遷化、年號不知四月八日○五世前永平寺松山文光和尚、遷化、年號不知三月十五日
 ○六世岑菴全宗和尚、遷化年號不知三月十五日○七世心岩元春和尚、元和九年癸亥七月九日遷化○八世
 格菴梵越和尚、遷化、年號不知十月廿日○九世株山春昌和尚、遷化、年號不知十一月十八日。十世安榮
 代ニ回祿故二世ヨリ九世ニ至迄年號不知、但是福昌開山故年號相知候○十世安榮昌穩和尚、寶永七庚寅年十

月十六日化○十一世大陽觀月和尙、享保十六己寅年四月廿五日化○十二世潛巖觀機和尙、寶曆五乙亥年正月廿四日化○十三世慧日機光和尙、天明六丙午年十二月六日化○十四世祖柏的禪和尙、從當寺闍信寺移轉○十五世祖竹虎禪和尙、正洞院移轉○十六世泰良和尙、享和年中秋田郡笹館村養牛寺移轉○十七世智棟和尙、文化年中化○十八世良慶和尙、文政三年化○十九世默牛和尙、今年文政十年丁亥二月十三日雄勝郡山田邑最禪寺移轉也○二十世當住柏庭和尙、未晋山也。

○當寺鎮守

○白山妙理大權現社、祭日六月十六日。○稻荷大明神社、祭日二月初午、日。○秋葉大權現社、祭日三月十八日也。

○洪鐘は再鑄寛政己酉年九月一日十五世虎禪和尙の代也といへりと刻たり、美妙音なり。

○徳政夜話に、小貫高畠村なる富樫源右衛門といふが先祖は、加賀國にて安宅あたかの關を、九郎判官義經公作り山伏にて主從陸奥におもむき給ふを通してける、其富樫左右衛門が後胤なる富樫形部左衛門は、前田利家と戦ひ負て俘浪の身と成り、出羽の國に來りて此邑の土民となれり。其ころおやの菩提寺なれば寶藏寺をも伴ひ來て、此出羽の仙北に寺を建て其時の住僧すましを住職む。富樫氏民家とくだれば、出むかふときは和尙に上座を譲りけれども、和尙はいにしへの君臣たりし禮をわすれず、ひたにわびて源右衛門を上座にすうる也。今は世久しう經ぬれば和尙上座に居り富樫其後に座れど、年始、佛事の時は源右衛門、和尙の上に座りとか。いつも正月七日ごとに、一家きうざう此寺にうちいざなひ詣る事吉例なれ

ばれいのごとし。あるとし、明なば菩提寺にまゐり前祖の靈牌に御年始御禮まをし奉らむと其まうけしけるほどに、夜もすがら狐家を巡りて啼に鳴ぬ。源右衛門をはじめ、うからやからもあやしみ、源右衛門いと早起出て外を見めぐり一間をおし明れば、奥なる床の上に白狐蹲居たり。いづこよりこゝに來し、あやしき事也といふかりて心にかゝれど、寺に行かばやと思ふほどにかの狐は見えす。こは、ものゝさとしならむ、河越えの寺なれば川なご心にかゝれど、例年の事なればすべなう河うちわたれど、舟のさはりもなくいたりぬ。寺には例の饗應して待ぬ。かくて禮ことはぎ事をへて此狐の事を話れば、和尙手をほどと打て、その事に候、去年參内の下向加賀國の富樫村に一夜泊しかば家の主人、われゝが先祖は富樫殿の家臣たり、富樫殿は天正の亂に家ほろび出羽に落行、仙北といふ處に其御子孫のありと聞し也。いにしへも寶藏寺といひし富樫殿の菩提寺ありしが、和尙の御寺も寶藏寺といふ事こそゆかしけれ、古主人の御寺にてはさふらはずやと問ふ。しかり、神宮寺村の寶藏寺とて富樫殿の代々の菩提寺也。富樫氏の後は源左衛門と申て、寺よりは三四里斗隔て小貫高畠村といふに、よき百姓となりて一家も廣く家榮えさふらふなりと語れば、さてくつかしき御事にさふらふとて、二三日止られてむかし物語して、唯今の氏神には何を祭りなされ給ふやと問へるに、往古はしらす、今は藥師を富樫家の氏神とせられ候也といへば、あるじ、御先祖代々稻荷明神を氏神と祭り給ひし也と傳へ侍る也。没落の後は氏神の社ばかり残りさふらへば、おのれらが先祖より祭り來り候也。こたび幸の事也。富樫殿

の氏神の社なる棟札を御とゞけ給るべしとて、頼みつかはせり。此事を失念たり、むらゐゆるし給へどて其棟札を取出てわたしぬ。さては此事を、たうめの神の告ありしにこそありつらめと云ひてみな大によろこび、笑顔さかえて酒飲みうたひよろこぼひて、暮ふかく家に飯りて、やがておのが砌に祠を造てかの棟札を納めて、稻荷御神を恐み齋奉りける。云々と見えたり。或人の云々、そは寶永の頃にして、寶藏寺の十一世にあたる觀月和尙享保十六年四月廿五日遷化の代にてやあらむといへり、あやしう珍らしきものがたり也。此寺に重寶もあまたありしが、回祿のためにみなく類災たり。累世の過去牒すらうせたりけむ、住僧の遷化の、さしの號さへしれざる處代々つゞきたり。富樫氏は此寺の大檀越にして、富樫氏系譜に代々の法號を記して當寺に残れり、その家系譜もまたこゝに擧つ。また富樫の家系譜左のごとし。

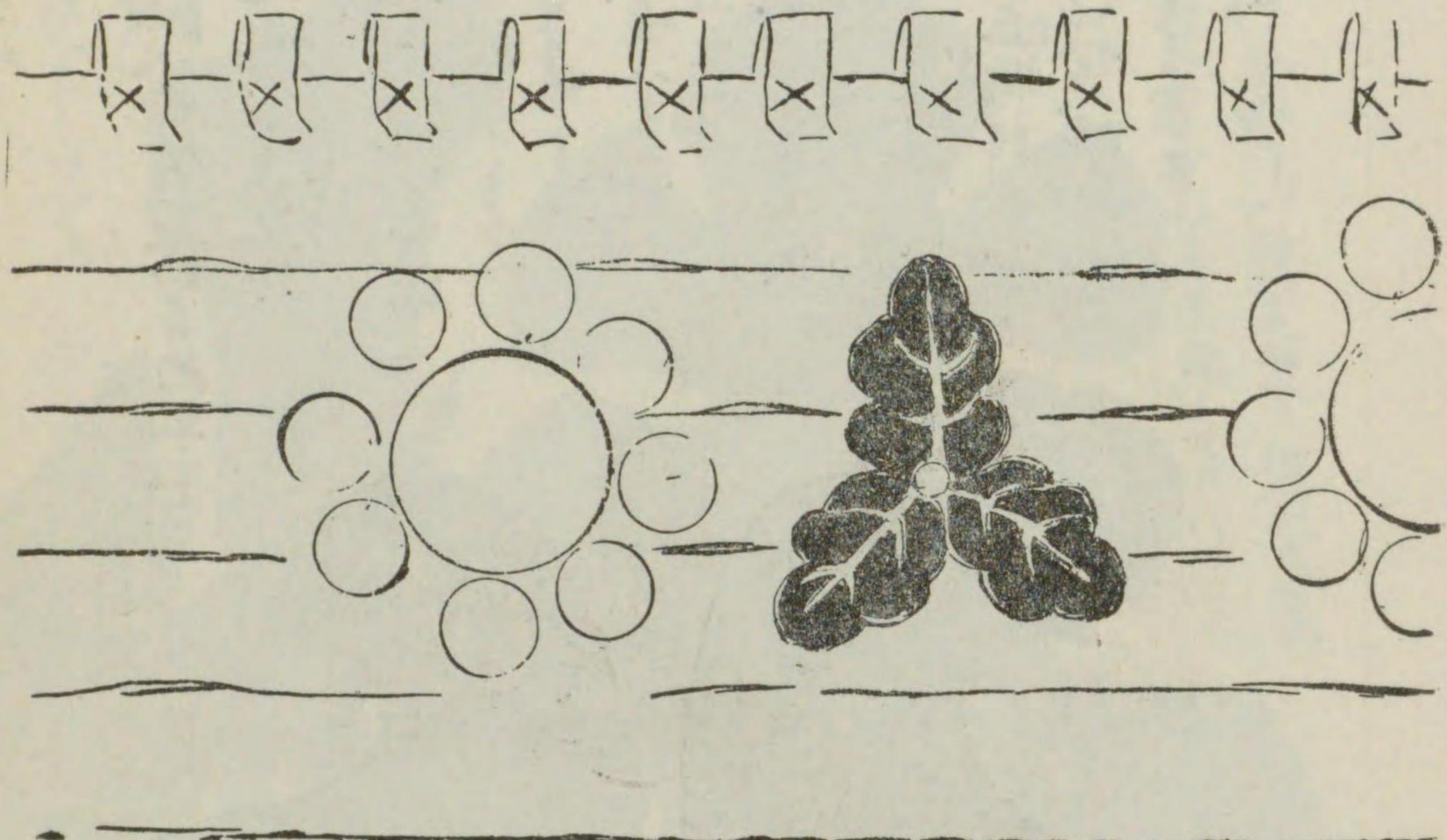
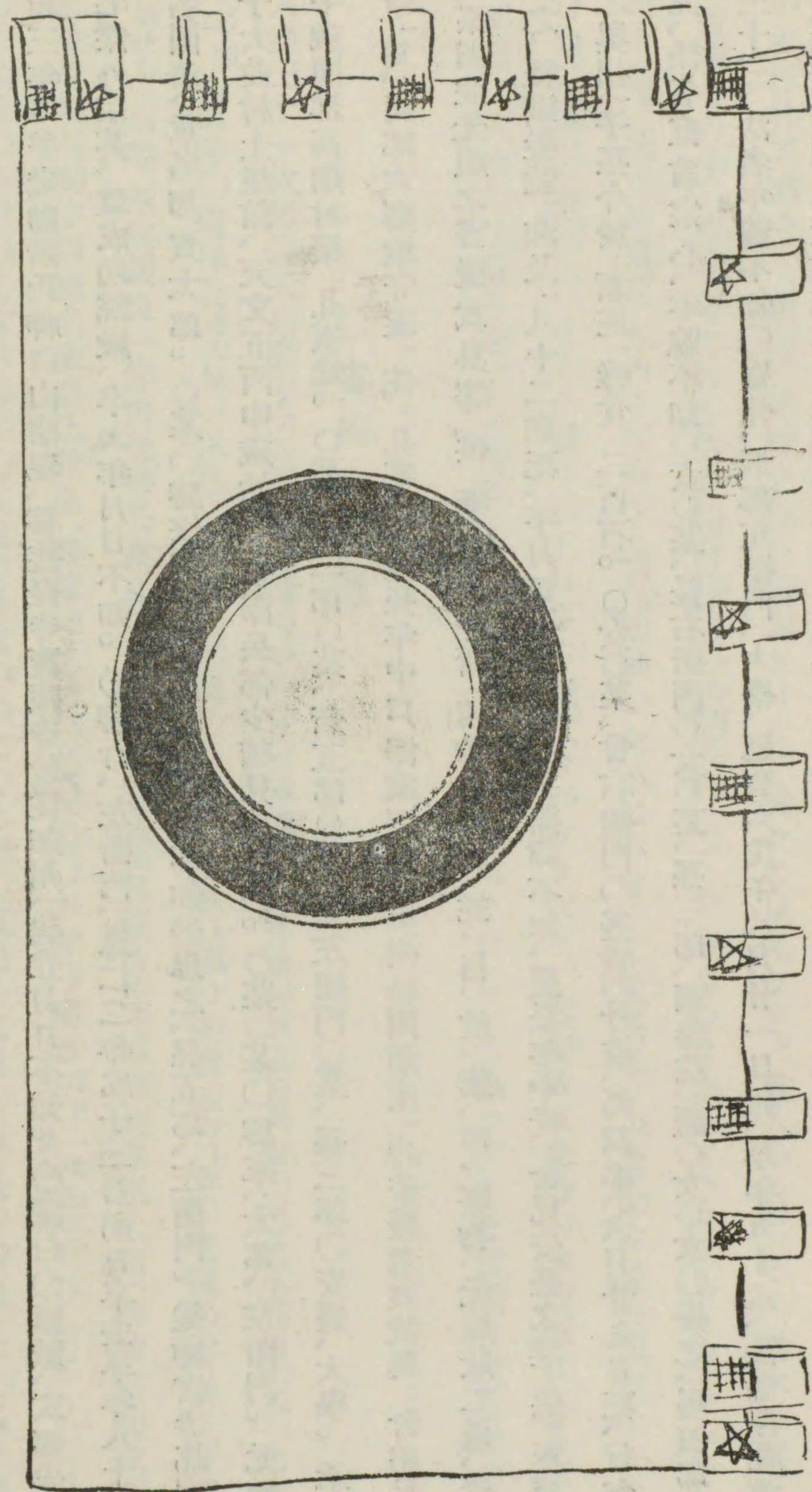
○富樫家系譜

○人皇三十一代敏達天皇御宇○諸兄公物部氏始賜橘姓任右大臣○諸良從四位下右衛門督○逸勢公任右大臣○光久民部少輔、平城朝人也○信隆○遠保公左大臣○保昌○直幹○忠朝○孝綱○隆綱大膳大夫○義綱左衛門督○隆保○信保○師輔公九條攝政右大臣學館院張良一卷書逸勢公渡也、橘家近代冷泉院外祖右大臣師輔公藤原氏座、學館院繼故橘藤混亂故冷泉院御宇兩家名乘事此故也、書傳印也。○基經公○濟時○秀郷六十一代朱雀院朝號倭藤太山○知常○文修○文行○公光○秀村○光重○佛盛○文成○盛政○秀之○忠村○成光○成通○遠道、左衛門佐、法名普國常

照、諡天光院殿、卒去年月日不知。傳曰、五十九歲敗北本國加州主從十七騎住羽州仙乏郡神宮寺邸内館、文和三年甲午歲勸請氏神白山權現、移菩提寺寶藏寺於從加州、建立月日不知。○誠白○福誠、式部少輔、法名傑外宗英、諡成功院殿、卒去年月日不知。○勝行、左衛門、應仁二年戊子三月朔日卒享年八十八、法名圓濟、童名加賀太郎。○某○勝修、左衛門○修忠、名不知○忠之、孫五郎、左衛門。從神宮寺邸内館移于大曲村土屋館、天文五丙申歲始爲三戸澤兵部少輔兄弟之約。○某○某○勝家、太郎、左衛門。元龜元壬午歲同郡高畑村築三孔雀城。○某、作二郎○某、新五郎○某、新左衛門○某、孫三郎○安盛、大學。承三戸澤命爲同郡六郷境守護住三孔雀城、慶長年中戸澤家遷爲三奥州松岡領主一時安盛老衰故與三舍弟長兵衛系圖並先祖之書通武具等供三奉奥州、今所傳物白地絹三蛇目、紋、旗、甲、豎物、元服狀三通、鏡等有之、後剃髮號三和及一八十二歲死、年月日不知。○長兵衛諱不知、慶長年中受三舍兄安盛之讓供三奉戸澤公之奥州、子孫今於三新庄三祿食三二百石。○女○某、曾右衛門○盛重、丹波、馬四郎、六月廿九日死、行年七十九、法名直翁宗心、年號不知○女○某、長右衛門○女○某、孫三郎、福善院、祖○女○女○盛之、馬四郎、享年三十三、法名年號不知○盛仲、刑部左衛門、大學、延寶六戊午八月廿一日死、享年五十八、法名淨菴道清○某、孫右衛門○某、長四郎○某、利左衛門○盛芳、刑部左衛門、寶永六己丑十一月九日死、法名祖翁淨意○女○家重舍弟養子○家重舍弟養子正徳三癸巳五月八日死、法名光山知明○女○延盛、馬四郎、明和六年己丑九月十四日死、享年六十七、法名大英智雄○女○某○某、安平○盛宗、伊平治、刑部左衛門、安永三甲午年七月十一日死

享年五十八、法名日山道輪○某、甚五郎○某、佐太郎○女云々と見えたり。

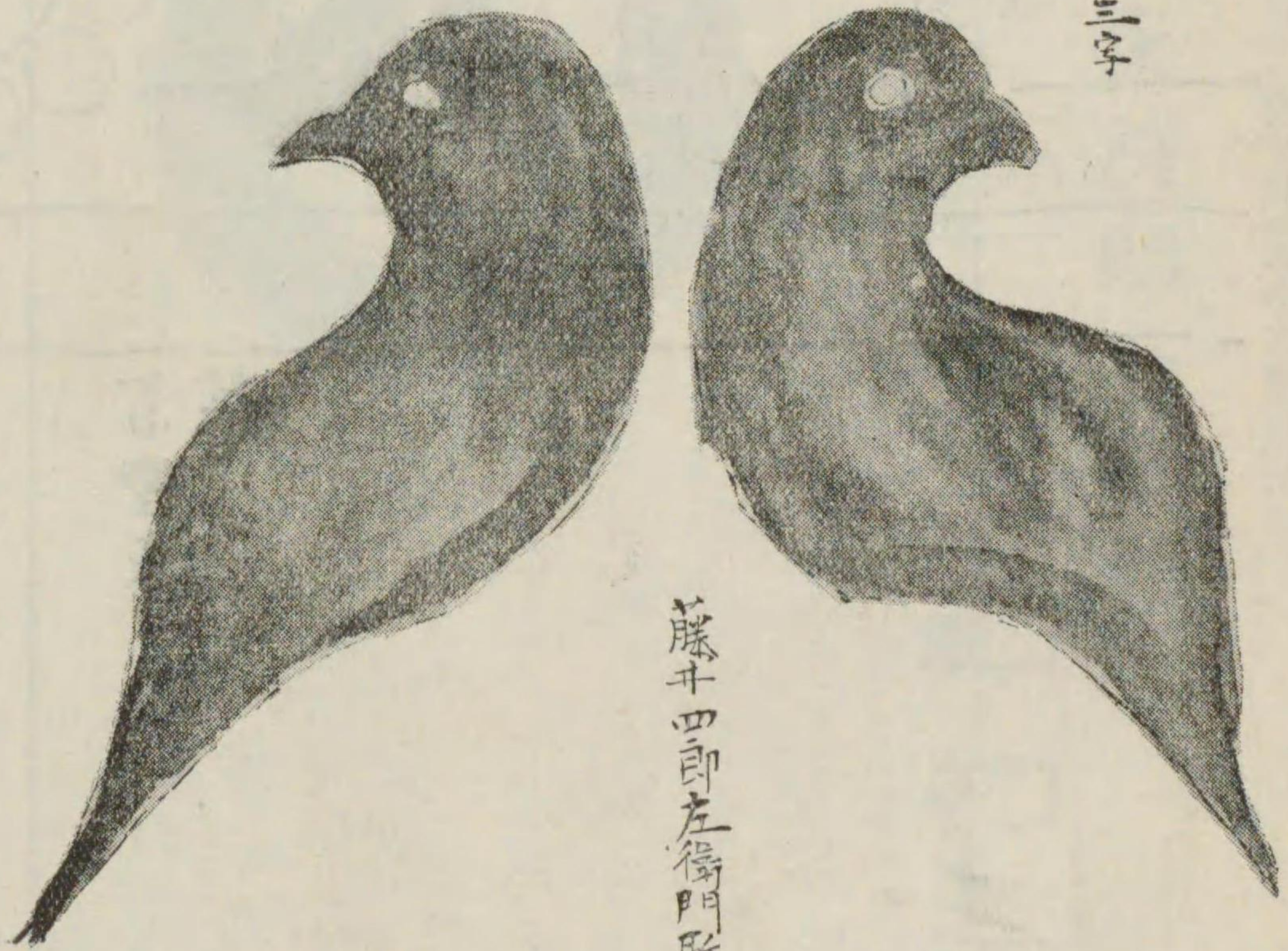
富樫家旌驗蛇眼形



富樫家
幕

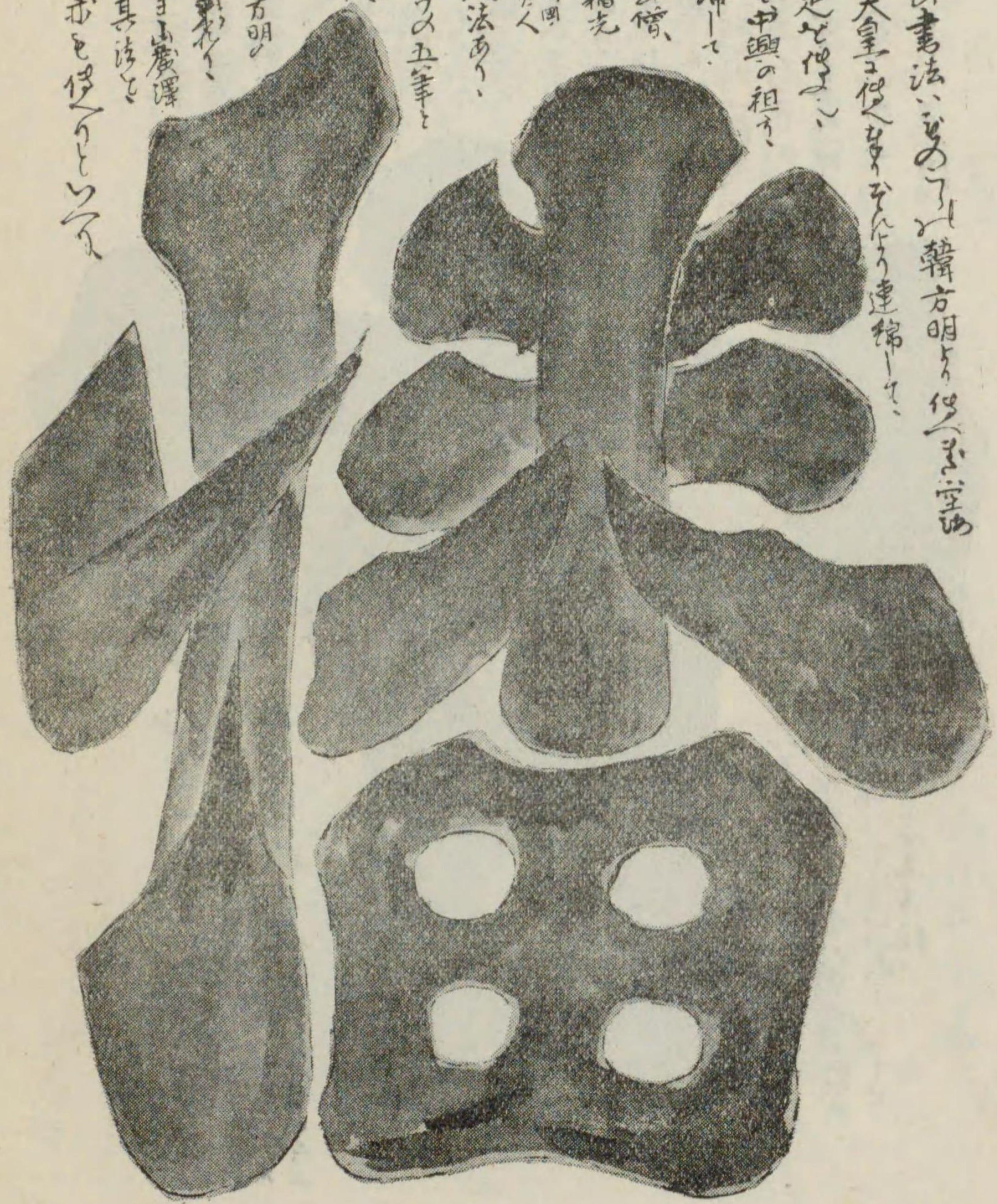
神宮寺林右衛門八幡宮額書縮字三字

此八字楕形の点、空海
大師の書ことなり、
果圓の八幡下、持、市額
り、是も様本と名之
あり、中より幅より
字、其大、長八寸許、
闊七寸五六分、
是れ、八宮の二字も亦、
推く、初め、
此額、正徳、年、此郡民
藤井四郎左衛門、家
奉納せし、一、此、
草書、書、つ、
今、存、

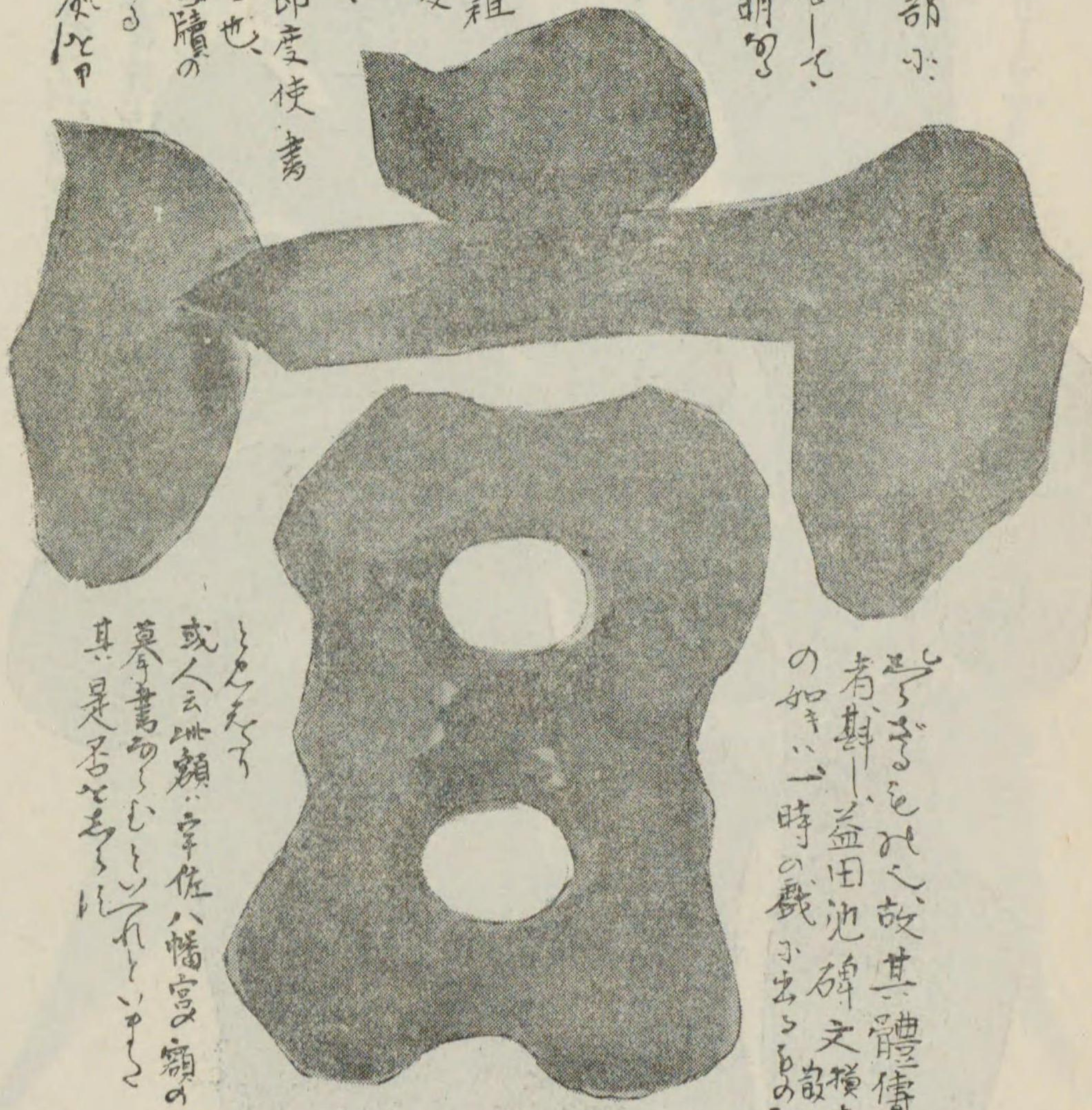


藤井四郎左衛門所藏

空海上人の書法、
上六嶋、
松花堂、
去、
り、
積善院、
終真堂、
律師、
律師、
内、
六、
昔、
雪、
法、
具、
見、
稻、



好古小録乾部小僧空海書傳云空海入唐一七書法也韓方明言人不得其書名也後世子規也本邦にては花白等の書ありしと始とて東来七祖畫像の各親及賢識書訣唯此帝に奉詩吾采與越州節度使書最澄小寄書牘の如不用意に由者予自好歴也



此の如きもの故其體傳者對益田池碑文模本世の如き一時の戲小出もの

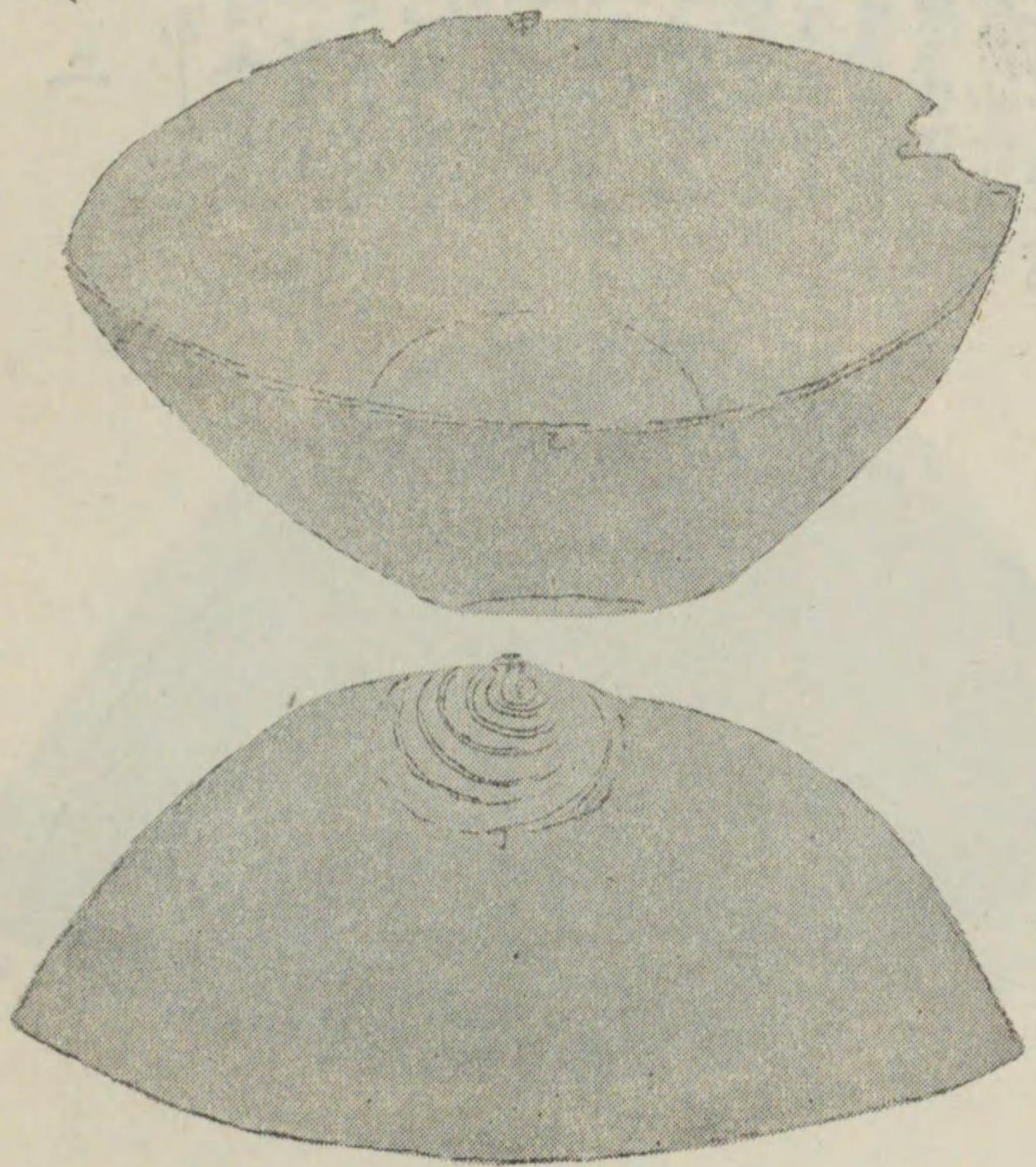
或人云此類字佐八幡宮額の莫書物といふれし其是否と云

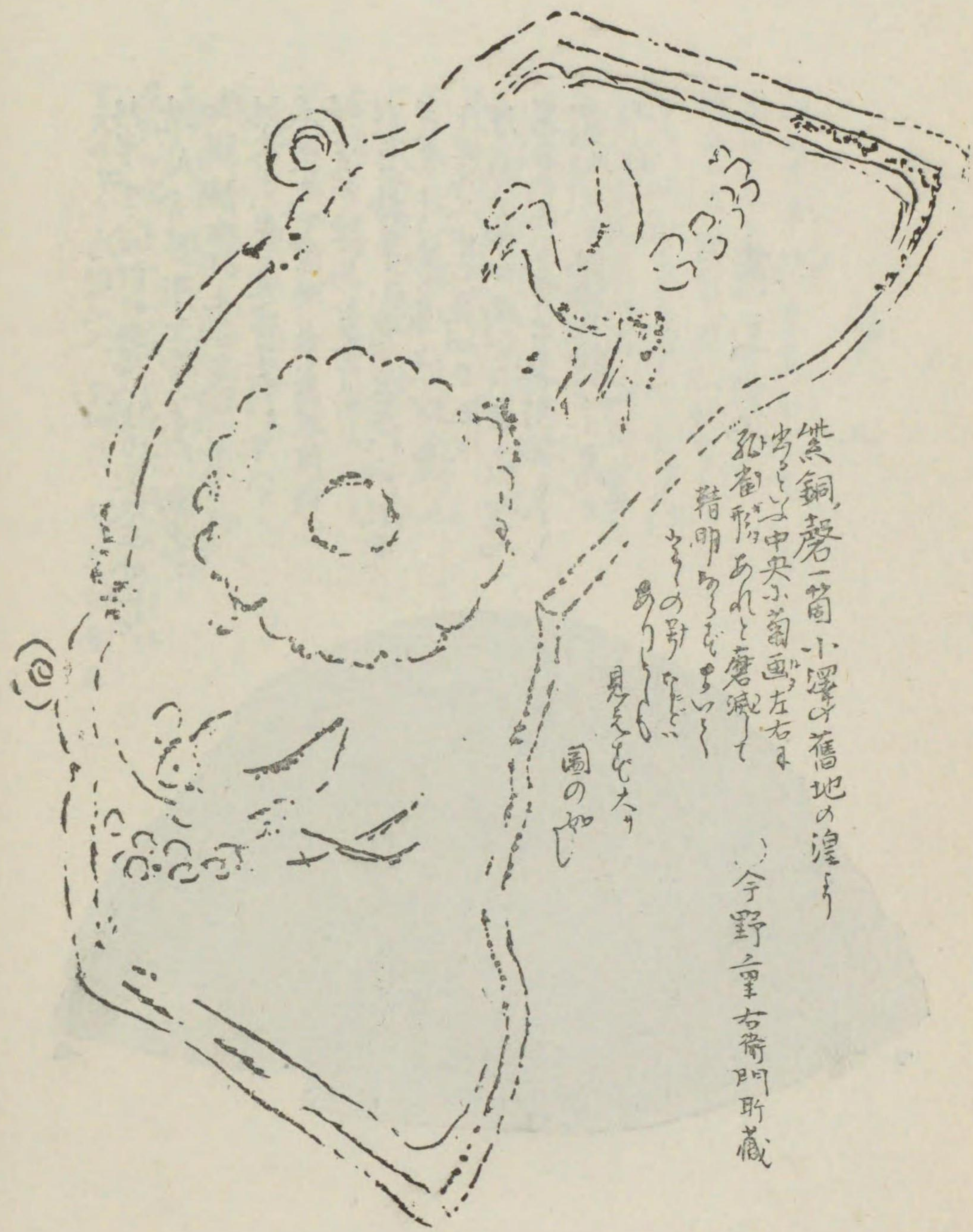
其二

平笥圖 三枚

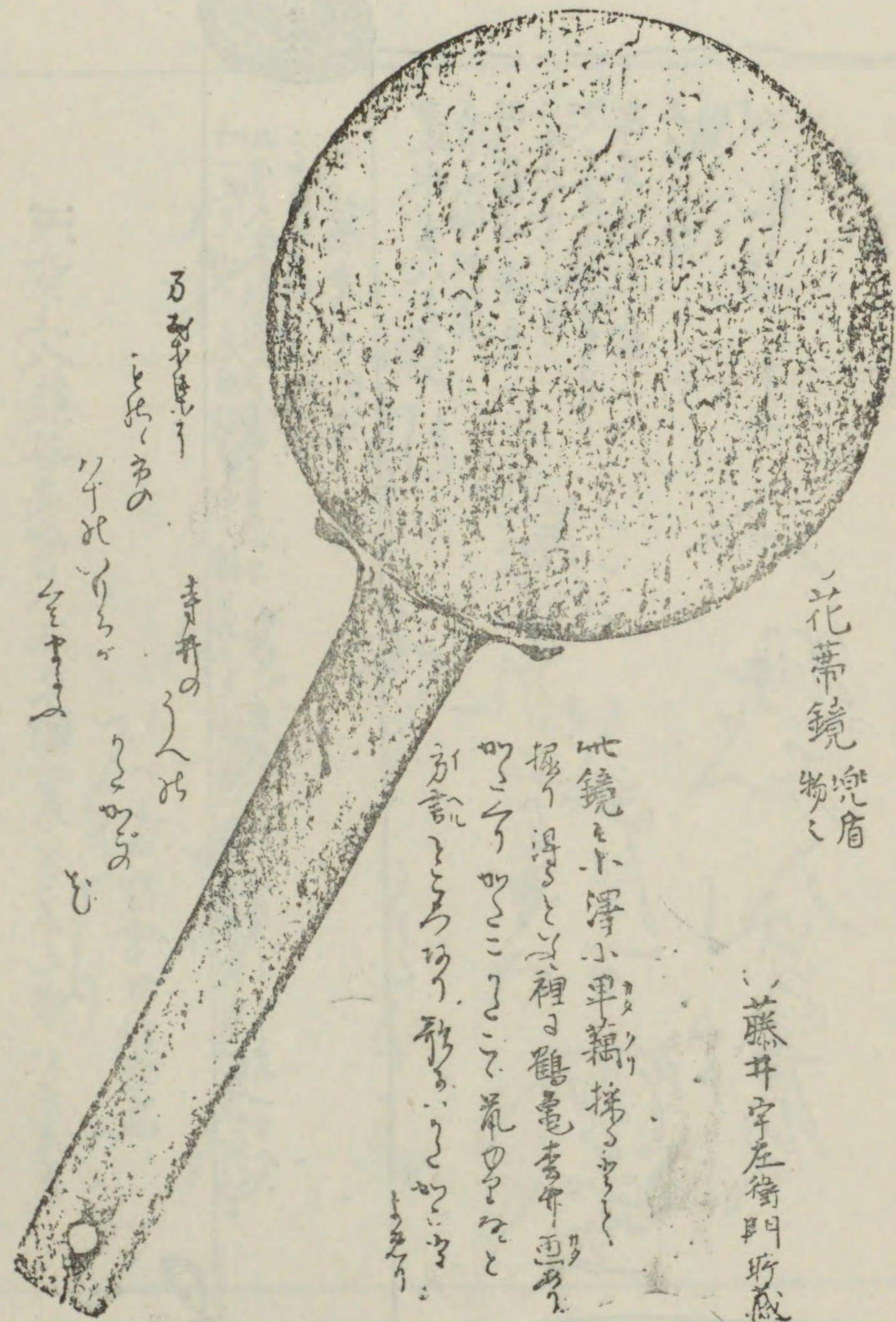
同藤井氏所藏

甲乙の直四寸許経居丙丁の直二寸三分深二寸二分其形半道平色了修驗清龍寺の藏葦島に古跡より得し品也此物をも藤井氏の藏陰四三枚大浦の沼て大沼早水檢とて早水元とて早水柄とて水底の塵埃とて場とて雑表の場とてとて上代の陶器





供養銅鏡一箇小澤守舊地の遺り
出所は中央小菊画、左右に
紅雀形ありと磨滅して
精明ありと云ふ
ありと云ふ
見るとは
圓の如し
今野重右衛門所藏



花蒂鏡 兎盾

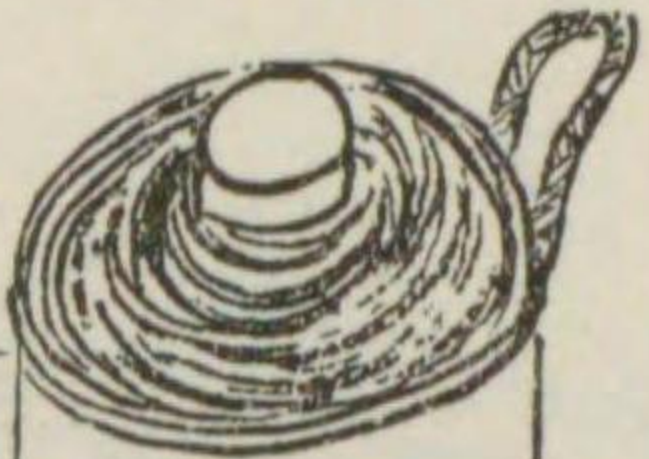
藤井守左衛門所藏

此鏡は小澤小平親様より
振り得ると云ふ裡に鶴亀を年画
ありと云ふこと云ふ花の
が言ふとありなり。云々

万葉集に
とある所の
今野重右衛門
所藏なり

源空上人熊谷直實入道反翰一卷書畧之舉於未之義

(富樫傳市郎取藏)



此一卷の語、未國決の、横刀あり、熊谷直實、弟じて、二谷の政、
無官大夫、致盛、之、と、一、刀、少、し、其、一、刀、
官、庫、に、納、り、し、
草、書、十、五、字

建永八年三月代の

帝上御内院の

時、世、に、建永

二年、小、宮、の、号

改、て、建永二年、

即、美、元、元、年、

小、宮、の、号

建永二年

三月

源空

熊谷直實

心身上人、
年、た、の、見、
我、年、
か、
は

右

黒谷法然上人消息者能治即直實入道
約所身還日送上人書之返簡也上人之
慈意無量唯然古德一捧唱豈佗す
一同拜見之人或十念或一念必人の回
向矣

南無阿彌陀佛

こここここ

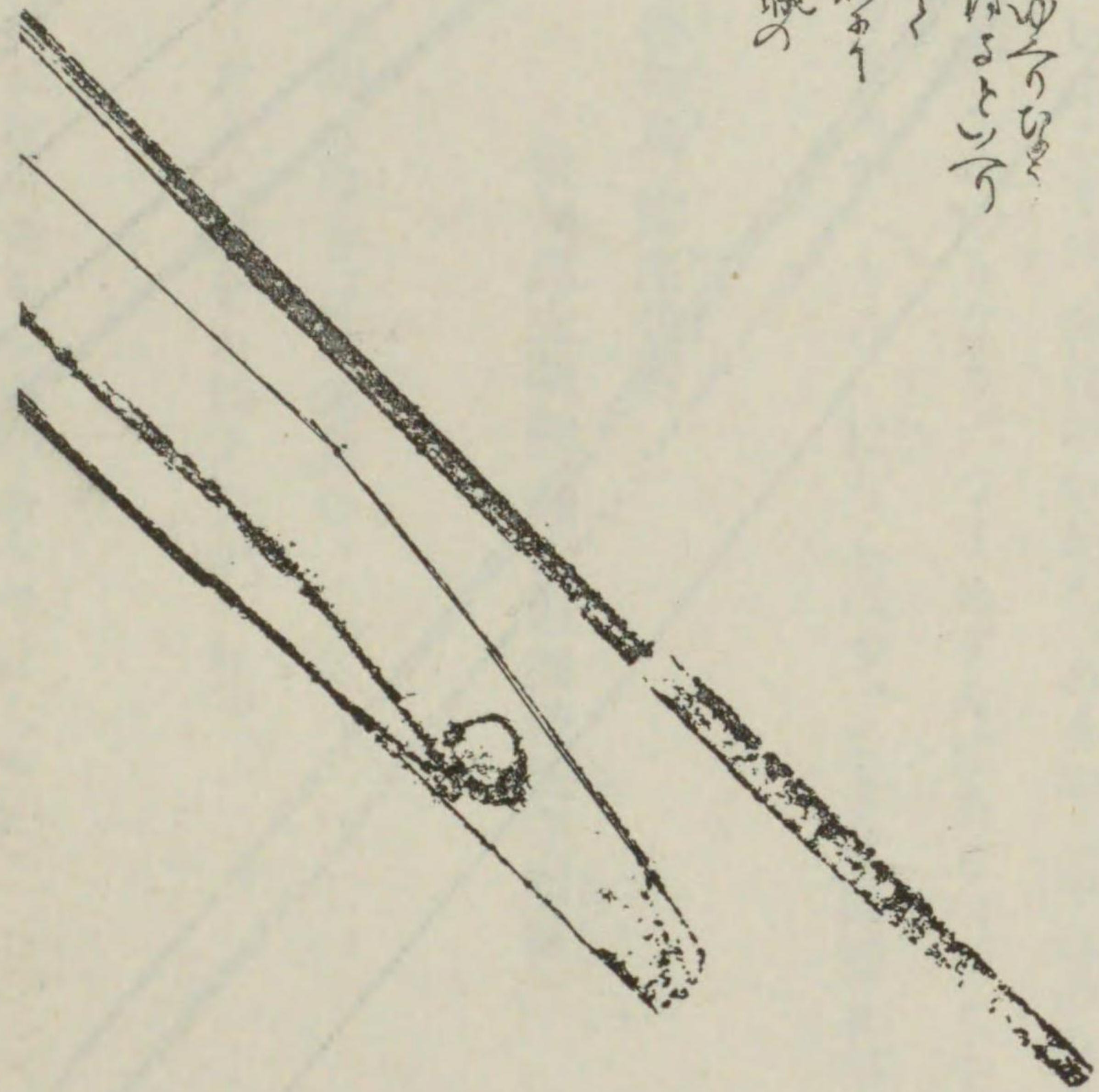
此奥書はよしある禪家の僧侶と見えたり。熊次郎直實と書けるは谷ノ落字にや、また熊次郎とも省語(ことそぎ)て呼
びつる事ありしか、是否を知らず。また外に落字もありけるか、解えがたき行あり。

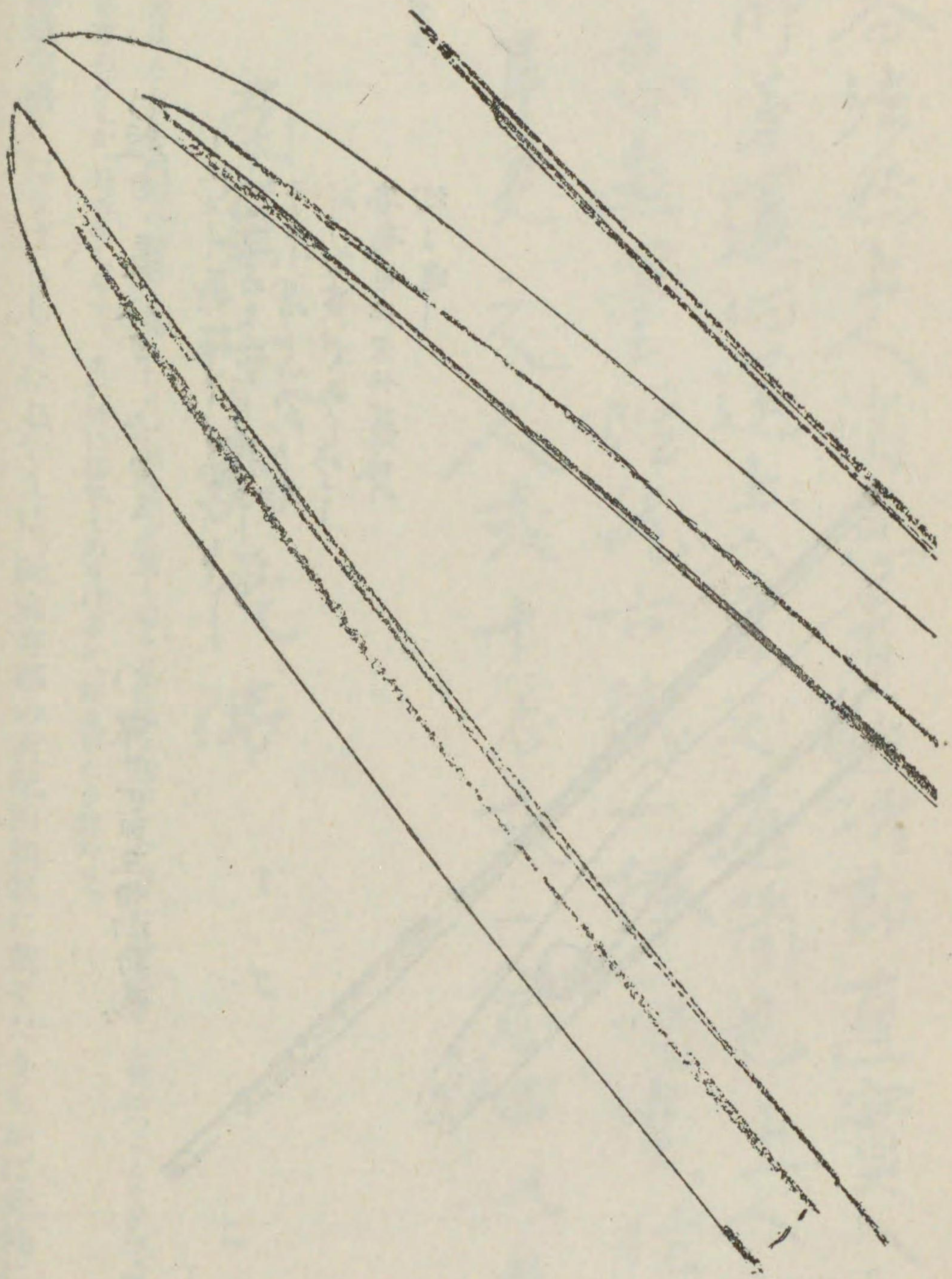
○源空大徳蓮生房にたうばりしもむじやうは、神宮寺郷の古記由緒録に載せたりしかば此條に省しつ。

短刀長八寸 二カ

○藤井口前左衛門所藏

一むの敬極むくゆのひ
地もあらわりの指ふとん
そそ小澤といふ
所へて渡すありゆき
名部貞任宗任龍城の
地と述





延寶年中齋藤伊勢頭盛久代也

神明宮祠官

○齋藤左京盛次所藏

「中臣祓假名抄序 此中とみばらひといふことは、神代のむかし、あまのこやねのみことのしむせむにして、神のみちなり、かみのをしへなり、かんみのりなり。つとめすんばあるべからず、まなばすんばあるべからず、云々。世の人のわらふべきをもかへりみ(ま)はぢらはず、ときは延寶九年秋八月、書あつむるものならし。

佐州雜田郡善知鳥うたふ郷鹿伏村かふし

善知鳥太明神たふ祠官市橋若狹守順政よしまさ。」

天八重雲あまのやへぐも伊豆いず千別ちせつ天降あめ依之奉よりのほう

あまつ風あめのやへ雲吹はらへはや明らけきひの光見む。

久かたのあめのやへ雲かきわけてくたりし神をわれそむかへむ。

天あま益人等えきひとら

とひ見はやあまのますひとくさくにおかせるつみのありやなしやと。

申刺

たに川をせくみなくちにみくしたてしとしろをたにたねまきてみむ。

月出羽道(仙北郡六)

高山乃伊惠理短山乃伊惠理乎撥別天所聞食平

かみかきのへたてはかりをしるしにてなきこそ神のかたち也けれ。

荒鹽乃鹽乃八百道乃八鹽道乃

うみにます神のたすけにかゝらすはしほのやはへにさすらへなまし。

左男鹿乃

かく山のはゝかもともにもうらとけてかたぬくしかのつまこひなせそ。云々。

此一卷どころく省き、いさゝかこれを擧る也。

澁江家給士

○仙波三郎左衛門元長所藏

「四方集

(法橋紹巴真翰 一冊)

夫連歌は色々むつかしき習ひ御座候へとも第一御作意肝要に候。いかに物を知ても作意なき人の連歌は、ふしくれ立て聞よからす候。いにしへの人の申され候も、五尺の菖蒲に水をかくるかことぬれくこと、さはやかにしたつへし云々。(此一巻の末に)

天津正しき十とせの三か一の秋の始にしるすものなり。

法橋紹巴とあり。

此三が一といふは、四といふ事をぐるむしもの語にいへるを、こゝにとりなし書るなるべし。

三 紹問答

○同家 仙波氏所藏

天正七年六月下旬に令上洛京に先四五日逗留して牧庵舉祐にて細川兵部太夫藤孝攝州有岡の御陣にまします御所え參着し廿日滞留にて藤孝仰には關東よりはるく預御尋事不淺御志にて其後同道有爰かしこ名所舊跡をおしへ給ふ云々。

紹 江參

三 甫と見えたり。

「文祿三年五月十二日

初 何 第一

紹 巴

世とゝもに花咲つかむ若木かな

春の野山をうつしおく庵

昌 叱

鶯のおなし籬に聲そへて

同

右一順を擧る。

「伊勢千句聞書第一

高 國 朝 臣

あさ日かけよもにほへるかすみかな

雪消残れる山のはもなし

宗 長

うち出る水のしら波春みえて

宗 顯

月出羽道(仙北郡六)

千句の内一順を擧る。

「いせものかたり葉本末に

(一卷)

市女笠を左の手に持て右に杖突たる、むかし姿の女畫、此末あり。

戸部 尙」とあり。此彩畫一敢齋永慶軍記の作者也にやあらむ、畫形能似たり。

社のわかまつのまき

○松倉 邑

神宮寺邑屬郷
二村之内

○里正 市 左 衛 門

佐々木氏

○此邑神宮寺村の二里東方、玉川の岸に在り。また枝郷あり、大河原といふ小字多し。○享保郡邑記に、松倉村家員十六軒、大川原同八軒、内三軒小杉山支郷、大久保、小屋場、古川端ヨリ下古川切松倉分五軒。」と見えたり。萬治のはじめ小杉山邑の新墾しに出て今は一村と成れり。其世の御圖牒あり、そのころはいまだ山本、郡たりしと見ゆ。その姥帳左のごとし。

萬治元年

戸村大學分

仙北山本郡松倉村御檢地野帳

戊、九月

佐川八左衛門

また北檜岡村には「仙北山本郡北檜岡村打直御檢地帳」としるして、寛文七年未四月廿七日「云々と見えたり。いづれの邑にも有しものから、其古牒、火災、水亡ひのため みづのためにうせたるなるべし。

○鎮守若松明神、社

○齋主四、屋村與治右衛門。天和、年四屋邑の與次右衛門といふ山賤山に入り

しとき、としいや高き翁の、火あらばたうびてと近より火を丐ひ給ひて、吾を此地に祀らば、末里民の繁榮守護むとてかいけち給ふ。しかして後に湯神樂といふ事して、其神の靈號は某神なにかとかまをし奉らむとまをせば、託宣ありて、わが號は若松名神とて、神は去らせ給ひしといへり。そのゆるよしをもて、此神社は齋奉しりとなむ。

○鷹巢山

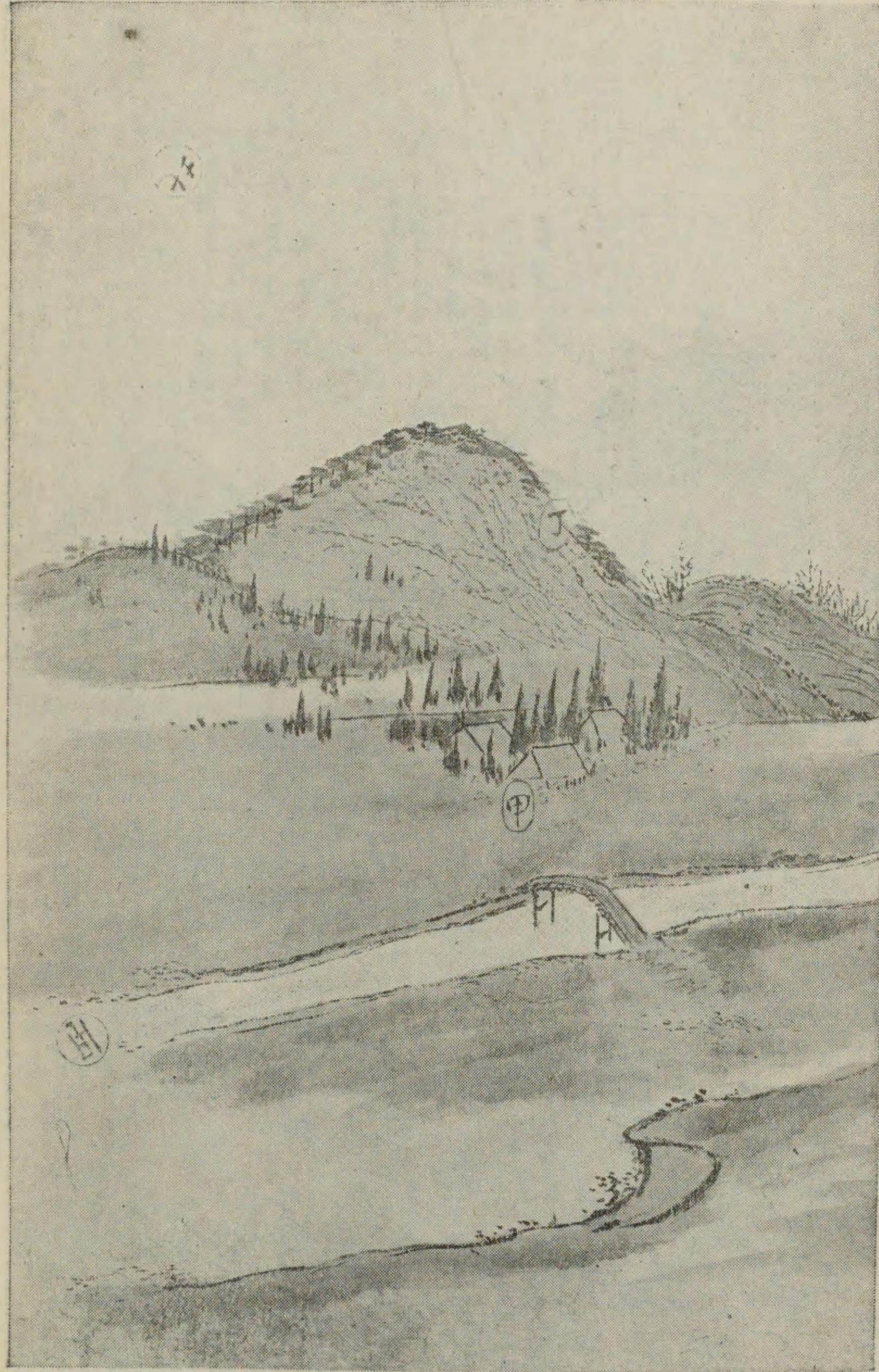
此山はいとく、高き岩山にして玉川の淵に臨て峙ち、鑑見内の村なる暮林といふ地に河

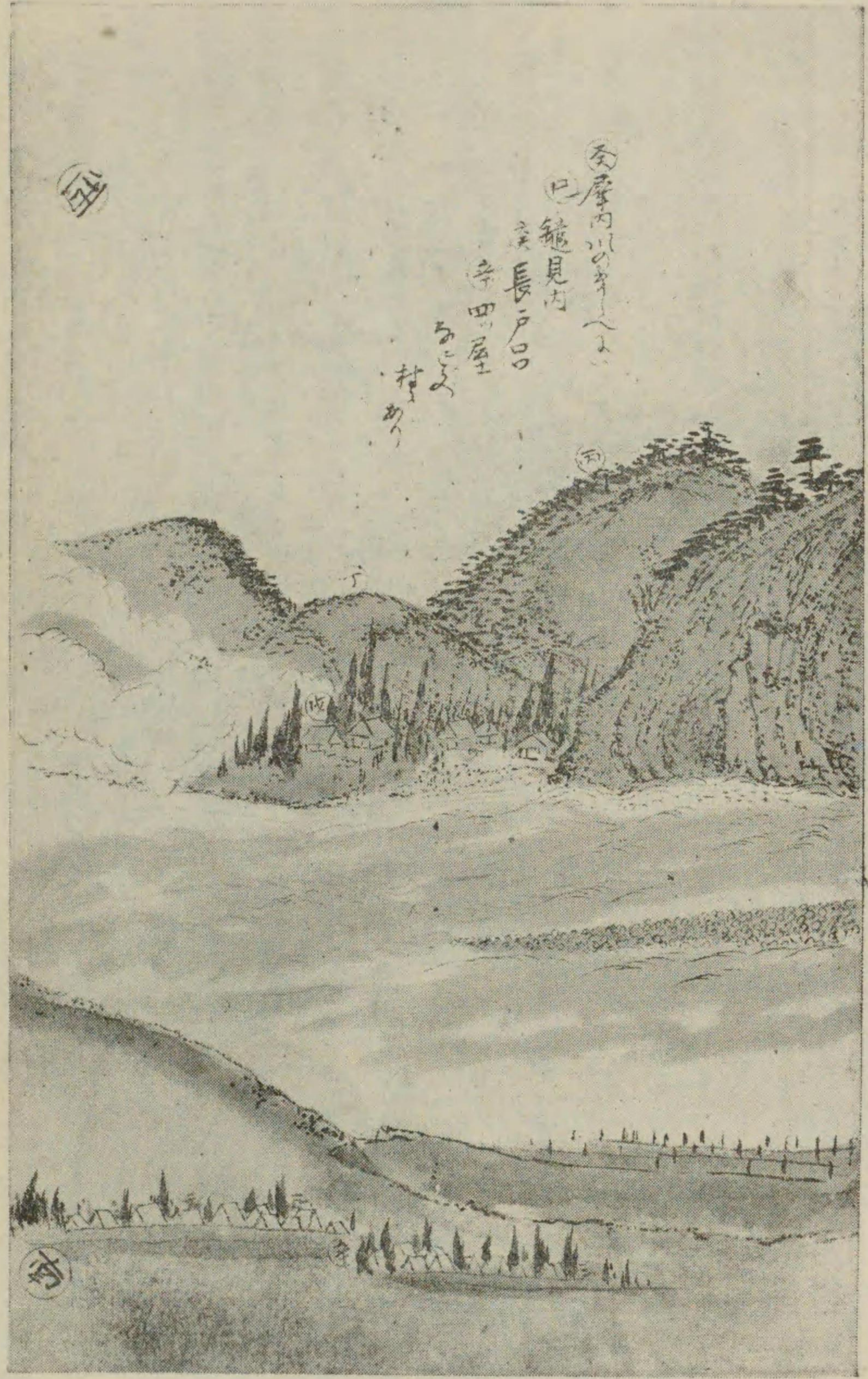
を隔て向ひたり。此嶺より廿尋まりも下りて、巖上に鶺鴒はぐさの巢あり。此鷹を鎌隼とて、むかし安部貞任が放ちたるが、今し世かけて逸物産ると云ひ傳ふ。是を考ふに、いにしへ興世おきよなごか諏方の賢鷹に獻たらむものか、興世は名譽の鷹飼にて、鷹のこぢちや知りたりけむ。かまはやぶさは七月の始より出る鶺鴒の名也、そを須波の神賢みくにへの鷹といふ也。鎌とは芒穂むげ刈り、菅御射山祭七月廿七日也のよしをもてしかいへり、此鶺鴒は諏訪の御賢を捕りて、諏方の御神に其鳥を奉るといへり。前中納言定家卿鷹三百首、中に、

巢おろしの初鳥屋出しの若鷹を諏方の御狩にとりやかはまし。

荊りて茸く穂屋の薄のみさ山に鎌隼や御鷹なるらむ。

月出羽道(仙北郡六)





○地堰埭を玉川より
幸へて大井代と
水引て神宮寺村
一郷の子断の田佃り
を北条を北極園の
田にすしす。
楳の水口の二産が
五間高サ八間
六郎しす
ことあること
しす



鎌鵠は風剪に鎌ノ羽といふがありて、諸鳥の首を剪事疾といふ俗語あり。此隼は背前に尖齒あり、また大鷹は背の中に尖齒ある也。鎌隼とはたゞ、をばな刈葺くより出し名なるべし。」

○松倉邑

○總家員二十六戸、内五戸枝郷 ○總人員百四十四人也 ○總馬員十七疋。

きしの玉水の巻

○長戸呂邑

神宮寺屬村
二郷ノ内

○里正 彌右衛門 佐々木氏

○此邑貞享元年小杉山村より分郷といふ。長戸呂、長土呂、長泥、また長瀬などに作て平鹿、郡横手山内及ところくゝに在る名也。人の姓にもあり、最上出羽守義光、家士に長瀬三郎左衛門といふ人慶長五年に俘浪人となりしが、その最上の浪士など此山北に入りしといへば、そがうからやからところくゝ住たる地をしか云ひて、假字に長土呂、長戸呂などに作るにこそあらめ。

○一郷鎮守愛宕大權現 祭日六月二十四日、別當行人春光坊。

○神明宮 ○雷公社 ○観音ノ堂祭日並同上。

此一村玉河の東にありて稻田佃、また紫芋子里いふ也。てふものを作りて、是を肆里に販て家業とせり、さりけれど平鹿の横手山内、また北浦産に劣れり。此邑にかぎらず、松倉邑などもみな芋の産あり。○

山伏二戸あり。

○彌勒院 修驗宗

○此彌勒院由緒累世さだかならず。

○春光坊

○春光坊行人は、むかしは一世別行の家たり。

○長戸呂邑

○總家員二十九戸 ○同人員百十五人 ○同馬數十三疋。

○仙北郡神宮寺郷古記由緒録 一卷

此一冊富樫傳市郎筆記也

○八幡宮

○嶽山

○花藏院

○寶藏寺

○姫神山

○館

○本郷

○高野

○枝郷○十五村、内五ヶ村敗村

○關口村

○金葛村

○長山村敗村

○蒲村

○福嶋村

○宮田村

○大浦村

○荒屋村敗村

○下大浦村

○二子澤村敗村

○八石村

○遠月村

○横町村敗村

○荒床村敗村

○宇留井谷地村

一 八幡宮由來之事

大同二年坂上田村丸御建立、御棟札あり。

月出羽道(仙北郡六)

延久三年源義家朝臣御再建、御棟札無之候。

建久三年右大將源頼朝公御再建御棟札あり。大工は式部修理宜家棟梁として、已下十一人にて全く成就、八月十五日御遷宮。此節頼朝公白綾簇一旒、並御軍扇を納玉ふとあり今無之候。御鳥居の外には御七五三をかけ納玉ふ石あり、安永年中より川缺にて御社を今の御社地へ奉遷しより、御本社と長床の間にかの石を立柵をゆひ不淨を禁。今も御祭事之節六供或は祈願により御七五三をかけ、御神輿を供奉の銘々御祭事終れば、この石へ御七五三を納候古例なり。又源義經公奥州御下向之時品々奉納ありし由寶藏寺焼失の時分無殘焼失ひ候よし。觀應二年戸澤殿御再建この節戸澤公角館邊居城のよし御棟札あり。此節別當神宮寺へは神馬御掛物を給りぬ、太夫盛勝、並六供衆頭へ知行三十石を給るよし。この六供と申唱候は平朝臣盛政、仲原親能、宮道國平、藤原知房、道知弘、僧秀西、是等は古き書付に見得申候。其後は六供屋鋪とてあり、右家々は佐藤右衛門、平左衛門、角兵衛、伊左衛門、久右衛門、是も古き書付に見得候。この六供の家も跡絶候て、今は佐藤右衛門と申者のみやしき百姓にて家跡あり。角兵衛、久右衛門などは、其類葉別家などにて今にあり。伊左衛門正徳年中まで長役など勤候書付あり平左衛門などは其跡更になし。

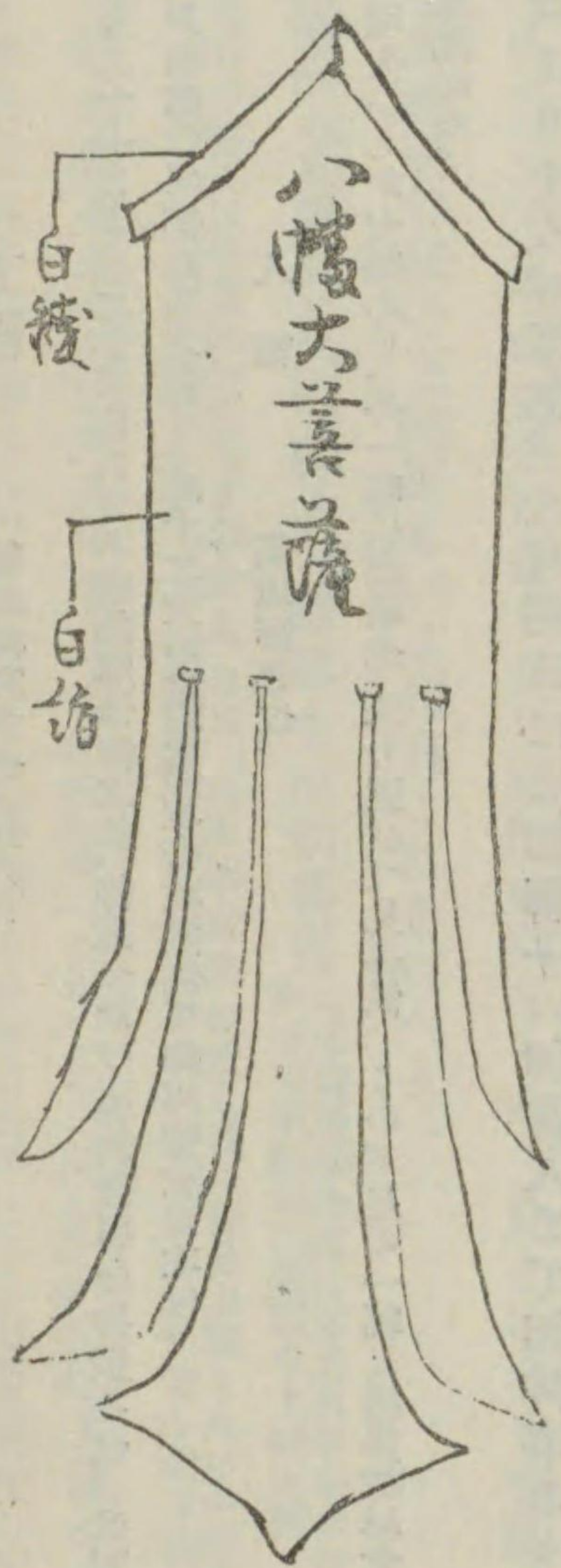
八幡宮は、往古は今の御社より西の方に當りてありしか、安永年中洪水度々にて當村の家土藏等今この屋敷り夥しく川缺になり、御社地へも缺込候に付天明元丑年、家後と申字ある麻糸畑を御社地に拜領して、御宮殿を車に奉乗候て新御社地へ奉遷候。この古御社地の宮殿のうしろに槻の大木あり、この木今太治右衛門と申百姓の家の西脇になりて、枝梢大に垂れていつとなく木中に朽入、大風の折からはふりう

ごきて近邊の人家危く見得候に付、文化十二年の春朽候枝をきり取申候、今その元木に枝少々残り申候又往古の御社地の内北の方に當りて普徳水と申て名水ありしか、今は名のみ残り申候。今の神主の屋鋪の内東南の間に、隠れ里と申候て石倉の森三十年已前は諸草生茂り候へしか、今この神主切平均候て森もひきく相成候あり。この普徳水は其所の西の方にあり今齡六十に餘り候老人共、その清水ありしこと覺申侍るなり。

八幡宮寶物はむかしはいとしくありしか、瀬戸村養森山嶽山の邊り麓にありし村なる由出火にて八幡宮殿寶藏、並神宮寺の民家悉く焼亡いだし餘多の御寶物も焼失ひ、御棟札之内三枚、御室御寶物六品のみ残り申候。

- 一 碼腦石 往古は明觀石と唱來りしか、源義處朝臣御覽被爲在候て碼腦石と御改あり、御箱御寄附被成置候。
- 一 白綾御簇 建久三年右大將頼朝公御奉納の品なり。

御簇圖



一 明神と申唱候畫像掛物

壹幅

地藤紙也。

月出羽道(仙北郡六)

一大師と申唱候同

壹幅 同斷。是は破れ損じぼろ／＼と相成申候。

一十二天畫像 同

十二幅 絹地極彩色也。

是は花藏院におゐて正月二十七日より二十八日まで不動護摩修法之節、佛殿へかけ供物燈明を捧祭る也。又天樹院様當宿御休之節も度々、又六郷宿、戸鳴宿にて御止宿之節も、此十二天の畫像御取寄被遊候て御拜覽被爲在候。

一八相畫像 同

八幅 絹地彩色也。

此八相の内一幅いつの頃失ひしか七幅あり、外一幅は藤紙也、筆も違ひて見得候。この不足の一幅は雄勝郡杉宮吉祥院寶物の内にある由、慥ならねと風説あり。

八幡宮御神祭八月十四日より十八日迄也。八月朔日には御獅子の御齒入とて御神事あり、此日御鳥居へ七五三繩を張候て、十四日の夜この御注連繩を二ツに切り申候。朔日より十八日までは不淨を禁め、死人ありとも火葬を禁め、重縁に無之候得は其家へ出入不致候。十四日丑寅の頃、町末本郷と申所の家後に白山神社の宮あり、この社へ御旅と申候て御神興行幸也。是は享保七年より始るよし。翌十五日同社より本宮へ御遷幸、此節本宮には御祈禱、長床には御神樂、御社の南の方に姥杉と申杉あり、此所にては獅子舞三ヶ所にて御神祭先例也。同十六日は御禮と申あり、是は神主、下社人、獅々子ともに花藏院へ入り、それより六供屋鋪、並御禮屋鋪と申家也。この六供屋鋪、御禮屋しきは、佐藤右衛門。與助、七十郎。是は角兵衛屋敷(久右衛門屋しき也、同人類葉也。専右衛門。外は御禮屋しき重右衛門。市助。仙波三郎左衛門(澁江内膳殿家人也、伊左衛門屋しき)。富樫傳一郎彦十郎。甚吉、丑之助。四郎左衛門)の家は村中御獅子相廻り候後の御禮なり。あり、この家々にて御祈禱、獅子舞等あり。右の御禮濟候得は村中家毎に御獅子相廻り申候。十七日十八日は當村枝郷へ御獅子廻申候。十八日朝

は木直村へ參申候。木直村は南檜岡村枝郷に候へとも、往古木直村の氏神と申藏王權現のやしるは嶽山折居の宮也。他村の枝郷、この木直村に限り御獅子の參ること往古の縁によりてか、詳にしれず候。

八幡宮は慶長七年屋形様當國へ被爲入候より、御上の御普請の宮殿と相成申候。御造營度毎御代々の御棟札あり。今は戸澤殿の寄附せられ候三十石の知行と申もなく、御米五石宛、年々當村の御物成の内より御神料として被下候。この御米は別當、神主、神子、下社人配分致候。白綾御戸帳御先例にて御寄附ありて天明六年當村太兵衛と申者出火に宮御寶物、御寄附の品々、御道具等當村長藤井宇左衛門と申者へ、誂置候所、この出火にて同人土藏も類焼致し右品々焼失仕候。この節前に書印六品の御神寶、御獅子斗、誰出し候と申もなく出申候由。この時綾の御戸帳も焼失に付羽二重にて假御戸帳被下候、文政三辰としに先季の通り白綾御戸帳御寄附あり。其外當社は御供備の器、並に御燈籠十七、長床外張の御幕とも無殘御當君様御紋也。社内社外共に御神祭の節は、御燈籠は香の圖の御印付なり。又御參勤御下國共年々御直參、又は御代參有之申候。御巡見様、御國目附様等御下國之節は、御先例にて御參詣被爲在候。

又三月三日は、八幡宮におゐて桃の流鏑馬の神事なり。そは和名鈔にいへる宇末由美のさませしものなるに、としへてかちゆみとなり、今は射朶にむかひて射的たしやとはなりぬ。此まご弓も齋藤伊勢正か家の射方なりしか、今は佐々木神子の家の三河正といふ祠官たしやこれを行へり。

別當去河山神宮密寺花藏院 松橋流眞言宗、神主當齋藤安房頭盛喜この安房頭先祖は俗名與平治と申候由、天和元年先號、同年屋形様へ御目見相濟。往古の神主は今齋藤伊勢頭と申社人あり、此家兩度斷絶致し候に付神主職も失ひ申候由。天和の末に八幡宮御祭事、當神主に附屬してこの伊勢正末子出勤せしが、又この家斷絶いたし候て享和二年他よりこの家を繼申候。今は同社の御祭事に出勤不致候。當時は枝郷八石村神明宮の祠官と相成申候。社人佐々木三河正と申者あり。此家は、神護慶雲の頃帝都より女子と元祿年中までは宮四郎と申、往昔より八幡宮神子の家也。古き書ともありしか、むかし甚九郎と申者の出火にて、この家類焼致し古書とも焼失ひ、正徳年中よりの書ともあるよし。社人官は當代三河正、始て吉田におゐて免狀受申候。

末社諏訪大明神、稻荷大明神兩宮は御上の御造營也、御社内の東に伊勢大神宮の宮あり。八幡宮御社地

廣五十七間、御鳥居の外道長二十六間、掬三間。

一 嶽山由來

高サ八丁餘、廻り千三百五十間餘、澤數三十一澤、本郷より麓まで十町餘。

本宮六所大明神

御社地絶頂六間七間、御社二間四面也。

往昔山北山本郡たりし頃、副川神社興津比賣命を齋祭奉るよしを勸請奉し宮殿のよし申傳のみ有之候。此山の麓の流は御食川也、出羽の玉川の流もこの所にて落合申候。しかるに、いつれの年か六所大明神とあかめ奉りしや年號知れ不申候。六所の御神と申は稻倉魂命、五十猛命、金山毘古命、高彦根命、大己貴命、事代主命なりと云々。

折居宮愛宕神社

嶽山より五丁餘隔申候、末に委しくしるす。

同 藏王權現

同山より十丁餘隔木直村と申所に遷座。右藏王の御社、往古小澤山觀音寺と申候

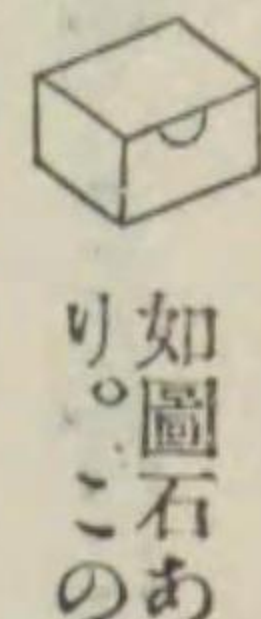
て觀應年中まで此宮の別當にてありし由、當村花藏院末寺たりし由申傳へ有之候へとも、今は本末のわけも無之候、又花藏院にも著き書も見得不申候。觀音寺は今は南檜岡村にあり。又御嶽の麓南より北向に落出候澤を小澤と唱、近所の田畑の字も小澤と申候。往古小澤村と申當村枝郷ありしか、今は絶村に相成申候。才の神など申あり、今田地の字也。此小澤村より本郷へ引越候家三四軒もこれある由、今は新助、兵太郎など申百姓右村よりの引越也。又藏王權現は當時折居と申事も消絶候て、木直村南檜岡村の枝郷なりの氏神とのみ相成、右村三左衛門と申百姓俗別當にて守護致候。この三左

衛門は當村三右衛門當時は六兵衛と申と申者の分家にて、この三左衛門別家木直村に多し、六兵衛と申は舊家也。又往古藏王權現の社内は神宮寺村分と見得候、姫神山より續き蛇走り山、木落山、宮山、湯船澤

山、草か臺山、土手森山、備中長根山、右山々絶頂峯境にて西北の方山々は神宮寺村分たりしか、延寶二年南檜岡村と地境論これあり、其節木直大澤境と相定るこの大澤は藏王權現の西に落出る澤也、同年右村と境筋の證書あり。よつて藏王

權現の社も神宮寺村分の内に遷座也。しかるに貞享元年又々南檜岡村と山境論地に相成、此節は

木落山より寺屋敷山、日向平山、鳥羽長根山この鳥羽長根山細道の東の方唐櫃石と號石あり、陰五尺餘、長九尺斗高一尺八九寸も、これあるべく、その形は



如圖石あり、この

石の邊り杉三四本あり、又、この石より絶頂まで番石と唱高三四尺の石立並ひ七ツ斗あり。寶藏寺十三世の和尙、この石を寺の庭前に運んとて人夫をつかはして廻らせれども、その石の根深く中々掘出す事不叶延引致し候由。苦森山、猪平

山、前山は神宮寺村分、右山より西男築紫山この山の絶頂より纒下々に風穴と申あり、是より風常に吹く出申候。又この穴に石などおどしいるに、其音や久し女つくし

山、片平山は南檜岡村分と被仰渡候に付、是にて藏王權現の社は南檜岡村分の内に相成。

本宮並折居二社とも大寶元辛丑年始宮殿造營也。其後大同二年坂上田村丸御再建、元久三年神主太夫盛勝再建、觀應二年戸澤殿御再建、此節田地八百疇を被爲寄附候由其頃戸澤殿此邊領せられ候よし。今此田地もなく、又孰

れ地を御寄附ありしと申事も見得不申候、古き書ともに見得候のみなり。又本宮副川神社と奉申も、六

所の御神と奉申しも年號不知、年經て又、六面觀世音菩薩なりしとて御室に觀世音の御像ありし由。此

御像、寶永五六年の頃淺利太賢と申神學者順國之節、當村仙波三郎左衛門と申澁江内膳家に暫く逗留して

嶽山に詣て此像を見て、宮社に佛像のあることいかなりとて山下へ投落奉りしと申傳るなり。又こ